

大阪産業大学学則

制 定 昭和40年4月 1日
最近改正 平成22年3月19日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 大阪産業大学(以下「本大学」という。)は教育基本法に則り、学校教育法の定める大学として、産業、交通に関する学術を中心に、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授し、研究し、個性豊かな教養高き人格を備え、応用能力と実践性に富む有為な人材を養成し、文化の向上と産業、交通の発展に寄与することを目的とする。

(学部、学科)

第2条 本大学に次の学部および学科を置く。

人間環境学部	文化コミュニケーション学科 生活環境学科 スポーツ健康学科
経営学部	経営学科 流通学科
経済学部	経済学科 国際経済学科
工学部	機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科 情報システム工学科 建築・環境デザイン学科

(教育研究上の目的)

第3条 本大学の学部および学科の教育研究上の目的は、次の各項および各号のとおりとする。

- 人間環境学部は、人間環境の形成に関わる総合的視野と認識・判断能力を涵養することを教育の目的として、実践的教育を通じて、学ぶ意欲と問題解決能力を身につけた人材を育成する。また、人間環境の本質、諸相を解明し、文化・生活・自然を総合的にとらえる学問領域の構築ができる人材を育成することを人材養成上の目的とする。
 - 文化コミュニケーション学科は、日常生活様式としての「文化」および個々の文化成員がそれを受け継ぎ体系化していくための「コミュニケーション」について、様々な視点から探究し、より豊かな人間性を獲得し、多面的な社会のあり方を受容し、よりよい社会の構築に寄与する能力を修得させることを教育目標とする。
 - 生活環境学科は、住まいから都市・地域に至る多様な生活環境を科学的に理解することを基本とし、よりよい人間環境や自然環境の形成や地球環境の保全に資する能力を修得させることを教育目標とする。
 - スポーツ健康学科は、環境の中で「人間」がよりよく生きるとはなにかを総合的に理解し、スポーツ科学と健康科学の両面から人間の生活の質を向上させるための教育研究を実施する。また、その成果をもって社会全般を支援できる能力を修得させることを教育目標とする。
- 経営学部は、専門知識の修得と独立心やコミュニケーション能力の向上により社会で信頼される人格形成を促進し、将来各般の産業分野で活躍できる人材を育成することを人材養成上の目的とする。
 - 経営学科は、多様化する現代社会のニーズに対応すべく、企業経営・会計・マーケティング・情報システムなどビジネスに不可欠な幅広い知識を修得させることを目指す。個性豊かで活力ある人材の輩出と職能別・産業別に具体性の高い教科内容を拡大し、社会に有用な能力を修得させることを教育目標とする。
 - 流通学科は、流通領域におけるイノベーションを推進し得る能力、具体的な流通問題に対して的確

に判断し企画立案し得る能力、物流システムの構築をし得る能力、グローバルな観点からビジネスを遂行し得る能力、流通に関する情報分析・処理をし得る能力、エコロジカルなマーケティング戦略を構築し得る能力を修得させることを教育目標とする。

4 経済学部は、経済社会の情報化・国際化が進展する中で、日本および世界の経済構造を研究分析するとともに、経済社会の変動に対応しうる分析力と判断力を備えた人材を育成することを人材養成上の目的とする。

(1) 経済学科は、経済社会の情報化・国際化が進展する中で、経済社会の仕組みを理解するための基礎知識を身につけ、総合的視野に立って経済社会の変動に柔軟に対応しうる能力を修得させることを教育目標とする。

(2) 国際経済学科は、経済社会の情報化・国際化が進展する中で、日本はもとより世界経済の発展に貢献するため、経済社会の国際化に適用する分析力と判断力を備えた能力を修得させることを教育目標とする。

5 工学部は、自然環境と人間社会との健全かつ永続的な調和と共生を基に、与えられた環境の中で応用力と柔軟な発想で個性豊かな創造力とユニバーサルな視点をもって最善の努力ができる人材を育成することを人材養成上の目的とする。

(1) 機械工学科は、素材を加工し付加価値をつけ、社会が必要とする製品を作り出す(ものづくり)技術を修得させるため、技術が社会に及ぼす影響を地球的観点から考え、修得した知識をもとにデザインし、ものづくりができる自立した能力を修得させることを教育目標とする。

(2) 交通機械工学科は、自動車、航空機、鉄道など個々の輸送機械のみならず、それらを効率的に機能させる制御および管制のネットワークも含めた幅広いシステムについて探究する。これらの教育・研究により、交通機械とそのシステムに関する研究開発や実務に対応できる専門能力と、交通機械と人のつながりを多面的に考察し、環境問題や人々の福祉にも貢献できる能力を修得させることを教育目標とする。

(3) 都市創造工学科は、自然と人間との健全かつ永続的な調和と共生のもとで都市創造について幅広く考えることができ、社会に与える影響力の重要性和社会的責任とを理解・自覚し、良識と高い倫理感、かつ国際的視野をもって、自主的に課題を探究し、周りにも働きかけ、自らも解決策を見出し実践することを念頭に置き、実務的な事柄を着実に遂行できる能力を修得させることを教育目標とする。

(4) 電子情報通信工学科は、高度情報化社会の進展に伴い、電気関連産業における中心が、電子・情報・通信工学を融合させたものへと変遷を遂げる中で、電子・情報・通信分野の学習を通じて、ユビキタス情報化社会、高度情報化社会の未来を切り拓く能力を修得させることを教育目標とする。

(5) 情報システム工学科は、ユビキタス社会における情報システム技術として、ソフトウェア開発、ネットワーク、マルチメディア、組込みシステムに係わる基礎技術の教育研究を実施する。これによってユビキタス社会における情報システム技術の研究・開発、設計・製作の能力を修得させることを教育目標とする。

(6) 建築・環境デザイン学科は、地域・都市・建築・インテリア・クラフトデザインなどに関する総合的な学習を展開し、より良い生活環境を創出するための基礎力を身につけさせると共に、学生個々の素養・能力・志向に応じた教育を通じて、一定水準の知識、技術力を備えた能力を修得させることを教育目標とする。

(大学院)

第4条 本大学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

(入学定員、3年次編入学定員および収容定員)

第5条 本大学の学部属する学科の入学定員、3年次編入学定員および収容定員は、別表第1のとおりとする。

(修業年限)

第6条 本大学の学部の修業年限は4年とする。

2 学部の同一学科においては、休学期間を除き、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。ただし、経済学部および工学部ゆめ育むコースにおいては、学科配属前の期間を含む。

3 第24条による留学期間のうち、1ヵ年以内は、修業年限に算入することができる。

(修業年限の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、本大学の学部に3年以上在学した者が、卒業要件単位を優秀な成績で修得し、別に定める基準を満たしたと認める場合には、その卒業を認めることができる。

第2章 学年、学期および休業日

(学 年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第9条 人間環境学部は、4年間を8セメスターに区分し、各学年の前期を奇数セメスター、後期を偶数セメスターとする。

奇数セメスター 4月1日から9月20日まで

偶数セメスター 9月21日から翌年3月31日まで

2 経営学部、経済学部、工学部は、学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。ただし、必要のあるときは、学長は臨時に休業日を設けることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 本学園の創立記念日 11月1日

(4) 春期休業 2月22日から3月25日まで

(5) 夏期休業 7月27日から9月14日まで

(6) 冬期休業 12月22日から翌年1月7日まで

2 前項の休業日については、学長は教授会の議を経て、変更することができる。

第3章 入学、学籍および留学等

(入学時期)

第11条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第12条 第1年次に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、その年度の入学試験に合格した者でなければならない。

(1) 高等学校を卒業した者、または通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者

(3) 文部科学大臣が指定した者

(4) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣が行う大学入学資格検定に合格した者

(5) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(6) 相当の年齢に達し、本大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(編入学)

第13条 本大学の各学部においては、第3年次に編入学させることができる。

- 2 編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の試験に合格した者でなければならない。
 - (1) 大学院を修了した者または大学を卒業した者
 - (2) 短期大学を卒業した者または高等専門学校を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総時間数が1,700時間以上)を修了した者
 - (4) 大学に2年以上在学し、62単位以上(卒業要件に算入されるもの)を修得した者
 - (5) 外国において本邦の高等教育課程と同等の課程を修了した者
 - (6) 本大学が指定する外国の高等教育機関において、前第4号に定める者と同等の資格を取得したと認定された者
- 3 編入学の試験その他に関しては、別に定める。

(再入学)

第14条 本大学に再入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の試験に合格した者でなければならない。

- (1) 自己の都合により本大学を退学した者で、出願時に退学後3年を超えない者
- (2) 授業料未納のため除籍された者で、出願時に除籍取消期間満了後3年を超えない者
- 2 前項第1号および第2号の定めにかかわらず、特別な理由がある者については、3年を超えても再入学の出願を認めることができる。
- 3 退学または除籍前の学部の学科と異なった学部の学科に再入学することはできない。ただし、経済学部および工学部ゆめ育むコースにおいては、退学または除籍前の学部または学部の学科に再入学することとする。
- 4 再入学の試験その他に関しては、別に定める。

(転入学)

第15条 学部または学部の学科に欠員があるときは、他大学に在学中の者を、所定の試験を行い、転入学させることができる。

- 2 転入学の試験その他に関しては、別に定める。

(二重学籍の禁止)

第16条 本大学に現に在籍している者は、本大学の大学院、2以上の学部学科、大阪産業大学短期大学および他の大学院、大学、短期大学、高等専門学校または専修学校の専門課程(修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総時間数が1,700時間以上)に在籍することができない。

(転籍等)

第17条 本大学に在学中の者で、学部変更、転科または転コース(以下「転籍等」という。)を願い出た者については、その者が希望する学部または学部の学科に欠員があり、かつ、所定の試験に合格したときは、転籍等をさせることができる。

- 2 転籍等については、第1年次に在学する者に限り、願い出ることができる。ただし、第2年次以上に在学する者であっても、あらためて第2年次への転籍等を願い出るときは、この限りでない。
- 3 転籍等の試験その他に関しては、別に定める。

(入学手続)

第18条 入学試験(編入学試験、再入学試験および転入学試験を含む。)に合格した者が、所定の期間内に、入学手続きを完了したときは、学長は入学を許可する。

- 2 正当な理由により、前項の手続きを行うことのできなかつた者にたいしては、学長は、教授会の議を経て、入学手続きを猶予することができる。

(退学)

第19条 病気その他のやむを得ない理由で退学しようとする者は、所定の手続きを経て、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第20条 病気その他の理由で休学しようとする者は、所定の手続きを経て、学長の許可を受けなければならない。ただし、休学期間は通算して3年を超えることはできない。

- 2 学長は、前項の願い出があったときは、教授会の議を経て許可するものとする。
- 3 前項による休学の許可は、休学願い出の時からその年度の終わりまでとする。ただし、特別の事情があるときは、年度を超えて許可することができる。
- 4 休学期間中の授業料は徴収しない。ただし、学期の途中から休学する者にたいしては、その学期の授業料は全額徴収する。

(復学)

第21条 休学期間の途中で休学理由が消滅したときは、所定の手続きをとり、教授会の議を経て、学長の許可を受け、復学することができる。

- 2 復学者の修学条件は、その者が入学した年度のものを用いる。
- 3 学期の途中で復学した者にたいしては、その学期の授業料は全額徴収する。

(欠席)

第22条 病気その他の理由で欠席しようとする者は、所定の手続きにより、届け出なければならない。

(除籍)

第23条 学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、除籍する。

- (1) 学費を納入期限を超えても納めないとき
 - (2) 長期にわたって欠席し、または病気その他の理由で成業の見込みのないと認めるとき
 - (3) 在学期間が、第6条第2項に定める期間を超えたとき
 - (4) 死亡したとき
- 2 前項第1号によって除籍された者は、納入期限の翌日から1ヵ月以内に限り、除籍の取り消しを願い出ることができる。ただし、特別の事情により、納入が困難な場合には、願い出によって、さらに1ヵ月の猶予期間を認める。

(留学および短期語学研修生の取り扱い)

第24条 学生が、協定または認定する外国の大学に留学を希望するときは、教授会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学または本大学の海外教育施設等に短期語学研修生として学修する場合に準用する。
- 3 第1項の留学および前項の短期語学研修生に関する規程は、別に定める。

第4章 教育課程、履修方法および課程修了の認定

(教育課程)

第25条 学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 各学部の授業科目の分類、名称および単位数は、別に定める。
- 3 授業科目によっては、教授会の議により、年度によって開講しないことがある。

(単位)

第26条 各学部の授業科目に対する単位数は、次の基準に基づき、教授会の議を経て、定めるものとする。

- (1) 講義および演習については、15時間または30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習および製図については、30時間または45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、実験(製図等)を含む科目および演習を含む科目ならびに卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と

みられる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教授会の議を経て、単位数を定めるものとする。

(履修方法)

第27条 学部の学科は、教育上の区分として、専攻分野別の履修コースを置くことができる。

2 専攻分野別の履修コースおよび授業科目の履修方法については、別に定める。

(授業科目修了の認定)

第28条 授業科目修了の認定は試験による。ただし、演習、実験および実習については、試験によらないで認定することができる。

2 試験の実施に関しては、別に定める。

3 第1項により修了の認定を得た者には、所定の単位を与える。

(成績の評価基準等)

第29条 授業科目の成績の評価は、その授業の方法、内容および計画ならびに成績評価の基準をあらかじめ学生に明示し、当該基準にしたがって行うものとする。

2 授業科目の成績は、100点満点とし、60点以上を合格とする。

3 試験の成績の評価基準は、別に定める。

4 すでに単位を修得した科目については、再び試験を受けることはできない。

(卒業資格)

第30条 卒業資格は、次の各号のいずれかに該当する者について、教授会の議を経て、学部長が認定する。

(1) 本大学に休学期間を除き4年以上(編入学生においては2年以上)在学し、当該学部修学規程の定めによる単位を修得した者

(2) 本大学に休学期間を除き3年以上在学し、当該学部修学規程の定めによる単位を修得し、かつ、別に定める基準にしたがって、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められた者

2 学長は、前項により卒業資格を認定された者に対し、卒業証書・学位記を授与する。

(学士の学位授与)

第31条 前条により卒業した者は、次の区分にしたがい学士の学位を授与する。

学士 (人間環境学)

学士 (体育学)

学士 (経営学)

学士 (経済学)

学士 (工学)

2 学位および学位の授与については、本学則のほか、別に定める大阪産業大学学位規程による。

(教職課程)

第32条 教育職員免許状の取得を希望する者のために、教育職員免許法および同法施行規則に基づく教職課程を置く。

2 本大学において、取得できる教育職員免許状の種類および免許教科は、別表第2のとおりとする。

3 前項の免許状を取得するための授業科目の履修方法および取得すべき単位等必要な事項は、別に定める。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第33条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 第24条により定める大学において、学生が履修した授業科目について修得した単位を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

3 前項により与えることのできる単位数は、第1項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、教授会の議を経て、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、前2条により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第5章 学費および学費以外の費用

(学費等)

第36条 学費および学費以外の費用は、別表第3のとおりとする。

2 前項にかかわらず、第43条に定める外国人留学生の学費は、別表第4のとおりとする。

3 学費および学費以外の費用を一たん納入した後は、一切返還しない。ただし、一般入学試験合格者に限り、入学金以外の納付金は申請により、期限つき返還とする。

(学費の納入)

第37条 学費は、所定の期限までに納入しなければならない。

2 学費の納入については、別に定める。

第6章 職員組織、教授会および協議会

(職員組織)

第38条 本大学に、学長を置く。学長は、本大学を統轄する。

2 本大学に、副学長を置く。副学長は、別に定める大阪産業大学副学長規程第4条に定める職務を遂行する。

3 本大学に、教授、准教授、講師、助教および助手を置く。

4 本大学に、事務職員等を置く。

5 本大学に、教務助手および技術職員を置く。

(教授会)

第39条 本大学に、教授会を置く。

2 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学部長、教養部長および協議会協議員ならびに各種委員会委員の選出に関する事項
- (2) 各学部および教養部(以下「学部」という。)に関する諸規程の制定および改廃に関する事項
- (3) 学科の設置、廃止および変更に関する事項
- (4) 学科目の種類および編成に関する事項
- (5) 学生の成績評価に関する事項
- (6) 学生の入学、退学、休学、復学、転部および卒業その他学生の身分に関する事項
- (7) 学生の厚生および補導に関する事項

- (8) 学生の賞罰に関する事項
 - (9) 教育および研究に関する事項
 - (10) 教育職員の人事に関する事項
 - (11) 学部の予算に関する事項
 - (12) 学長より諮問された事項
 - (13) その他、学部の運営上重要な事項
- 3 教授会の構成員は、別に定める大阪産業大学教授会規程による。

(協議会)

第40条 本大学に、協議会を置く。

- 2 協議会は、次の事項を審議する。
- (1) 学則および学内諸規程の制定および改廃に関する事項
 - (2) 学部、学科の設置、廃止および変更に関する事項
 - (3) 主要な施設の設置、廃止および変更に関する事項
 - (4) 教育職員の人事に関する各学部共通の事項
 - (5) 教学に関する各学部共通の事項
 - (6) 学生の厚生補導および賞罰に関する事項
 - (7) 予算の編成執行の基本方針に関する事項
 - (8) その他、本大学の運営上重要な事項
- 3 協議会の構成員は、別に定める大阪産業大学協議会規程による。

第7章 科目等履修生および研究生

(科目等履修生)

- 第41条 本大学の特定の授業科目について科目等履修を志願する者があるときは、本大学学生の修学に妨げのない限り、選考の上、教授会の議を経て、これを許可することができる。
- 2 科目等履修生を志願できる者は、高等学校を卒業した者またはそれと同等以上の学力を有すると認められた者とする。ただし、教育職員免許状取得、その他法令に定める資格を得ることを目的とする者は、そのための必要な基礎資格を有することとする。
- 3 科目等履修生が履修した授業科目の試験を受け合格した場合には、単位を与える。
- 4 科目等履修に要する費用等は、別表第3のとおりとする。
- 5 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

- 第42条 本大学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本大学の教育研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者および卒業見込の者またはそれらと同等以上の学力を有すると認められた者とする。
- 3 研究期間は、6ヵ月または1ヵ年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 研究料は、別表第3のとおりとする。
- 5 研究生に関する規程は、別に定める。

第8章 外国人留学生

(外国人留学生)

- 第43条 外国人であって、第12条各号および第13条各号のいずれかに該当するものが入学を志願したときは、選考の上、外国人留学生として入学させることができる。
- 2 外国人留学生は、学則、外国人留学生規程およびその他の規程を適用する。

(短期外国人留学生)

第44条 前条第1項の定めにかかわらず、海外の大学との協定に基づき、当該大学の学生について所定の期間に限り受け入れを要請された場合は、または、海外の大学に在籍する学生が本学への留学を志願し、在籍大学から推薦を受けた場合は、原則として1年以内の期間に限り、学長は短期外国人留学生として受け入れを許可することができる。

2 短期外国人留学生の受け入れに関する規程は、別に定める。

第9章 付置施設および厚生施設

(付置施設)

第45条 本大学に、次の付置施設を置く。

- (1) 総合図書館
- (2) 産業研究所

2 前項の付置施設の運営については、別に定める。

(福利厚生施設)

第46条 本大学に、次の福利厚生施設を置く。

- (1) セミナーハウス
- (2) 医務室
- (3) 食堂
- (4) その他

2 前項の諸施設の運営については、別に定める。

第10章 賞 罰

(表彰)

第47条 学生で、他の学生の模範となる者、または本大学の名誉を高めた者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第48条 本大学の学則その他諸規程に違反し、または本大学の体面を汚し、あるいは学校教育法施行規則第26条の規定に該当する者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学および退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 雑 則

(学生生活)

第49条 本大学の学生として、学生生活を送るうえに必要な規則は、別に定める。

(学生部委員会)

第50条 学生に対する助言および補導のため、学生部委員会を置く。

2 学生部委員会に関しては、別に定める。

(規程の適用)

第51条 本学則および付属諸規程は、別に定めあるとき、または教授会の決定により特に指示したものを除き、入学から卒業までは、その者の入学時の規程を適用する。

- 2 編入学者、再入学者および転籍等をした者については、それぞれ入学または転籍等を許可された学部または学部の学科のその年次の者と同一に取り扱う。ただし、転籍等を許可された者が、すでに納めた入学金が新たに許可された学部または学部の学科の入学金より少ないときは、第17条第2項ただし書きの者を除き、その差額を追徴する。

附 則

(施行期日)

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
人間環境学部	文化コミュニケーション学科	610名	600名	600名
	生活環境学科	660名	660名	660名
	スポーツ健康学科	300名	400名	400名
経営学部	経営学科	1,115名	1,165名	1,215名
	流通学科	810名	820名	830名
経済学部	経済学科	1,100名	1,100名	1,100名
	国際経済学科	1,040名	1,040名	1,040名
工学部	機械工学科	450名	440名	430名
	交通機械工学科	590名	580名	570名
	都市創造工学科	375名	345名	315名
	電子情報通信工学科	420名	410名	400名
	情報システム工学科	440名	440名	440名
	建築・環境デザイン学科	440名	440名	440名
計		8,350名	8,440名	8,440名

- 2 工学部土木工学科名称変更に伴う経過措置

工学部土木工学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、土木工学科は、平成16年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

- 3 工学部機械工学科夜間主コースおよび同交通機械工学科夜間主コースの学生募集停止に伴う経過措置

工学部機械工学科および同交通機械工学科のコース制は、平成17年4月1日から廃止する。ただし、工学部機械工学科昼間コース・夜間主コースおよび同交通機械工学科昼間コース・夜間主コースは、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、機械工学科夜間主コースおよび同交通機械工学科夜間主コースは、平成17年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

- 4 工学部電気電子工学科名称変更に伴う経過措置

工学部電気電子工学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、電気電子工学科は、平成18年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

- 5 工学部環境デザイン学科名称変更に伴う経過措置

工学部環境デザイン学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、環境デザイン学科は、平成20年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

- 6 人間環境学部文化環境学科および都市環境学科名称変更に伴う経過措置

人間環境学部文化環境学科および都市環境学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、文化環境学科および都市環境学科は、平成20年4月1

日から学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

別表第1 入学定員、3年次編入学定員および収容定員

学 部	学 科	入学定員	3 年 次 編入学定員	収容定員
人間環境学部	文化コミュニケーション学科	140名	20名	600名
	生活環境学科	155名	20名	660名
	スポーツ健康学科	100名	一名	400名
経営学部	経営学科	300名	20名	1,240名
	流通学科	200名	20名	840名
経済学部	経済学科	265名	20名	1,100名
	国際経済学科	250名	20名	1,040名
工学部	機械工学科	100名	10名	420名
	交通機械工学科	130名	20名	560名
	都市創造工学科	75名	5名	310名
	電子情報通信工学科	95名	5名	390名
	情報システム工学科	105名	10名	440名
	建築・環境デザイン学科	105名	10名	440名
計		2,020名	180名	8,440名

別表第2 教育職員免許状の種類および免許教科

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
人間環境学部	文化コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 会 公 民
	生活環境学科		保健体育
	スポーツ健康学科		
経営学部	経営学科	高等学校教諭一種免許状	商 業
	流通学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 会 公 民 商 業
経済学部	経済学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 会 地 理 歴 史 公 民
	国際経済学科		
工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	工 業
	交通機械工学科		
	都市創造工学科		
	電子情報通信工学科	高等学校教諭一種免許状	工 業 情 報
		中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数 学
	情報システム工学科	高等学校教諭一種免許状	情 報
		中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数 学
建築・環境デザイン学科	高等学校教諭一種免許状	工 業	

別表第3

1. 学 費

(1) 入学金

(単位 円)

学部等 項目	人間環境学部 文化コミュニケーション学科 生活環境学科 スポーツ健康学科	経営学部 経営学科 流通学科	経済学部 経済学科 国際経済学科	工学部 機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科 情報システム工学科 建築・環境デザイン学科
入学金	250,000	250,000	250,000	250,000
再入学金	10,000			

(2) 授業料

(単位 円)

学部等 項目	人間環境学部		経営学部 経営学科 流通学科	経済学部 経済学科 国際経済学科	工学部 機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科 情報システム工学科 建築・環境デザイン学科
	文化コミュニケーション学科 生活環境学科	スポーツ健康学科			
年 額	720,000	850,000	708,000	708,000	980,000

(3) 教育環境充実費

(単位 円)

学部等 項目	人間環境学部		経営学部 経営学科 流通学科	経済学部 経済学科 国際経済学科	工学部 機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科 情報システム工学科 建築・環境デザイン学科	
	文化コミュニケーション学科 生活環境学科	スポーツ健康学科				
年 額	入学年度	160,000	230,000	150,000	150,000	282,000
	2年目以降	190,000	260,000	180,000	180,000	312,000

・経営学部経営学科(アパレル産業コース)については、入学年度のみ270,000円、2年目以降は240,000円とする。

2年目以降の授業料・教育環境充実費については、学年進行に伴い前々年度の消費者物価指数の平均上昇率等を勘案してスライド制を実施する。

(注)①上記授業料・教育環境充実費は全学生に適用する。ただし、在学年数が4年を超える学生(外国人留学生授業料減免措置を受ける者を除く。)および2年を超える編入学生(外国人留学生授業料減免措置を受ける者を除く。)の授業料・教育環境充実費は、その半額を減免する。

②前項ただし書きの適用にあたり、第2年次以上に在籍する者があらためて第2年次へ転籍等をする場合は、4年を超えるという条件に拘らず、転籍等後の所属学部・学科において修業年限を超えた時点から適用する。

(4) 科目等履修料および研究料

(単位 円)

項 目		金 額
科目等履修料	1単位	10,000

(単位 円)

項 目		金 額	
研 究 料	人間環境学部	6カ月	150,000
	経営学部	1カ年	300,000
	経済学部		
	工学部	6カ月	200,000
1カ年		400,000	

2. 学費以外の費用

(1) 検定料

(単位 円)

入学検定料	35,000	大学入試センター試験利用入試入学検定料	20,000
研究生検定料	30,000	科目等履修生検定料	15,000

別表第4

外国人留学生学費

(1) 入学金

(単位 円)

学部等 項目		人間環境学部	経営学部	経済学部	工学部
		入学金	250,000	250,000	250,000
再入学金		10,000			

(2) 授業料

(単位 円)

学部等 項目		人間環境学部		経営学部	経済学部	工学部
		文化コミュニケーション学科 生活環境学科	スポーツ健康学科			
年額	入学年度	880,000	1,080,000	858,000	858,000	1,262,000
	2年目以降	910,000	1,110,000	888,000	888,000	1,292,000

2年目以降の授業料については、学年進行に伴い前々年度の消費者物価指数の平均上昇率等を勘案してスライド制を実施する。

(注) 上記授業料は、全留学生に適用する。ただし、在学年数が4年を超える留学生(外国人留学生授業料減免措置を受ける者を除く。)の授業料は、その半額を減免する。

(3) 科目等履修料および研究料

別表第3と同額とする。

大阪産業大学学部通則

制 定 昭和47年12月23日
最近改正 平成22年 3月19日

第1条 大阪産業大学学則(以下「学則」という。)の実施に関する各学部(以下教養部を含む。)の通則は、別に定めあるものを除き、この通則の定めるところによる。

第2条 学則に定める学力の認定は、所定の試験を経て、教授会において行う。

第3条 学則第13条から第15条までに定める編入学、再入学および転入学(以下「編入学等」という。)の志願者は、次の書類を、所定の検定料(再入学志願者は除く。)とともに、期限までに提出するものとする。

- (1) 入学願書
- (2) 出身大学の卒業または修了証明書、成績証明書および各科目の単位数の配当時間表
- (3) 再入学できることを証明する書類(再入学志願者に限る。)

第4条 編入学等の選考は、学科試験、面接試験により行う。ただし、再入学については、履修単位の認定は行わず、退学前または除籍前の修得単位をそのまま修得単位とする。

- 2 学科試験および面接試験は、指定した日時、場所において行う。
- 3 学科試験の科目は、次のとおりとする。ただし、必要のあるときは、教授会の議を経て、変更することができる。
 - (1) 人間環境学部においては、小論文および外国語(英語)とする。
 - (2) 経営学部においては、小論文および外国語(英語)とする。
 - (3) 経済学部においては、小論文と、外国語(英語)または数学とする。
 - (4) 工学部においては、数学および外国語(英語)とする。ただし、建築・環境デザイン学科においては、小論文および外国語(英語)とする。
- 4 編入学生の単位認定は、科目ごとの単位認定は行わず、入学前の修得単位をもって当該学部学科が指定した所要の単位を修得したものとみなす。ただし、工学部都市創造工学科にあっては、この限りでない。
- 5 再入学および転入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱い、ならびに在学すべき年次については、教授会の議を経て学長が決定する。
- 6 再入学は、退学または除籍となった当時の年次に入学するものとし、学科試験は省略することができる。
- 7 転入学試験に合格した者は、入学手続の際、必ず以前に在学していた大学の退学証明書を提出すること。提出なき場合は入学を許可しない。

第5条 編入学等(再入学を除く。)を許可された者の入学金は、その年度の新生と同額とするが、授業料は入学を許可された年次のものを準用する。ただし、編入学の入学金については、別途定める。

第6条 学則第17条に定める学部変更、転科または転コース(以下「転籍等」という。)とは次のものをいう。

- (1) 学部変更 所属学部から他学部への移行
 - (2) 転科 同一学部内における他学科への移行
 - (3) 転コース 工学部ゆめ育むコースから許可された他コースへの移行
- 2 転籍等の志願書受理期間は、受理開始の1ヵ月前(1月中旬)に告示する。
 - 3 転籍等の志願する者は、前項の期間内に、志願書(様式第1号)の交付を受け所定の手数料とともに、教務課経由学長に志願書を提出するものとする。
 - 4 転籍等の志願者については、試験の成績および過去の成績を総合して、教授会において、合否を決定する。不合格者は従来どおり在籍させる。
 - 5 前項の試験は、第4条に定める学科試験および面接試験とする。ただし、学科試験は省略することができる。
 - 6 転籍等の志願者が、志望した年次には合格できないが年次を下げれば合格となるときは、本人の希望

により、年次を下げ合格とすることができる。この場合の授業料および修学の条件等は、合格となった年次の学生と同一に取り扱う。

- 7 合格手続きの際に、本人の申し出により、既に修得した専門教育科目のうち4単位までを、自由科目として卒業要件単位に算入することができる。
- 8 合格発表後は、転籍等の取り下げは一切認めない。

第7条 学則第18条に定める入学手続は、合格通知のさい指示する。

第8条 学則第19条に定める退学の願い出は、退学願(様式第2号)を保証人連署の上、学生証とともに教務課経由学長に提出するものとする。

第9条 学則第20条に定める休学の願い出は、休学願(様式第3号)を教務課経由学長に提出するものとする。

- 2 学則第20条第3項ただし書きにより許可を受けたときは、年度が変わるごとに休学願を提出するものとする。
- 3 休学期間が満了したときは、その翌日復学したものとして取り扱う。

第10条 学則第21条に定める復学の願い出は、復学願(様式第4号)を保証人連署の上、復学できることを証明する書類とともに、教務課経由学長に提出するものとする。

第11条 学則第22条に定める欠席の届出は、引き続き1週間以上欠席するとき、欠席届(様式第5号)を教務課経由学長に提出するものとする。

第12条 学則第23条第1項第1号に定める除籍の時期は、納付済の授業料の有効最終日の翌日とし、除籍通知はその日付を以って行う。

第13条 学則第23条第1項第2号に定める成業の見込みのない者の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

第14条 学則第23条第2項に定める除籍の取り消しの願い出の期間は、授業料延納者をふくめて、すべて学費納入規程第3条第2項本文に定める納入期限の翌日から起算する。

- 2 除籍取り消しの願い出は、除籍取消願(様式第6号)を保証人連署の上、滞納授業料、除籍取消手数料および除籍通知とともに、教務課経由学長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

この通則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日)

(施行期日)

この通則は、平成22年4月1日から施行する。

大阪産業大学人間環境学部修学規程

制 定 昭和40年4月 1日
最近改正 平成22年3月19日

第1章 総 則

第1条 大阪産業大学学則(以下「学則」という。)第27条、第28条および第29条に基づく人間環境学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

第2条 学生が履修する科目を分けて、基本科目、展開科目および実践科目とする。

第3条 授業科目のうち特定のものを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第14条第3項ただし書によるほか履修期間および成績の取り扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。

第4条 最終学年において、卒業研究の審査に合格しなければならない。

2 卒業研究をさらに半年間継続の必要があると判定された者は、次年度の前期末あるいは学年末に再審査を受けることができる。

第5条 専攻分野別の履修コースは、次のとおりとする。

2 スポーツ健康学科は、スポーツ支援コース、健康支援コースおよび健康・スポーツマネジメントコースに分ける。

第2章 履修申請

第6条 履修申請は、セメスターごとに履修する科目を定めて、教務課経由学長に届出なければならない。

なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

(1) 履修申請期間は、学年の初めに、教務課の掲示板によって告示する。

(2) 同一時限に2科目以上の履修申請をしても受理しない。

(3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は一切受理しない。

また、申請期間経過後は、申請内容の変更を一切認めない。

(4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第1号の期間中であっても履修申請の受付、変更または追加は認めない。

第7条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。

第8条 前2条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第3章 履修制限

第9条 1年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

(1) 第1学年から第3学年まではそれぞれ1セメスターあたり22単位で1年間44単位とし、第4学年は1セメスターあたり24単位で1年間48単位とする。

- (2) 本規程別表第1の授業科目表および単位数の5教員免許取得に係わる科目に規定する「教科に関する科目」のうち日本史概論、外国史概論、地理学概論、政治学概論、社会学概論および哲学概論ならびに「教職に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」を履修制限から除く。

第10条 科目の履修および卒業見込証明書の発行の条件は、次のとおりとする。

(1) 文化コミュニケーション学科

イ 卒業研究1を履修するためには、第6セメスター(第3年次の後期)を修了した時点において、卒業研究1および卒業研究2を除く卒業要件単位数の未修得単位数が30単位以内で、かつ、実践科目(卒業研究1および卒業研究2を除く。)の未修得単位数が11単位以内であること。

ロ 卒業研究2を履修するためには、原則として卒業研究1をあらかじめ修得していなければならない。

なお、卒業研究1および卒業研究2を履修するさいの教員は、原則として同一人であること。

(2) 生活環境学科

イ 卒業研究1を履修するためには、第6セメスター(第3年次の後期)を修了した時点において、卒業研究1および卒業研究2を除く卒業要件単位数の未修得単位数が30単位以内で、かつ、実践科目(卒業研究1および卒業研究2を除く。)の未修得単位数が8単位以内であること。

ロ 卒業研究2を履修するためには、原則として卒業研究1をあらかじめ修得していなければならない。

なお、卒業研究1および卒業研究2を履修するさいの教員は、原則として同一人であること。

(3) スポーツ健康学科

イ 実践研究3を履修するためには、第6セメスター(第3年次の後期)を修了した時点において、実践研究3および実践研究4を除く卒業要件単位数の未修得単位数が30単位以内で、かつ、実践科目(実践研究3および実践研究4を除く。)の未修得単位数が8単位以内であること。

ロ 実践研究4を履修するためには、原則として実践研究3をあらかじめ修得していなければならない。

なお、実践研究3および実践研究4を履修するさいの教員は、原則として同一人であること。

- 2 卒業見込証明書は、在学年数が3年以上で、かつ、その年度に履修申請した単位を修得することによって、本規程第11条に定める卒業の要件をみたすために必要な単位ならびに学則第30条に定める卒業資格に必要な在学年数を充足できる者または既に充足している者にたいして発行する。

第4章 卒業要件

第11条 卒業するためには、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

- 2 学則第27条に定める各学科の卒業要件単位は、本規程別表第1の授業科目表にしたがって、在学中に124単位を修得しなければならない。

(1) 文化コミュニケーション学科

イ 基本科目は、人間環境概論分野より4単位以上、環境の基礎分野より6単位以上、コミュニケーション英語分野より4単位以上、言語文化分野より6単位以上ならびに現代社会と文化分野および身体基礎科学分野より10単位以上を合わせて、44単位以上とする。

なお、留学生の基本科目は、人間環境概論分野より4単位以上、環境の基礎分野より6単位以上、現代社会と文化分野、身体基礎科学分野および日本事情分野より10単位以上(日本事情分野6単位を必ず含む。)、日本語分野より8単位を合わせて、44単位以上とする。

ロ 展開科目は、文化コミュニケーション科目分野より24単位以上および学部共通科目分野より12単位以上を合わせて44単位以上とする。

ハ 実践科目は、文化コミュニケーション分野のフィールド/スタジオ・ワークより12単位以上、共通科目分野のコンピュータ演習より6単位以上および卒業研究より4単位を合わせて、23単位以上とする。

ニ 他学部・他学科の事前に指定された授業科目を30単位まで履修することができ、そのうち8単位までを展開科目の学部共通科目分野の卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)

基本科目	人間環境概論		4単位以上	44 単位 以上	124 単位	学士 (人間環境学)
	環境の基礎		6単位以上			
	コミュニケーション英語		4単位以上(留学生は要件なし。)			
	言語文化		6単位以上(留学生は要件なし。)			
	現代社会と文化		10単位以上			
	身体基礎科学					
	日本事情		(留学生に限り6単位を含む。)			
日本語		8単位(留学生に限る。)				
展開科目	文化コミュニケーション科目		24単位以上	44 単位 以上	124 単位	学士 (人間環境学)
	学部共通科目		12単位以上(自由科目8単位を含む。)			
実践科目	文化コミュニケーション	フィールド/スタジオ・ワーク	12単位以上	23 単位 以上	124 単位	学士 (人間環境学)
	共通科目	コンピュータ演習	6単位以上			
		卒業研究	4単位			
4年以上在学						

注) 留学生は、基本科目の日本事情分野および日本語分野を必修とする。

(2) 生活環境学科

イ 基本科目は、人間環境概論分野より4単位以上、環境の基礎分野より12単位以上、コミュニケーション英語分野より4単位以上、言語文化分野より2単位以上ならびに現代社会と文化分野および身体基礎科学分野より8単位以上を合わせて、40単位とする。

なお、留学生の基本科目は、人間環境概論分野より4単位以上、環境の基礎分野より12単位以上、現代社会と文化分野、身体基礎科学分野および日本事情分野より8単位以上(日本事情分野6単位を必ず含む。)、日本語分野より8単位を合わせて、40単位とする。

ロ 展開科目は、生活環境科目分野より4単位以上、都市環境科目分野より4単位以上、環境情報科目分野より2単位以上、環境科学科目分野より4単位以上、自然環境科目分野より4単位以上、学部共通科目分野より4単位以上を合わせて、40単位以上とする。

ハ 実践科目は、基礎スキル演習分野より4単位、フィールド/スタジオ・ワーク分野より12単位、コンピュータ演習分野より10単位、生活環境学演習分野、ゼミナール分野および卒業研究の4単位以上を合わせて、30単位以上とする。

ニ 他学部・他学科の事前に指定された授業科目を30単位まで履修することができ、そのうち8単位までを展開科目の学部共通科目分野の卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)

基本科目	人間環境概論	4単位以上	40 単位	124 単位	学士（人間環境学）
	環境の基礎	12単位以上			
	コミュニケーション英語	4単位以上（留学生は要件なし。）			
	言語文化	2単位以上（留学生は要件なし。）			
	現代社会と文化	8単位以上			
	身体基礎科学				
	日本事情 （留学生に限り6単位を含む。）				
	日本語	8単位（留学生に限る。）			
展開科目	生活環境科目	4単位以上	40 単位以上	124 単位	学士（人間環境学）
	都市環境科目	4単位以上			
	環境情報科目	2単位以上			
	環境科学科目	4単位以上			
	自然環境科目	4単位以上			
	学部共通科目	4単位以上（自由科目8単位を含む。）			
実践科目	基礎スキル演習	4単位	30 単位以上	124 単位	学士（人間環境学）
	フィールド／スタジオ・ワーク	12単位			
	コンピュータ演習	10単位			
	生活環境学演習				
	ゼミナール				
	卒業研究	4単位以上			
4年以上在学					

注) 留学生は、基本科目の日本事情分野および日本語分野を必修とする。

(3) スポーツ健康学科

イ 基本科目は、人間環境概論分野より4単位以上、環境の基礎分野より6単位以上、コミュニケーション英語分野および言語文化分野より4単位以上、現代社会と文化分野より6単位以上を合わせて、24単位以上とする。

なお、留学生の基本科目は、人間環境概論分野より4単位以上、環境の基礎分野より6単位以上、現代社会と文化分野および日本事情分野より6単位以上（日本事情分野6単位を必ず含む。）、日本語分野より8単位を合わせて、24単位以上とする。

ロ 展開科目は、62単位以上とし、履修コースにより、次のとおりとする。

(1) スポーツ支援コースを履修する者は、スポーツ健康科目分野より身体科学実習および身体基礎科学より24単位以上、スポーツ支援コース科目より4単位以上、学部共通科目分野より12単位以上を合わせて、62単位以上とする。

(2) 健康支援コースを履修する者は、スポーツ健康科目分野より身体科学実習および身体基礎科学より24単位以上、健康支援コース科目より4単位以上、学部共通科目分野より12単位以上を合わせて、62単位以上とする。

(3) 健康・スポーツマネジメントコースを履修する者は、スポーツ健康科目分野より身体科学実習および身体基礎科学より24単位以上、健康・スポーツマネジメントコース科目より4単位以上、学部共通科目分野より12単位以上を合わせて、62単位以上とする。

ハ 実践科目は、フィールド・ワーク／演習分野より10単位以上、コンピュータ演習分野より6単位以上、卒業研究より4単位以上を合わせて、20単位以上とする。

ニ 他学部・他学科の事前に指定された授業科目を30単位まで履修することができ、そのうち8単位までを展開科目の学部共通科目分野の卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。)

基本科目	人間環境概論		4単位以上	24 単位 以上	124 単位	学士 (体育学)
	環境の基礎		6単位以上			
	コミュニケーション英語		4単位以上(留学生は要件なし。)			
	言語文化		6単位以上			
	現代社会と文化					
	日本事情		(留学生に限り6単位を含む。)			
日本語		8単位(留学生に限る。)				
展開科目	スポーツ健康科目	身体科学実習	24単位以上	62 単位 以上	124 単位	学士 (体育学)
		身体基礎科学				
		3つの履修コースの内、 選択したコース科目	4単位以上			
	学部共通科目		12単位以上(自由科目8単位を含む。)			
実践科目	フィールド・ワーク/演習		10単位以上	20 単位 以上	124 単位	学士 (体育学)
	コンピュータ演習		6単位以上			
	卒業研究		4単位以上			
4年以上在学						

注) 留学生は、基本科目の日本事情分野および日本語分野を必修とする。

3 学則第13条に定める各学科の3年次編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

(1) 文化コミュニケーション学科

イ 基本科目は、人間環境概論分野の「人間環境学概論」および「文化環境学概論」を含めて、4単位以上を修得すること。

なお、留学生は、上記に加えて日本語分野の「上級日本語1」、「上級日本語2」、「上級日本語3」および「上級日本語4」を修得すること。

ロ 展開科目は、文化コミュニケーション科目分野より24単位以上および学部共通科目分野より12単位以上を合わせて、36単位以上を修得すること。

ハ 実践科目は、文化コミュニケーション分野のフィールド/スタジオ・ワークの「コミュニケーション演習1」、「コミュニケーション演習2」、「ゼミナール2」および「ゼミナール3」を含め8単位以上ならびに共通科目分野のコンピュータ演習より3単位以上、卒業研究の「卒業研究1」および「卒業研究2」を含めて15単位以上を修得すること。ただし、文化コミュニケーション分野のフィールド/スタジオ・ワークの「プロゼミナール」および「フィールド・スタディ1」は、履修することができない。

ニ 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、展開科目として取り扱い、上限を4単位とする。

基本科目	人間環境概論		4単位以上	4単位以上(留学生は8単位以上)	62 単位	学士 (人間環境学)
	日本語		4単位(留学生に限る。)			
展開科目	文化コミュニケーション科目		24単位以上	36 単位 以上	62 単位	学士 (人間環境学)
	学部共通科目		12単位以上(自由科目4単位を含む。)			
実践科目	文化コミュニケーション	フィールド/スタジオ・ワーク	8単位以上	15 単位 以上	62 単位	学士 (人間環境学)
	共通科目	コンピュータ演習	3単位以上			
		卒業研究	4単位			
2年以上在学						

(2) 生活環境学科

イ 基本科目は、人間環境概論分野の「人間環境学概論」および「生活環境学概論」を含めて、4単位以上を修得すること。

なお、留学生は、上記に加えて日本語分野の「上級日本語1」、「上級日本語2」、「上級日本語3」および「上級日本語4」を修得すること。

ロ 展開科目は、生活環境科目分野より4単位以上、都市環境科目分野より4単位以上、環境情報科目分野より2単位以上、環境科学科目分野より4単位以上、自然環境科目分野より4単位以上、学部共通科目分野より4単位以上を合わせて、34単位以上を修得すること。

ハ 実践科目は、フィールド／スタジオ・ワーク分野の「フィールド・スタジオワーク1」、「フィールド・スタジオワーク2」、「フィールド・スタジオワーク3」および「フィールド・スタジオワーク4」、コンピュータ演習分野の「コンピュータ応用演習1」および「コンピュータ応用演習2」ならびに卒業研究の「卒業研究1」および「卒業研究2」を含めた4単位以上を合わせて20単位以上を修得すること。

ニ 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、展開科目として取り扱い、上限を4単位とする。

基本科目	人間環境概論	4単位以上	4単位以上(留学生は8単位以上)		
	日本語	4単位(留学生に限る。)			
展開科目	生活環境科目	4単位以上	34単位以上	62単位	学士(人間環境学)
	都市環境科目	4単位以上			
	環境情報科目	2単位以上			
	環境科学科目	4単位以上			
	自然環境科目	4単位以上			
	学部共通科目	4単位以上(自由科目4単位を含む。)			
実践科目	フィールド／スタジオ・ワーク	12単位	20単位以上		
	コンピュータ演習	4単位			
	生活環境学演習				
	ゼミナール				
	卒業研究	4単位以上			
2年以上在学					

第5章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

第12条 中学校および高等学校教育教員の免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほか、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第1の5(以下別表という。)に掲げる「教科に関する科目」、「教職に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の単位を修得しなければならない。

- (1) 文化コミュニケーション学科および生活環境学科にあって中学校教諭一種社会の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる教科に関する専門教育科目を20単位、教職に関する科目を31単位、教科または教職に関する科目を8単位、合計59単位を修得し、かつ、7日間の「介護等体験」を実習しなければならない。
 - (2) 文化コミュニケーション学科および生活環境学科にあって高等学校教諭一種公民の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる教科に関する専門教育科目を20単位、教職に関する科目を23単位、教科または教職に関する科目を16単位、合計59単位を修得しなければならない。
 - (3) スポーツ健康学科にあって中学校教諭一種保健体育の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる教科に関する専門教育科目を20単位、教職に関する科目を31単位、教科または教職に関する科目を8単位、合計59単位を修得し、かつ、7日間の「介護等体験」を実習しなければならない。
 - (4) スポーツ健康学科にあって高等学校教諭一種保健体育の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる教科に関する専門教育科目を20単位、教職に関する科目を23単位、教科または教職に関する科目を16単位、合計59単位を修得しなければならない。
- 2 前項各号のいずれの場合においても、「教科に関する科目」または「教職に関する科目」について必要最低単位数を超えて修得した場合には、「教科又は教職に関する科目」の要件単位数に算入することがで

きる。

- 3 別表に掲げる「教科に関する科目」のうち、日本史概論、外国史概論、地理学概論、政治学概論、社会学概論、哲学概論は、卒業要件単位に算入することができない。
- 4 別表に掲げる「教職に関する科目」または「教科又は教職に関する科目」のうち、卒業要件単位として、教育哲学、教育心理学、道德教育の研究、人権教育を基本科目区分の現代社会と文化分野に、生涯学習論を展開科目区分の学部共通分野のキャリア教育に算入する。

第13条 教育実習および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

- (1) 「教育実習Ⅰ」の履修者は、別表に掲げる「教科に関する科目」、「教職に関する科目」および「教科または教職に関する科目」の2年次配当までの必修科目を、原則としてすべて修得しているものとする。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (2) 「教育実習Ⅱa」または「教育実習Ⅱb」の履修者は、卒業見込みの者であるとともに、「教育実習Ⅰ」を履修した者でなければならない。また、別表に掲げる「教科に関する科目」、「教職に関する科目」および「教科または教職に関する科目」の3年次配当までの必修科目を、原則としてすべて修得しているものとする。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (3) 「教職実践演習(中・高)」の履修者は、「教育実習Ⅱa」または「教育実習Ⅱb」を履修していなければならない。

第6章 試験

第14条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

- 2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。
- 3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験のさい、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。
- 4 試験の成績評価については、以下のとおりとする。

100点～90点	S(秀)	— (合格)
89点～80点	A(優)	
79点～70点	B(良)	
69点～60点	C(可)	
59点以下	D	(不合格)

第15条 正当な理由によって受験できなかった者にたいしては、教授会の議を経て、追試験を行う。

- 2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願(様式第9号)を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験であるときは、手数料は徴収しない。
- 3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。
- 4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。
- 5 追試験の期日は、教授会において定める。
- 6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。
- 7 追試験の成績は、90点満点とする。

第16条 単位認定に係わる試験(以下「試験」という。)を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項(以下「注意義務」という。)を守らなければならない。

- (1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- (2) 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- (3) 受験のさいは、学生証を机の上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。

- い。
- (4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。
 - (5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。
 - (6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

第17条 試験にさいして、次の各号の何れかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
 - (2) 許可されたもの以外を見ること
 - (3) 他人の不正行為を助けること
 - (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
 - (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
 - (6) その他不正行為とみなされること
- 2 不正行為を行った者にたいしては、次の各号にしたがって処分を行う。
- (1) 前項1号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
 - (2) 前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
 - (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者にたいしては、学則第48条に基づいて懲戒処分とする。

第7章 雑 則

第18条 次の各号に定めるいずれかの事態が生じたときは、第2項の定めるところにしたがって授業を実施する。

- (1) 大阪府下のいずれかの地域に「暴風警報」が発令されたとき。
 - (2) 西日本旅客鉄道「片町線」(学研都市線／京橋～四条畷間)が途絶しているとき。
 - (3) 大阪市営地下鉄「中央線」・近畿日本鉄道「東大阪線」(本町～生駒間)および近畿日本鉄道「奈良線」の2交通機関が同時に途絶しているとき。
- 2 授業の実施要領は、次のとおりとする。
- (1) 午前7時までに第1項各号の事態が解消されたときは、平常通り1時限目から授業を行う。
 - (2) 午前10時までに解消されたときは、3時限目から授業を行う。ただし、午前10時を過ぎても解消されないときは、3時限目から5時限目までの授業を休講とする。
 - (3) 午後3時までに解消されたときは、6時限目から授業を行う。ただし、午後3時を過ぎても解消されないときは、6時限目以降の授業を休講とする。
- 3 第1項各号以外に特別の事態が発生するおそれがあるとき、学長は授業を休講とすることができる。
- 4 第1項各号に掲げた事態以外の理由で登学できなかったときは、教務課に申し出ること。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週時間数								備考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)			
展 開 科 目	経済社会と環境	文化社会学	2	(12 以上) (44 以上) (124)						2			※イ	
		都市社会学	2				2							
		現代社会と法	2				2							
		環境法	2						2					
		環境行政	2							2				
		環境政策論	2						2					
		エコビジネス論	2							2				
		環境経済論	2					2						
		情報倫理	2					2						
		社会福祉論	2						2					※イ・ロ
	生活・自然と環境	食と農	2							2				
		エコロジー論	2				2							
		地球環境とライフスタイル	2				2							
		生活環境と住まい	2					2						
	健康と環境	都市環境とみどり	2					2						
		医学一般	2					2					※ロ ※ロ	
		精神医学	2						2					
		精神保健論	2					2						
		運動指導の心理学	2					2						
		環境衛生学	2						2					
		スポーツ文化論	2								2			
		産業体育論	2							2				
		健康栄養論	2					2						
		健康運動プログラム論	2						2					
	キャリア教育	自己啓発とコミュニケーション1	2					2						教職課程科目／※イ ※イ ※イ ※イ ※イ
		自己啓発とコミュニケーション2	2						2					
		生涯学習論	2					2						
		生涯学習特論	2						2					
		社会教育計画1	2					2						
		社会教育計画2	2						2					
		社会教育課題研究1	2					2						
		社会教育課題研究2	2						2					
特別講義A		2				2								
特別講義B		2					2							
特別講義C	2						2							
特別講義D	2							2						
	小計	142	44以上	0	0	36	48	34	22	2	0			

(3) 実践科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	卒業最低単位数	週 時 間 数								備考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				1セメ(前)	2セメ(後)	3セメ(前)	4セメ(後)	5セメ(前)	6セメ(後)	7セメ(前)	8セメ(後)				
実践科目	文化コミュニケーション	プロゼミナール	1	12 (必修を含む。)	2										
		コミュニケーション演習1	②			2									
		コミュニケーション演習2	②				2								
		フィールド・スタディ1	②		6										
		フィールド・スタディ2	2			6									
		フィールド・スタディ3	2					6							
		ゼミナール1	②				2								
		ゼミナール2	②						2						
		ゼミナール3	②							2					
	共通科目	コンピュータ演習	コンピュータ基礎演習1	③	6 (必修を含む。)	6									
			コンピュータ基礎演習2	③			6								
			コンピュータ応用演習1	2				4							
			コンピュータ応用演習2	2					4						
		卒業研究	卒業研究1	②	4							4	(4)		
	卒業研究2	②								(4)	4				
	小 計		31	23以上	14	8	12	6	8	2	4	4			
	基本科目、展開科目、実践科目 合 計		317	124	66	72	92	90	44	26	6	4			

注) 履修要件および資格支援科目について

イ 別に定める教職関連科目に係わる授業科目のうち、「教育哲学」、「教育心理学」、「道徳教育の研究」および「人権教育」の各科目は、履修し修得した単位を、基本科目区分の現代社会と文化分野の卒業要件単位に組み入れることができる。

ロ 留学生の基本科目区分の履修要件については、次のとおりとする。

- (1) コミュニケーション英語分野については、すべての科目を選択科目として取り扱い、卒業要件最低単位の条件を除外する。
- (2) 言語文化分野については、すべての科目を選択科目として取り扱い、卒業要件最低単位の条件を除外する。
ただし、母語を履修することができない。
- (3) 日本事情分野については、すべての科目を必修科目とし、現代社会と文化分野および身体基礎科学分野を含めて、10単位以上を卒業要件最低単位とする。
- (4) 日本語分野については、すべての科目を必修科目として取り扱う。

ハ 資格支援科目に係わる備考欄中の表記は、次のとおりとする。

- (1) ※イは、別に定める「社会教育主事」の資格取得に係わる科目
- (2) ※ロは、別に定める「社会福祉主事」の資格取得に係わる科目
- (3) ※ハは、別に定める「ボランティア・NPO講座」に係わる科目

2 生活環境学科

(1) 基本科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備 考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)				
人間環境概論	人間環境学概論	②	4 (必修を含む。) 以上												
	文化環境学概論	2			2										
	身体環境学概論	2			2										
	生活環境学概論	②			2										
環境の基礎	社会科学の基礎	経済学の基礎	2	12 (必修を含む。) 以上		2								※ロ ※ロ	
		社会学の基礎	2			2									
		歴史学の基礎	2		2										
	心身科学の基礎	健康管理の基礎	2		2										
		身体科学の基礎	2		2										
		心理学の基礎	2			2									
	環境科学の基礎	数理・統計の基礎	②			2									
		物理学の基礎	2				2								
		化学の基礎	2			2									
		生物学の基礎	2			2									
科学の基礎	コンピュータの基礎	②		2											
	コンピュータの応用	②			2										
コミュニケーション英語	コミュニケーション英語1	①	4 (必修を含む。) 以上	2									留学生は選択科目 留学生は選択科目 留学生は選択科目 留学生は選択科目		
	コミュニケーション英語2	①			2										
	コミュニケーション英語3	①				2									
	コミュニケーション英語4	①					2								
	アドヴァンスト英語1	2		2											
	アドヴァンスト英語2	2			2										
	アドヴァンスト英語3	2				2									
	アドヴァンスト英語4	2					2								
	アドヴァンスト英語5	2						2							
	アドヴァンスト英語6	2							2						
	英語海外研修	2				2	2						集中		
	言語文化	ドイツ語1		2	2 以上	4									
		ドイツ語2		2			4								
ドイツ語3		2				4									
ドイツ語4		2					4								
ドイツ語海外研修		2				2	2						集中		
フランス語1		2	4												
フランス語2		2		4											
フランス語3		2				4									
フランス語4		2					4								
フランス語海外研修		2				2	2						集中		
中国語1		2	4												
中国語2		2		4											
中国語3		2				4									
中国語4		2					4								
中国語海外研修		2				2	2						集中		
朝鮮語1		2	4												
朝鮮語2		2		4											
朝鮮語3	2			4											
朝鮮語4	2				4										
朝鮮語海外研修	2			2	2						集中				

(2) 展開科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備 考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)				
展開科目	生活環境科目 市民生活と環境	生活環境論	2	40 以上 (124)				2							
		都市生活と環境問題	2					2							
		環境リスク論	2					2							
		市民と環境ガバナンス	2					2							
		社会と健康	廃棄物概論		2					2					
			廃棄物・リサイクルガバナンス		2					2					
			環境計画とゼロエミッション		2						2				
		産業と環境	内部監査論		2					2					
			EMSの手法		2				2						
			戦略的環境アセスメント		2					2					
	環境マネジメント論		2							2					
	都市環境科目	生活都市計画論	2						2						
		都市計画の法と制度	2						2						
		開発と環境	2					2							
		環境と交通	2							2					
		環境と建築	2					2							
		都市経営論	2					2							
		コミュニティとまちづくり	2							2					
		都市のデザイン	2								2				
		都市環境と河川	2								2				
	環境情報科目	環境情報分析の手法	2						2						
		社会調査の手法	2					2							
		都市計画の手法	2							2					
		システム分析の手法	2								2				
	環境科学科目	大気環境論	2						2						
		水環境論	2						2						
		土壌環境論	2					2							
		騒音・振動論	2					2							
		資源とエネルギー	2							2					
		環境と国際協力	2							2					
		環境制御論	2								2				
		環境計測論	2								2				
		地球環境システム	2						2						
	自然環境科目	生活多様性の保全	2						2						
		人と自然の共生	2								2				
		環境と植生	2							2					
		自然再生の手法	2							2					
		地球環境と生物進化	2					2							
		外来生物と環境攪乱	2					2							
		生活域の自然	2						2						
生活環境と生態系		2						2							
農業と環境	2							2							

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週時間数								備考					
				1年次		2年次		3年次		4年次							
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)						
展開科目	文化と環境	人間存在論	2	4 以上	(40 以上)	(124)				2				※イ			
		環境倫理	2						2								
		生命倫理	2							2							
		宗教環境論	2								2						
		環境教育論	2								2						
		アジア近代史	2									2					
		都市地理学	2									2					
		都市の歴史	2							2							
		都市と風土	2									2					
		観光論	2									2					
		環境心理学	2								2						
		学習心理学	2							2							
		ボランティアマネジメント論	2							2							
		経済社会と環境	文化社会学				2								2		
	都市社会学		2						2								
	現代社会と法		2							2							
	環境法		2								2						
	環境行政		2									2					
	環境政策論		2									2					
	エコビジネス論		2										2				
	環境経済論		2							2							
	情報倫理		2								2						
	社会福祉論		2									2					
	生活・自然と環境	食と農	2										2				※イ・ロ
		エコロジー論	2							2							
		地球環境とライフスタイル	2								2						
		生活環境と住まい	2								2						
		都市環境とみどり	2								2						
	キャリア教育	自己啓発とコミュニケーション1	2								2						教職課程科目/ ※イ ※イ ※イ ※イ ※イ
		自己啓発とコミュニケーション2	2									2					
		生涯学習論	2							2							
		生涯学習特論	2								2						
		社会教育計画1	2								2						
		社会教育計画2	2									2					
		社会教育課題研究1	2								2						
		社会教育課題研究2	2									2					
		特別講義A	2								2						
		特別講義B	2									2					
		特別講義C	2										2				
	特別講義D	2											2				
小計	164	40以上		0	0	36	52	38	38	0	0						

(3) 実践科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	卒業 最低 単位 数	週 時 間 数								備 考								
				1年次		2年次		3年次		4年次										
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)									
実践 科目	基礎 スキル 演習	基礎スキル演習1	②	4	4															
		基礎スキル演習2	②			4														
	フイ ールド ・ スタ ジオ ワ ーク	フィールド・スタジオワーク1	③	12			6													
		フィールド・スタジオワーク2	③				6													
		フィールド・スタジオワーク3	③						6											
		フィールド・スタジオワーク4	③								6									
	コ ン ピ ユ ー タ 演 習	コンピュータ基礎演習1	③	10	6															
		コンピュータ基礎演習2	③			6														
		コンピュータ応用演習1	②				4													
		コンピュータ応用演習2	②					4												
	生 活 環 境 学 演 習	生活環境学演習1	2	4			2													
		生活環境学演習2	2				2													
		生活環境学演習3	2					2												
		生活環境学演習4	2						2											
	ゼ ミ ナ ー ル	ゼミナール1	1	4 (必修を含む。) 以上	2															
		ゼミナール2	1			2														
		ゼミナール3	1				2													
		ゼミナール4	1					2												
	卒 業 研 究	プレ卒研1	1	4 (必修を含む。) 以上					2											
		プレ卒研2	1							2										
卒業研究1		②										4	(4)							
卒業研究2		②											(4)	4						
小 計		44	30以上	12	12	14	14	10	10	4	4									
基本科目、展開科目、実践科目 合計		352	124	64	76	94	102	50	50	4	4									

注) 履修要件および資格支援科目について

イ 別に定める教職関連科目に係わる授業科目のうち、「教育哲学」、「教育心理学」、「道德教育の研究」および「人権教育」の各科目は、履修し修得した単位を、基本科目区分の現代社会と文化分野の卒業要件単位に組み入れることができる。

ロ 留学生の基本科目区分の履修要件については、次のとおりとする。

- (1) コミュニケーション英語分野については、すべての科目を選択科目として取り扱い、卒業要件最低単位の条件を除外する。
- (2) 言語文化分野については、すべての科目を選択科目として取り扱い、卒業要件最低単位の条件を除外する。
ただし、母語を履修することができない。
- (3) 日本事情分野については、すべての科目を必修科目とし、現代社会と文化分野および身体基礎科学分野を含めて、8単元以上を卒業要件最低単位とする。
- (4) 日本語分野については、すべての科目を必修科目として取り扱う。

ハ 資格支援科目に係わる備考欄中の表記は、次のとおりとする。

- (1) ※イは、別に定める「社会教育主事」の資格取得に係わる科目
- (2) ※ロは、別に定める「社会福祉主事」の資格取得に係わる科目
- (3) ※ハは、別に定める「ボランティア・NPO講座」に係わる科目

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備考													
				1年次		2年次		3年次		4年次															
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)														
基 本 科 目	言語文化	ドイツ語1	2	4 (必修を含む。)以上 (24以上)	4																集中				
		ドイツ語2	2			4																			
		ドイツ語3	2					4																	
		ドイツ語4	2						4																
		ドイツ語海外研修	2						2	2															
		フランス語1	2				4																		
		フランス語2	2					4																	
		フランス語3	2						4																
		フランス語4	2							4															
		フランス語海外研修	2							2	2														
		中国語1	2					4																	
		中国語2	2						4																
		中国語3	2							4															
		中国語4	2								4														
		中国語海外研修	2								2	2													
		朝鮮語1	2						4																
		朝鮮語2	2							4															
	朝鮮語3	2							4																
	朝鮮語4	2								4															
	朝鮮語海外研修	2								2	2														
	現代社会と文化	環境思想史	2	6以上																					
		日本文化史	2			2																			
		平和学	2				2																		
		宗教と人間	2					2																	
		日本と西洋	2						2																
		日本と中国	2							2															
		日本と韓国・朝鮮	2								2														
日本国憲法		2					2																		
世界の政治		2						2																	
文化人類学		2							2																
都市と農村	2							2																	
民族とマイノリティ	2								2																
ジェンダー論	2									2															
心理学概論	2										2														

※イ

※イ

※ロ

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週時間数								備考				
				1年次		2年次		3年次		4年次						
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)					
基本 科目	現代社会と文化	社会とボランティア	2	(6以上) (24以上) (124以上) (8)	2									※イ・ハ		
		ボランティア活動支援演習1	2				2								集中/※ハ	
		ボランティア活動支援演習2	2				2								集中/※ハ	
		ボランティア・インターンシップ	2				2								集中/※イ・ハ	
	日本事情	日本事情1	②			2										留学生向け科目
		日本事情2	②				2									留学生向け科目
		日本事情3	②				2									留学生向け科目
	日本語	日本語1	①			2										留学生向け科目
		日本語2	①			2										留学生向け科目
		日本語3	①				2									留学生向け科目
		日本語4	①				2									留学生向け科目
		上級日本語1	①					2								留学生向け科目
		上級日本語2	①					2								留学生向け科目
		上級日本語3	①						2							留学生向け科目
	上級日本語4	①						2							留学生向け科目	
	小計		142		24以上	50	62	44	36	2	2	0	0			

(2) 展開科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	卒業資格最低単位数	週時間数								備考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				1セメ(前)	2セメ(後)	3セメ(前)	4セメ(後)	5セメ(前)	6セメ(後)	7セメ(前)	8セメ(後)				
展開科目 健康科学 身体基礎科学	スポーツ科学実習(陸上1)	①	24 (必修を含む。) 以上	62 (124)				2						集中 集中	
	スポーツ科学実習(陸上2)	1								2					
	スポーツ科学実習(器械運動1)	①						2							
	スポーツ科学実習(器械運動2)	1									2				
	スポーツ科学実習(水泳1)	①					2								
	スポーツ科学実習(水泳2)	1							2						
	スポーツ科学実習(武道1)	①					2								
	スポーツ科学実習(武道2)	1						2							
	スポーツ科学実習(バレー1)	①					2								
	スポーツ科学実習(バレー2)	1						2							
	スポーツ科学実習(サッカー1)	①					2								
	スポーツ科学実習(サッカー2)	1						2							
	スポーツ科学実習(バスケット1)	①						2							
	スポーツ科学実習(バスケット2)	1							2						
	スポーツ科学実習(ダンス1)	①						2							
	スポーツ科学実習(ダンス2)	1							2						
	スポーツ科学実習(ジョグ・ウォーク1)	①						2							
	スポーツ科学実習(ジョグ・ウォーク2)	1							2						
	スポーツ科学実習(野外1)	①							2					集中 集中	
	スポーツ科学実習(野外2)	1								2					
	運動プログラム実習(年代・障害別)	①							2						
	トレーニング実習	①							2						
	スポーツケア実習	1								2					
	救急処置実習	1								2					
	解剖・生理学	②							2						
	バイオメカニクス1	②								2					
	スポーツ生理学1	②							2						
	スポーツ栄養学	2								2					
	スポーツ運動学(運動方法学を含む)	②								2					
	発育発達と老化	2									2				
	スポーツケア概論	2								2					
	スポーツ医学内科系1(生活習慣病)	②									2				
スポーツ医学外科系1	②							2							

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備 考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)				
展 開 科 目	スポーツ 支援 コース	バイオメカニクス2	2	選 択 し た コ ー ス 4 以 上 (必 修 を 含 む 。) (6 2 以 上) (1 2 4) 1 2 以 上			2							(オムニバス方式)	
		スポーツ生理学2	2				2								
		スポーツ心理学	2				2								
		トレーニングの科学	②			2									
		スポーツ指導論	②								2				
		コンディショニング論	2							2					
		体育原理	2			2									
		競技力向上の科学	2									2			
		スポーツケア各論	2					2							
	健康 支援 コース	労働衛生	2								2				
		学校保健(小児保健、精神保健を含む)	2								2				
		学校安全	2								2				
		健康科学の統計学	2							2					
		スポーツ医学外科系2	2							2					
		スポーツ医学内科系2	2									2			
		リハビリテーション論	②					2							
		公衆衛生学	②							2					
	健康・ メン ト コ ー ス マ	スポーツ社会学	②						2						
		スポーツ経営管理学	2								2				
		スポーツマネジメント論	②								2				
		野外教育論	2						2						
		レクリエーション概論	2						2						
		スポーツ文化論	2									2			
		医学一般	2							2					※ロ
	健康と 環境	精神医学	2								2				※ロ
		精神保健論	2							2					
		運動指導の心理学	2							2					
		環境衛生学	2								2				
		産業体育論	2									2			
		健康栄養論	2							2					
		健康運動プログラム論	2								2				
		社会福祉論	2								2				※イ・ロ
		情報倫理	2							2					
		生命倫理	2								2				
		学習心理学	2								2				
		ボランティアマネジメント論	2									2			※イ・ハ
		学 部 共 通 科 目	キャリア 教育		自己啓発とコミュニケーション1	2							2		
	自己啓発とコミュニケーション2				2							2			
	生涯学習論				2							2			
	生涯学習特論				2							2			
社会教育計画1	2									2					
社会教育計画2	2									2					
社会教育課題研究1	2									2					
社会教育課題研究2	2									2					
特別講義A	2									2					
特別講義B	2									2					
特別講義C	2										2				
特別講義D	2										2				
小 計	138		62以上		8	16	40	44	24	24	6	0			

(3) 実践科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	卒業最低単位数	週 時 間 数								備 考											
				1年次		2年次		3年次		4年次													
				1セメ(前)	2セメ(後)	3セメ(前)	4セメ(後)	5セメ(前)	6セメ(後)	7セメ(前)	8セメ(後)												
実践科目	入門ゼミナール	2	10 (必修を含む。) 以上	20 (以上 124)	2																		
	フィールドスタディ1	②			4																		
	フィールドスタディ2	2				4																	
	フィールドワーク1	②					4																
	フィールドワーク2	2						4															
	プロジェクト演習	2								4													
	地域保健演習	2									4												
	測定評価演習	2										4											
	コンピュータ基礎演習1	③	6 (必修を含む。) 以上		6																		
	コンピュータ基礎演習2	③			6																		
	コンピュータ応用演習1	2					4																
	コンピュータ応用演習2	2						4															
	卒業研究				4 (必修を含む。) 以上						4												
	実践研究1	2										4											
	実践研究2	2											4										
	実践研究3	②												4	(4)								
	実践研究4	②												(4)	4								
	小 計	34	20以上			12	10	8	8	12	8	4	4										
	基本科目、展開科目、実践科目 合 計	314	124			70	88	92	88	38	34	10	4										

注) 履修要件および資格支援科目について

イ スポーツ健康学科は、履修コースにより、スポーツ支援コース、健康支援コースおよび健康・スポーツマネジメントコースに分ける。

ロ 3つの履修コースの履修方法は、次のとおりとする。

展開科目のスポーツ健康科目分野より、選択したコースの指定する必修科目を含む4単位以上を修得すること。

なお、選択外のコースにおける必修科目は選択科目として取り扱う。

(1) スポーツ支援コースを選択するものは、「トレーニングの科学」、「スポーツ指導論」を含めて4単位以上修得すること。

(2) 健康支援コースを選択するものは、「リハビリテーション論」、「公衆衛生学」を含めて4単位以上修得すること。

(3) 健康・スポーツマネジメントコースを選択するものは、「スポーツ社会学」、「スポーツマネジメント論」を含めて4単位以上修得すること。

ハ 別に定める教職関連科目に係わる授業科目のうち、「教育哲学」、「教育心理学」、「道德教育の研究」および「人権教育」の各科目は、履修し修得した単位を、基本科目区分の現代社会と文化分野の卒業要件単位に組み入れることができる。

ニ 留学生の基本科目区分の履修要件については、次のとおりとする。

(1) コミュニケーション英語分野については、すべての科目を選択科目として取り扱い、卒業要件最低単位の条件を除外する。

(2) 言語文化分野については、すべての科目を選択科目として取り扱い、卒業要件最低単位の条件を除外する。

ただし、母語を履修することができない。

(3) 日本事情分野については、すべての科目を必修科目とし、現代社会と文化分野を含めて、6単位以上を卒業要件最低単位とする。

(4) 日本語分野については、すべての科目を必修科目として取り扱う。

ホ 資格支援科目に係わる備考欄中の表記は、次のとおりとする。

(1) ※イは、別に定める「社会教育主事」の資格取得に係わる科目

(2) ※ロは、別に定める「社会福祉主事」の資格取得に係わる科目

(3) ※ハは、別に定める「ボランティア・NPO講座」に係わる科目

4 教員免許取得に係わる科目

(1) 教科に関する科目

イ. 中学校教諭一種免許状・社会(文化コミュニケーション学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考	
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)		
日本史及び外国史	日本史概論	④	26			2	2						
	外国史概論	④		2	2								
	都市の歴史	2					2						※
	スポーツ文化論	2									2		※
	西洋近代史	2					2						※
	アジア近代史	2							2				※
地理学(地誌を含む。)	地理学概論	④				2	2						地誌を含む。
	都市地理学	2							2				※
「法学、政治学」	政治学概論	②				2							
	環境法	2						2					※
	環境行政	2							2				※
	環境政策論	2						2					※
	現代社会と法	2					2						※
「社会学、経済学」	社会学概論	②			2								
	文化社会学	2							2				※
	ボランティアマネジメント論	2					2						※
	エコビジネス論	2							2				※
	環境経済論	2					2						※
	社会変動論	2				2							※
	都市社会学	2				2							※
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	④						2	2				
	宗教環境論	2							2				※
	人間存在論	2						2					※
	環境倫理	2					2						※
	生命倫理	2						2					※
合 計		58		26	2	4	10	16	10	14	2	0	

注) 1. 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を26単位とする。(本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要31単位のところ、33単位と定めているため、剰余の2単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要28単位のところ、26単位でよいとした。)

2. 備考欄中の※印は、当該学科の卒業要件単位に含まれる科目

ロ. 高等学校教諭一種免許状・公民(文化コミュニケーション学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授業科目	単位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				1セメ(前)	2セメ(後)	3セメ(前)	4セメ(後)	5セメ(前)	6セメ(後)	7セメ(前)	8セメ(後)			
「法学(国際法を含む。)、政治学、(国際政治を含む。)」	政治学概論	②	32			2							国際政治を含む。	
	環境法	2					2						※	
	環境行政	2						2					※	
	環境政策論	2						2					※	
	現代社会と法	2					2						※	
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	社会学概論	②			2									
	文化社会学	2							2					※
	ボランティアマネジメント論	2					2							※
	エコビジネス論	2							2					※
	環境経済論	2					2							※
	社会変動論	2				2								※
	都市社会学	2				2								※
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論	④							2	2				
	宗教環境論	2								2				※
	人間存在論	2						2						※
	環境倫理	2					2							※
	生命倫理	2						2						※
	発達心理学	2				2								※
	環境心理学	2						2						※
	心理学の基礎	2				2								※
	心理学概論	2				2								※
	心理学研究法	2					2							※
	健康心理学	2					2							※
	学習心理学	2					2							※
	合計			50	32	0	6	10	12	12	10	0	0	

注) 1. 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。(本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

2. 備考欄中の※印は、当該学科の卒業要件単位に算入される科目

ハ. 中学校教諭一種免許状・社会(生活環境学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授業科目	単位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)			
日本史及び外国史	日本史概論	④	26			2	2							
	外国史概論	④		2	2									
	都市の歴史	2					2							※
	アジア近代史	2							2					※
地理学(地誌を含む。)	地理学概論	④				2	2							地誌を含む。
	都市地理学	2							2					※
「法学、政治学」	政治学概論	②				2								
	都市計画の法と制度	2					2							※
	環境法	2						2						※
	環境行政	2							2					※
	環境政策論	2						2						※
	現代社会と法	2					2							※
「社会学、経済学」	社会学概論	②			2									
	都市経営論	2					2							※
	都市社会学	2				2								※
	都市生活と環境問題	2				2								※
	ボランティアマネジメント論	2					2							※
	エコビジネス論	2							2					※
	環境経済論	2					2							※
	環境マネジメント論	2							2					※
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	④						2	2					
	人間存在論	2						2						※
	環境倫理	2					2							※
	情報倫理	2					2							※
	生命倫理	2						2						※
	宗教環境論	2							2					※
合 計		60	26	2	4	10	20	10	14	0	0			

注) 1. 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を26単位とする。(本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要31単位のところ、33単位と定めているため、剰余の2単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要28単位のところ、26単位でよいとした。)

2. 備考欄中の※印は、当該学科の卒業要件単位に含まれる科目

二. 高等学校教諭一種免許状・公民(生活環境学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授業科目	単 位	最低 修得 単 位 数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)			
「法学(国際法を含む。)、政治学、(国際政治を含む。)」	政治学概論	②	32			2							国際政治を含む。	
	都市計画の法と制度	2				2							※	
	環境法	2					2						※	
	環境行政	2							2				※	
	環境政策論	2						2					※	
	現代社会と法	2					2						※	
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	社会学概論	②			2									
	都市経営論	2					2							※
	都市社会学	2				2								※
	都市生活と環境問題	2				2								※
	ボランティアマネジメント論	2					2							※
	エコビジネス論	2							2					※
	環境経済論	2					2							※
	環境マネジメント論	2							2					※
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論	④						2	2					
	人間存在論	2						2						※
	環境倫理	2					2							※
	環境心理学	2						2						※
	情報倫理	2					2							※
	心理学の基礎	2			2									※
	心理学概論	2			2									※
	生命倫理	2						2						※
	学習心理学	2					2							※
	宗教環境論	2								2				※
合計		50		32	0	6	6	16	12	10	0	0		

注) 1. 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。(本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

2. 備考欄中の※印は、当該学科の卒業要件単位に算入される科目

ホ. 中学校教諭一種免許状・保健体育(スポーツ健康学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授業科目	単 位	最低 修得 単 位 数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)			
体育実技	スポーツ科学実習(器械運動1)	①	31			2							※	
	スポーツ科学実習(陸上1)	①				2								※
	スポーツ科学実習(水泳1)	①		2										※
	スポーツ科学実習(バレー1)	①		2										※
	スポーツ科学実習(サッカー1)	①		2										※
	スポーツ科学実習(バスケット1)	①			2									※
	スポーツ科学実習(武道1)	①		2										※
	スポーツ科学実習(ダンス1)	①			2									※
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。)	体育原理	②			2									※
	スポーツ心理学	②				2								※
	運動指導の心理学	2					2							※
	スポーツ経営管理学	②							2					※
	スポーツ社会学	②					2							※
	スポーツ運動学(運動方法学を含む)	②				2								※
生理学(運動生理学を含む。)	解剖・生理学	②			2									※
	スポーツ生理学1	②			2									※
	スポーツ生理学2	2				2								※
衛生学及び公衆衛生学	労働衛生	②							2					※
	環境衛生学	2					2							※
	公衆衛生学	②					2							※
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健(小児保健、精神保健を含む)	②							2					※
	学校安全	②							2					※
	救急処置実習	①						2						※
合 計		37		31	8	10	8	6	6	8	0	0		

注)備考欄中の※印は、当該学科の卒業要件単位に含まれる科目

へ. 高等学校教諭一種免許状・保健体育(スポーツ健康学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授業科目	単 位	最低 修得 単 位 数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)			
体育実技	スポーツ科学実習(器械運動1)	①	32			2							※	
	スポーツ科学実習(陸上1)	①				2								※
	スポーツ科学実習(水泳1)	①		2										※
	スポーツ科学実習(バレー1)	①		2										※
	スポーツ科学実習(サッカー1)	①		2										※
	スポーツ科学実習(バスケット1)	①			2									※
	スポーツ科学実習(武道1)	①		2										※
	スポーツ科学実習(ダンス1)	①			2									※
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。)	体育原理	②			2									※
	スポーツ心理学	②				2								※
	運動指導の心理学	2					2							※
	スポーツ経営管理学	②							2					※
	スポーツ社会学	②					2							※
	スポーツ運動学(運動方法学を含む)	②				2								※
生理学(運動生理学を含む。)	解剖・生理学	②			2									※
	スポーツ生理学1	②			2									※
	スポーツ生理学2	2				2								※
衛生学及び公衆衛生学	労働衛生	②							2					※
	環境衛生学	2					2							※
	公衆衛生学	②					2							※
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健(小児保健、精神保健を含む)	②							2					※
	学校安全	②							2					※
	救急処置実習	①						2						※
合 計				37	32	8	10	8	6	6	8	0	0	

注)1. 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。(本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

2. 備考欄中の※印は、当該学科の卒業要件単位に含まれる科目

(2) 教職に関する科目

授業科目	単 位	週 時 間 数								備 考				
		1年次		2年次		3年次		4年次		中 学 校 社 会	高 等 学 校 公 民	中 学 校 保 健 体 育	高 等 学 校 保 健 体 育	卒 業 要 件 単 位 算 入 科 目
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期					
教職入門	2	2								◎	◎	◎	◎	
教育哲学	2		2							◎	◎	◎	◎	※
教育心理学	2	2								◎	◎	◎	◎	※
教育の制度と歴史	2			2						◎	◎	◎	◎	
人権教育	2				2					○	○	○	○	※
生涯学習論	2			2						○	○	○	○	※
教育課程論	2					2				◎	◎	◎	◎	
教育方法論	2		2							◎	◎	◎	◎	
教科教育法	社会科教育法	2			2					◎				
	社会科・地歴科教育法	2				2				◎				
	社会科・公民科教育法	2				2				◎	◎			
	公民科教育法	2					2				◎			
	保健体育科教育法Ⅰ	2			2							◎		
	保健体育科教育法Ⅱ	2				2						◎		
	保健体育科教育法Ⅲ	2					2					◎	◎	
保健体育科教育法Ⅳ	2						2				◎	◎		
道德教育の研究	2				2					◎	○	◎	○	※
特別活動の研究	2						2			◎	◎	◎	◎	
生徒指導・進路指導論	2				2					◎	◎	◎	◎	
教育相談の理論と方法	2				2					◎	◎	◎	◎	
教育実習Ⅰ	1						2			◎	◎	◎	◎	事前・事後指導
教育実習Ⅱa	4						集中		◎		◎			
教育実習Ⅱb	2						集中			◎		◎		
教職実践演習(中・高)	2							2	◎	◎	◎	◎		
合 計	49	4	4	8	10	8	8	0	2					

注) 1. 備考欄中の◎印は、各免許の必修科目

2. 備考欄中の○印は、各免許の選択科目

3. 備考欄中の※印は、人間環境学部にあつては卒業要件単位として、「教育哲学」、「教育心理学」、「道德教育の研究」および「人権教育」を基本科目区分の現代社会と文化分野に、「生涯学習論」を展開科目区分の学部共通科目分野に算入する。

(3)教科又は教職に関する科目

授 業 科 目	単 位	週 時 間 数								備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
道徳教育の研究	2				2					
合 計	2	0	0	0	2	0	0	0	0	

注)1. 人間環境学部にあつては、当該学科の卒業要件単位として、「道徳教育の研究」を基本科目区分の現代社会と文化分野に算入する。

5 資格取得に係る科目

イ. 社会教育主事(文化コミュニケーション学科・生活環境学科・スポーツ健康学科)

社会教育主事となる資格を得ようとする者は、社会教育法第9条の4の定めるところにより、次の科目を履修しなければならない。

授業科目	単位	最低修得単位数	週時間数								備考	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			1セメ(前)	2セメ(後)	3セメ(前)	4セメ(後)	5セメ(前)	6セメ(後)	7セメ(前)	8セメ(後)		
生涯学習論	②	24			2							※○◎
生涯学習特論	②					2						※○◎
社会教育計画1	②				2							※○◎
社会教育計画2	②					2						※○◎
社会教育課題研究1	②				2							※○◎
社会教育課題研究2	②					2						※○◎
社会教育特講Ⅰ (現代社会と社会教育)	環境教育論	2					2					※○△
	社会福祉論	2					2					※○◎
	ジェンダー論	2			2							※○◎
	人権教育	2				2						※○◎
	道德教育の研究	2				2						※○◎
社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・事業・施設)	ボランティアマネジメント論	2				2						※○◎
	社会とボランティア	2	2									※○◎
	ボランティア・インターンシップ	2			2							※○◎(集中)
社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	宗教と人間	2		2								※○◎
	コミュニケーション論	2					2					※□△
	文化社会学	2						2				※○△
	比較社会論	2					2					※□△
	教育心理学	2	2									※○◎
	教育哲学	2		2								※○◎
	教育方法論	2		2								
合計	42	24	4	6	10	12	8	2	0	0		

注) 1. 履修方法について

イ 単位数を○でかこんだ12単位を、必修科目とする。

ロ 選択科目を12単位とし、科目分野の社会教育特講Ⅰ、社会教育特講Ⅱおよび社会教育特講Ⅲの各分野にわたって履修することが望ましい。

2. 備考欄中の※印は、文化コミュニケーション学科の卒業要件単位に算入される科目

3. 備考欄中の○印は、生活環境学科の卒業要件単位に算入される科目

4. 備考欄中の◎印は、スポーツ健康学科の卒業要件単位に算入される科目

5. 備考欄中の□印は、生活環境学科の自由科目として、卒業要件単位に算入される科目

6. 備考欄中の△印は、スポーツ健康学科の自由科目として、卒業要件単位に算入される科目

ロ. 社会福祉主事(文化コミュニケーション学科・生活環境学科・スポーツ健康学科)

社会福祉主事となる資格を得ようとする者は、社会福祉事業法第18条の定めるところにより、次の科目を履修しなければならない。

授 業 科 目	単 位	最 低 修 得 単 位 数	週 時 間 数								備 考
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)	
社会福祉論	2	6					2				※○◎
精神医学	2						2				※□◎
経済学の基礎	2			2							※○◎
心理学概論	2			2							※○◎
社会学の基礎	2			2							※○◎
医学一般	2				2						※□◎
公衆衛生学	2						2				△□◎
合 計	14	6	0	6	2	0	6	0	0	0	

注) 1. 履修については、3科目6単位を修得すること。

2. 備考欄中の※印は、文化コミュニケーション学科の卒業要件単位に算入される科目
3. 備考欄中の○印は、生活環境学科の卒業要件単位に算入される科目
4. 備考欄中の◎印は、スポーツ健康学科の卒業要件単位に算入される科目
5. 備考欄中の△印は、文化コミュニケーション学科の自由科目として、卒業要件単位に算入される科目
6. 備考欄中の□印は、生活環境学科の自由科目として、卒業要件単位に算入される科目

ハ. ボランティア・NPO講座(文化コミュニケーション学科・生活環境学科・スポーツ健康学科)

授 業 科 目	単 位	最 低 修 得 単 位 数	週 時 間 数								備 考
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			1セメ (前)	2セメ (後)	3セメ (前)	4セメ (後)	5セメ (前)	6セメ (後)	7セメ (前)	8セメ (後)	
社会とボランティア	2	10	2								※
ボランティアマネジメント論	2					2					※
ボランティア活動支援演習1	2				2						※(集中)
ボランティア活動支援演習2	2					2					※(集中)
ボランティア・インターンシップ	2				2						※(集中)
合 計	10	10	2	0	4	4	0	0	0	0	

注)備考欄中の※印は、当該学科の卒業要件単位に算入される科目

大阪産業大学経営学部修学規程

制 定 昭和40年4月 1日
最近改正 平成22年3月19日

第1章 総 則

第1条 大阪産業大学学則(以下「学則」という。)第27条、第28条および第29条に基づく経営学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

第2条 学生が履修する科目を分けて、総合教育科目および専門教育科目とする。

第3条 授業科目のうち特定のものを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第13条第3項ただし書によるほか履修期間および成績の取り扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。

3 学部または学科が指定する科目について、年度初めに実施するプレイスメントテストを受けなければならない。

第4条 専攻分野別の履修コースは、次のとおりとする。

2 経営学科は、経営学コース、アパレル産業コースおよび観光ビジネスコースに分ける。

第2章 履修申請

第5条 履修申請は、毎学年の初めに、その年度に履修する科目を定めて、教務課経由学長に届出なければならない。

なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

(1) 履修申請期間は、学年の初めに、教務課の掲示板によって告示する。

(2) 同一時限に2科目以上の履修申請をしても受理しない。

(3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は一切受理しない。

また、申請期間経過後は、申請内容の変更を一切認めない。

(4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第1号の期間中であっても履修申請の受付、変更または追加は認めない。

第6条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。

第7条 前2条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第3章 履修制限

第8条 1年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

(1) 経営学科

イ 48単位とする。編入学生についても48単位とする。

ロ 次の科目を履修制限から除く。

(1) 研究ゼミナール2、研究ゼミナール3および卒業論文ゼミナール

(2) 本規程別表第1の授業科目表および単位数の5教員免許取得に係わる科目に規定する「教科に関する科目」のうち職業指導ならびに「教職に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」

(2) 流通学科

イ 48単位とする。編入学生についても48単位とする。

ロ 次の科目を履修制限から除く。

(1) 入門演習、演習基礎、演習1および演習2

(2) 本規程別表第1の授業科目表および単位数の5教員免許取得に係わる科目に規定する「教科に関する科目」のうち日本史概論、外国史概論、東洋史概論、地理学概論、自然地理学概論、地誌学、政治学概論、社会学概論、哲学概論、倫理学概論および職業指導ならびに「教職に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」

2 経営学科の履修コースについては、次のとおりとする。

(1) コース選択時期は、毎学年の初めとし、履修コースの変更は、4年次の履修申請時までとする。

なお、履修コースの変更は、アパレル産業コースあるいは観光ビジネスコースから経営学コースへの変更に限り認め、経営学コースからアパレル産業コースあるいは観光ビジネスコースへの変更は、一切認めない。

(2) アパレル産業コースの者に限り、アパレル産業コース特設科目を履修することができる。

なお、アパレル産業コースの者で、履修コース変更前に修得したアパレル産業コース特設科目の単位は、選択科目として卒業要件単位に算入することができる。

(3) 観光ビジネスコースの者に限り、観光ビジネスコース特設科目を履修することができる。

なお、観光ビジネスコースの者で、履修コース変更前に修得した観光ビジネスコース特設科目の単位は、選択科目として卒業要件単位に算入することができる。

第9条 科目の履修および卒業見込証明書の発行の条件は、次のとおりとする。

(1) 経営学科

イ 研究ゼミナール2を履修するためには研究ゼミナール1を、研究ゼミナール3を履修するためには研究ゼミナール2を、卒業論文ゼミナールを履修するためには研究ゼミナール3をあらかじめ修得していなければならない。ただし、編入学生は、研究ゼミナール2および研究ゼミナール3を同時に履修することができる。

なお、研究ゼミナール2、研究ゼミナール3および卒業論文ゼミナールを履修するさいの教員は、原則として同一人であること。

ロ 卒業見込証明書は、3年次修了時点において本規程第10条に定める卒業の要件をみたすために必要な単位を、既に充足している者または4年次に履修申請した単位を修得することによって充足できる者にたいして発行する。

(2) 流通学科

イ 演習2を履修するためには、原則として演習1をあらかじめ修得していなければならない。

なお、演習1および演習2を履修するさいの教員は、原則として同一人であること。

ロ 卒業見込証明書は、3年次修了時点において本規程第10条に定める卒業の要件をみたすために必要な単位を、既に充足している者または4年次に履修申請した単位を修得することによって充足できる者にたいして発行する。

第4章 卒業要件

第10条 卒業するためには、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

2 学則第27条に定める各学科の卒業要件単位は、本規程別表第1の授業科目表にしたがって、在学中に124単位を修得しなければならない。

(1) 経営学科

総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野より8単位以上および身体科学科目分野を合わせて24単位以上、専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、84単位以上とする。また、他学部・他学科の専門教育科目の内より製図、演習、実験、実習、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち12単位までを、当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組

み入れることができる(これを自由科目と称する。)

総合教育科目	教養教育科目	リテラシ	(留学生に限る。) 8単位	24単位以上	124単位	学士(経営学)
		人文科学				
		社会科学				
		自然科学				
		学際領域				
		人間教育				
言語文化科目	言語科目	英語	} 8単位以上			
		初修外国語				
		日本語(留学生に限る。)				
身体科学科目						
専門教育科目	必修、選択必修、選択科目の単位を合わせて84単位以上(自由科目12単位を含む。)					
4年以上在学						

注) 留学生は、日本文化分野の「日本事情1」、「日本事情2」、「日本の社会と文化1」および「日本の社会と文化2」、言語文化科目分野の「日本語読解1」、「日本語読解2」、「日本語作文1」、「日本語作文2」、「上級日本語読解1」、「上級日本語読解2」、「上級日本語作文1」および「上級日本語作文2」を必修とする。

(2) 流通学科

総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野より8単位以上および身体科学科目分野を合わせて24単位以上、専門教育科目は、選択必修および選択を合わせて、84単位以上とする。また、他学部・他学科の専門教育科目の内より製図、演習、実験、実習、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち12単位までを、当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)

総合教育科目	教養教育科目	リテラシ	(留学生に限る。) 8単位	24単位以上	124単位	学士(経営学)
		人文科学				
		社会科学				
		自然科学				
		学際領域				
		人間教育				
言語文化科目	言語科目	英語	} 8単位以上			
		初修外国語				
		日本語(留学生に限る。)				
身体科学科目						
専門教育科目	選択必修、選択科目の単位を合わせて84単位以上(自由科目12単位を含む。)					
4年以上在学						

注) 留学生は、日本文化分野の「日本事情1」、「日本事情2」、「日本の社会と文化1」および「日本の社会と文化2」、言語文化科目分野の「日本語読解1」、「日本語読解2」、「日本語作文1」、「日本語作文2」、「上級日本語読解1」、「上級日本語読解2」、「上級日本語作文1」および「上級日本語作文2」を必修とする。

3 学則第13条に定める各学科の3年次編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

(1) 経営学科

イ 必修科目は、8単位とする。専門教育科目区分の専門基礎科目分野より、「マーケティング入門」、「簿記入門」および「現代経営入門」を修得すること。

ロ 選択必修科目は、専門教育科目区分の「ビジネススキル A」および「ビジネススキル B」を除くビジネス

スキル科目分野より8単位を修得すること。ただし、8単位を超えて修得した単位は、12単位を上限に選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。

ハ 選択科目は、46単位とする。

(1) 専門教育科目区分の「ビジネススキル A」および「ビジネススキル B」を除くビジネススキル科目分野の修得単位数のうち、選択必修科目の8単位を超えて修得した単位は、12単位を上限として、選択科目の卒業要件単位に組み入れることができる。

(2) 自由科目制度により修得した単位は、12単位を上限として、卒業要件単位に組み入れることができる。

ニ 全員履修科目の「表現力基礎演習」、「入門ゼミナール」および「研究ゼミナール 1」は履修することができない。

ホ アパレル産業コース特設科目および観光ビジネスコース特設科目は履修することができない。

専門教育科目	必修科目	8単位	62単位	学士 (経営学)
	選択必修科目	8単位		
	選択科目 (自由科目12単位を含む。)	46単位		
2年以上在学				

(2) 流通学科

イ 選択必修科目は、8単位とする。専門教育科目区分の専門基礎科目分野より8単位を修得すること。ただし、8単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。

ロ 選択科目は、54単位とする。

(1) 専門教育科目区分の専門基礎科目分野より8単位を超えて修得した単位を卒業要件単位に組み入れることができる。

(2) 専門教育科目区分のビジネススキル科目分野からは15単位を上限として、卒業要件単位に組み入れることができる。

(3) 自由科目制度により修得した単位は、12単位を上限として、卒業要件単位に組み入れることができる。

ハ 全員履修科目の「コンピュータ・リテラシ」、「表現力基礎演習」、「流通総合講座」、「入門演習」および「演習基礎」は履修することができない。

専門教育科目	選択必修科目	8単位	62単位	学士 (経営学)
	選択科目 (自由科目12単位を含む。)	54単位		
2年以上在学				

第5章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

第11条 中学校および高等学校教育教員の免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第1の5(以下別表という。)に掲げる「教科に関する科目」、「教職に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の単位を修得しなければならない。

(1) 流通学科にあって中学校教諭一種社会の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科に関する科目」を22単位、「教職に関する科目」を31単位および「教科又は教職に関する科目」を6単位、合計59単位を修得し、かつ、7日間の「介護等体験」を実習しなければならない。

(2) 流通学科にあって高等学校教諭一種公民の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科に関する科目」を20単位、「教職に関する科目」を25単位および「教科又は教職に関する科目」を14単位、

合計59単位を修得しなければならない。

- (3) 高等学校教諭一種商業の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科に関する科目」を20単位(商業の関係科目16単位、職業指導4単位)、「教職に関する科目」を25単位および「教科又は教職に関する科目」を14単位、合計59単位を修得しなければならない。
- 2 前項各号のいずれの場合においても、「教科に関する科目」または「教職に関する科目」について必要最低単位数を超えて修得した場合には、「教科又は教職に関する科目」の要件単位数に算入することができる。
- 3 別表に掲げる「教科に関する科目」のうち、職業指導および流通学科における日本史概論、東洋史概論、外国史概論、地理学概論、自然地理学概論、地誌学、政治学概論、社会学概論、哲学概論、倫理学概論は、卒業要件単位に算入することができない。
- 4 別表に掲げる「教職に関する科目」または「教科又は教職に関する科目」のうち、卒業要件単位として、人権教育、生涯学習論を総合教育科目区分に算入する。

第12条 教育実習および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

- (1) 「教育実習Ⅰ」の履修者は、別表に掲げる「教科に関する科目」、「教職に関する科目」および「教科または教職に関する科目」の2年次配当までの必修科目を、原則としてすべて修得しているものとする。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (2) 「教育実習Ⅱa」または「教育実習Ⅱb」の履修者は、卒業見込みの者であるとともに、「教育実習Ⅰ」を履修した者でなければならない。また、別表に掲げる「教科に関する科目」、「教職に関する科目」および「教科または教職に関する科目」の3年次配当までの必修科目を、原則としてすべて修得しているものとする。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (3) 「教職実践演習(中・高)」の履修者は、「教育実習Ⅱa」または「教育実習Ⅱb」を履修していなければならない。

第6章 試験

第13条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

- 2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。
- 3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験のさい、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。
- 4 試験の成績評価については、以下のとおりとする。

100点～90点	S(秀)	} (合格)
89点～80点	A(優)	
79点～70点	B(良)	
69点～60点	C(可)	
59点以下	D	(不合格)

第14条 正当な理由によって受験できなかった者にたいしては、教授会の議を経て、追試験を行う。

- 2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願(様式第9号)を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験であるときは、手数料は徴収しない。
- 3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。
- 4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。
- 5 追試験の期日は、教授会において定める。
- 6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。
- 7 追試験の成績は、90点満点とする。

第15条 単位認定に係わる試験(以下「試験」という。)を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項(以下「注意義務」という。)を守らなければならない。

- (1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- (2) 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- (3) 受験のさいは、学生証を机の上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。
- (4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。
- (5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。
- (6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

第16条 試験にさいして、次の各号の何れかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
 - (2) 許可されたもの以外を見ること
 - (3) 他人の不正行為を助けること
 - (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
 - (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
 - (6) その他不正行為とみなされること
- 2 不正行為を行った者にたいしては、次の各号にしたがって処分を行う。
- (1) 前項1号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
 - (2) 前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
 - (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者にたいしては、学則第48条に基づいて懲戒処分とする。

第7章 雑 則

第17条 次の各号に定めるいずれかの事態が生じたときは、第2項の定めるところにしたがって授業を実施する。

- (1) 大阪府下のいずれかの地域に「暴風警報」が発令されたとき。
 - (2) 西日本旅客鉄道「片町線」(学研都市線／京橋～四条畷間)が途絶しているとき。
 - (3) 大阪市営地下鉄「中央線」・近畿日本鉄道「東大阪線」(本町～生駒間)および近畿日本鉄道「奈良線」の2交通機関が同時に途絶しているとき。
- 2 授業の実施要領は、次のとおりとする。
- (1) 午前7時までに第1項各号の事態が解消されたときは、平常通り1時限目から授業を行う。
 - (2) 午前10時までに解消されたときは、3時限目から授業を行う。ただし、午前10時を過ぎても解消されないときは、3時限目から5時限目までの授業を休講とする。
 - (3) 午後3時までに解消されたときは、6時限目から授業を行う。ただし、午後3時を過ぎても解消されないときは、6時限目以降の授業を休講とする。
- 3 第1項各号以外に特別の事態が発生するおそれがあるとき、学長は授業を休講とすることができる。
- 4 第1項各号に掲げた事態以外の理由で登学できなかったときは、教務課に申し出ること。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日)

(施行期日) この規程は、平成22年4月1日から施行する。

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
総合 教育 科目	言語 文化 外国 語 初 修 外 語	ドイツ語入門(基礎)1	1	(8 以上)	(24 以上)	2									(集中)
		ドイツ語入門(基礎)2	1				2								
		ドイツ語入門(会話)1	1			2									
		ドイツ語入門(会話)2	1				2								
		ドイツ語初級1	1					2							
		ドイツ語初級2	1						2						
		ドイツ語総合1	1							2					
		ドイツ語総合2	1								2				
		ドイツ語海外研修	2						2	2					
		フランス語入門(基礎)1	1					2							
		フランス語入門(基礎)2	1						2						
		フランス語入門(会話)1	1					2							
		フランス語入門(会話)2	1						2						
		フランス語初級1	1							2					
		フランス語初級2	1								2				
		フランス語総合1	1								2				
		フランス語総合2	1									2			
		フランス語海外研修	2							2	2				
		中国語入門(基礎)1	1					2							
		中国語入門(基礎)2	1						2						
		中国語入門(会話)1	1					2							
		中国語入門(会話)2	1						2						
		中国語初級1	1							2					
		中国語初級2	1								2				
		中国語総合1	1									2			
		中国語総合2	1										2		
		中国語海外研修	2							2	2				

区分	科目	単位	卒業最低単位数	週時間数								備考					
				1年次		2年次		3年次		4年次							
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
総合教育科目	言語文化科目 初修外国語	朝鮮語入門(基礎)1	1	(8以上)	(24以上)	2								(集中) 留学生向け科目			
		朝鮮語入門(基礎)2	1				2										留学生向け科目
		朝鮮語入門(会話)1	1			2											留学生向け科目
		朝鮮語入門(会話)2	1				2										留学生向け科目
		朝鮮語初級1	1					2									留学生向け科目
		朝鮮語初級2	1						2								留学生向け科目
		朝鮮語総合1	1							2							留学生向け科目
		朝鮮語総合2	1								2						留学生向け科目
		朝鮮語海外研修	2					2	2								留学生向け科目
		言語文化科目 日本語	日本語読解1			①		2									
	日本語読解2		①				2									留学生向け科目	
	日本語作文1		①			2										留学生向け科目	
	日本語作文2		①				2									留学生向け科目	
	上級日本語読解1		①					2								留学生向け科目	
	上級日本語読解2		①						2							留学生向け科目	
	上級日本語作文1		①						2							留学生向け科目	
	上級日本語作文2		①							2						留学生向け科目	
	身体科学科目	スポーツ科学実習1	1			2											
		スポーツ科学実習2	1				2										
		スポーツ科学	2					2									
運動科学		2					2										
小計		128	24以上		54	52	34	34	10	10	0	0					

注) 総合教育科目の履修要件

- イ 「表現力基礎演習」は留学生については随意選択科目とする。
- ロ 1年次配当の英語についてはプレースメントテストを実施し、その結果に基づいて習熟度別にクラスを分ける。
ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ハ 初修外国語(ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語)は、複数の言語を卒業要件単位に算入することも可能とする。
ただし、各言語は必ず最初に「入門(基礎)1」および「入門(基礎)2」を履修しなければならない。
- ニ 留学生には「日本文化」の4科目8単位および「日本語」の8科目8単位を必修とする。
なお、留学生は、言語文化科目として母語を履修することは出来ない。
- ホ 留学生には英語のプレースメントテストを実施しない。

(2) 専門教育科目

(各履修コースの○印は必修科目・-印はコースによって履修できない科目)

区分	科目	単位	履修コース			最低卒業資格単位数	週 時 間 数								備 考				
			経営学	アパレル産業	観光ビジネス		1年次		2年次		3年次		4年次						
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
専門教育科目	専門基礎	マーケティング入門	2	○	○	○		2											
		簿記入門	4	○	○	○	4												
		現代経営入門	2	○	○	○			2										
	ゼミナール科目		入門ゼミナール	2				2										全員履修	
			研究ゼミナール1	2					2									全員履修	
			研究ゼミナール2	4						2	2							全員履修 (経営学コース除く)	
			研究ゼミナール3	4								2	2						
			卒業論文ゼミナール	8										4	4			論文指導(集中)とあわせて8単位	
		ビジネススキル科目		簿記システムA	4					4									
			簿記システムB	4				4											
			販売管理A	4				4											
			販売管理B	4				4											
			ビジネスコンピューティングA	2			8	2											
			ビジネスコンピューティングB	2			5	2											
			ビジネスコンピューティングC	4			20	4											
			ビジネス外国語A	4				4											
			ビジネス外国語B	4				4											
			ビジネス外国語C	4						4									
			ビジネス・プロトコル	4				4											
	スキル科目		ビジネススキルA	2				2										◎	
			ビジネススキルB	2				2										◎	
			インターンシップ	2						2								◎	
			ボランティア	2						2								◎	
			キャリアデザインA	2							2							◎	
			キャリアデザインB	2								2						◎	
		経営関連科目		経営管理論	2						2								
				経営組織論	2				68	55	55		2						
			経営史	2				以上	以上	以上		2							
			現代企業論	2								2							
			経営倫理論	2				合計	合計	合計		2							
			国際経営論	2								2							
			経営学総論	2				84	84	84		2							
	財務管理論		2				以上	以上	以上		2								
	経営診断論		2								2								
	技術生産管理論		2								2								
	企業戦略論		2									2							
	事業戦略論		2										2						
	経営立地論		2									2							
	マーケティング論	2								2									
	ベンチャービジネス論	2									2								
	イノベーション経営論	2									2								
	ヒューマンリソースマネジメント	2										2							
	非営利組織の経営	2									2								

区分	科目	単位	履修コース			卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備考				
			経営学	アパレル産業	観光ビジネス		1年次		2年次		3年次		4年次						
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
専門教育科目	会計関連科目	会計学総論	2						2										
		税理士簿記A	2				2												
		税理士簿記B	2					2											
		工業簿記	2						2										
		現代会計論	2							2									
		会計監査論	2								2								
		コンピュータ会計	2									2							
		国際会計論	2										2						
		原価計算論	2											2					
		税務会計論	2												2				
		財務会計論	2													2			
	経営情報関連科目	情報処理演習A	2					2											
		情報処理演習B	2						2										
		情報処理概論	2					2											
		インターネット論	2				必修	2											
		eコマース論	2							2									
		経営情報論	2				8	21	21			2							
		情報管理論	2									2							
		ビジネス情報演習	2				・選択必修	8	8	8			2						
		マーケット情報演習	2										2						
		データ解析演習	2											2					
		市場調査演習	2				・選択							2					
	情報システム開発論	2												2					
	プログラミング演習A	2													2				
	プログラミング演習B	2				68	55	55							2				
	経済・法律関連科目	経済学	2				以上	以上	以上				2						
		民法	2											2					
		商法	2												2				
		会社法	2													2			
		所得税法	2				84	84	84							2			
		法人税法	2				以上	以上	以上							2			
		経営法務	2														2		
		税法概論	2				）	）	）							2			
	テーマ別研究科目	特殊講座A	2													2			
		特殊講座B	2													2			
		特殊講座C	2													2			
特殊講座D		2													2				
特殊講座E		2													2				

区分	科目	単位	履修コース			卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備 考				
			経 営 学	ア バ レ ル 産 業	観 光 ビ ジ ネ ス		1年次		2年次		3年次		4年次						
							前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期					
専 門 教 育 科 目	ア バ レ ル 産 業 コ ー ス 特 設 科 目	アバレル産業入門	2	-	○	-	(((2						演習科目		
		アバレル産業国内実地研修	1	-		-	(((1							集中(演習科目)全員履修	
		海外研修	2	-		-	(((2					集中(演習科目)全員履修	
		テキスタイル素材基礎研修	1	-	○	-	(((2							集中(演習科目)	
		アバレル基礎知識A	1	-	○	-	(((2							集中(演習科目)	
		アバレル基礎知識B	1	-	○	-	(((2							集中(演習科目)	
		アバレル基礎知識C	1	-	○	-	(((2						集中(演習科目)	
		デザイン基礎研修A	1	-	○	-	(((2							集中(演習科目)	
		デザイン基礎研修B	1	-		-	(((2						集中(演習科目)	
		アバレルCAD研修	2	-	○	-	必 修	必 修	必 修	2	2								集中(演習科目)
		アイテム製作基本A	1	-	○	-	8	21	21	2									集中(演習科目)
		アイテム製作基本B	1	-	○	-	・	・	・		2								集中(演習科目)全員履修
		アイテム製作応用	1	-		-	・	・	・				2						集中(演習科目)全員履修
		フォトスタジオ基礎研修	1	-	○	-	選 択 必 修 8	選 択 必 修 8	選 択 必 修 8	2									集中(演習科目)
		着物文化基礎研修	1	-		-	・	・	・			1							集中(演習科目)全員履修
		ファッション関連外国語基礎	1	-		-	・	・	・			2							集中(演習科目)全員履修
		関連イベント研修	1	-	○	-	選 択	選 択	選 択	1									集中(演習科目)
		基礎技術指導研修A	1	-		-	選 択	選 択	選 択		1								集中(演習科目)全員履修
		基礎技術指導研修B	1	-		-							1						集中(演習科目)全員履修
		アバレル関連業務研修	2	-		-	68	55	55			2							集中(演習科目)全員履修
関連資格研修A	2	-		-	以 上	以 上	以 上			2							集中(演習科目)		
関連資格研修B	2	-		-							2						集中(演習科目)		
特別研修A	2	-		-	合 計	合 計	合 計				2						集中(演習科目)		
特別研修B	2	-		-								2					集中(演習科目)		
特別研修C	2	-		-	84	84	84					2					集中(演習科目)		
自由研究A	2	-		-	以 上	以 上	以 上			2							集中(演習科目)		
自由研究B	2	-		-							2						集中(演習科目)		
自由研究C	2	-		-)))				2						集中(演習科目)		

区分	科目	単位	履修コース			最低卒業単位数	週 時 間 数								備考		
			経営学	アパレル産業	観光ビジネス		1年次		2年次		3年次		4年次				
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
専門教育科目	観光産業論	2	-	-	○	(経営学コース) (アパレル産業コース) (観光ビジネスコース) 必修 必修 必修 8 21 21 ・ 選択 必修 8 ・ 選択 必修 8 ・ 選択 68 55 55 以上 以上 以上 合計 合計 合計 84 84 84 以上 以上 以上)))	2										全員履修 全員履修 全員履修 集中 全員履修 集中 集中 集中 全員履修 全員履修 全員履修 集中・全員履修(直前対策) 集中(オムニバス) ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
	観光立国推進論	2	-	-						2							
	観光産業最前線	2	-	-	○						2						
	旅行業経営論	2	-	-	○		2										
	国内旅行企画	2	-	-				2									
	海外旅行企画	2	-	-						2							
	シティーホテルビジネス論	1	-	-	○		2										
	ブライダルビジネス論	2	-	-					2								
	旅行地理入門	2	-	-	○			2									
	ビジネスマナー	2	-	-	○			2									
	観光英会話初級	1	-	-			2										
	航空産業論	2	-	-	○					2							
	鉄道産業論	2	-	-							2						
	日本の暮らしと文化	2	-	-							2						
	国内旅行研修	2	-	-			2										
	リゾートホテル論	1	-	-					2								
	海外旅行研修	2	-	-						2							
	観光英会話中級	1	-	-					2								
	観光英会話上級	1	-	-						2							
	旅行業法・約款	1	-	-				2									
	国内旅行実務A	1	-	-	0		2			2							
	国内旅行実務B	1	-	-	5					2							
	国内観光地理	1	-	-	12					2							
	試験対策講座	1	-	-						2							
	ビジネス・ファッション・メーキャップ講座	1	-	-						2							
	観光特別研修A	2	-	-			84	84	84		2						
観光特別研修B	2	-	-		以上	以上	以上		2								
観光自由研究A	1	-	-						2								
観光自由研究B	1	-	-						2								
観光自由研究C	1	-	-						2								
小計		278	84以上				62	48	97	59	19	12	4	4			
総合教育科目、専門教育科目合計		406	124以上				116	100	131	69	29	22	4	4			

注) 専門教育科目の履修要件

- イ 備考欄中の◎印は単位認定科目とし、3年次後期(冬期休業開始まで)までに申し出たものは、学科の判断に基づき、単位認定を受けることができる。
- ロ 履修コースの選択は、毎学年初めの履修申請時に行い、アパレル産業コースから経営学コースへの変更または観光ビジネスコースから経営学コースへの変更に限り認めるものとし、経営学コースからアパレル産業コースまたは観光ビジネスコースへの変更は一切認めない。また、履修コースの変更は、4年次の履修申請時までとする。
- ハ アパレル産業コースの者に限りアパレル産業コース特設科目を履修することができ、履修コース変更前に修得したアパレル産業コース特設科目の単位は、選択科目として卒業要件単位数に算入することができる。
- ニ 観光ビジネスコースの者に限り観光ビジネスコース特設科目を履修することができ、履修コース変更前に修得した観光ビジネスコース特設科目の単位は、選択科目として卒業要件単位数に算入することができる。

区分	科目	単位	卒業最低単位数	週時間数								備考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
総合教育科目	言語文化科目	初修外国語	朝鮮語入門(基礎)1	1	(8以上)	(24以上)	2								(集中) 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目 留学生向け科目
			朝鮮語入門(基礎)2	1				2							
			朝鮮語入門(会話)1	1			2								
			朝鮮語入門(会話)2	1				2							
			朝鮮語初級1	1					2						
		朝鮮語初級2	1						2						
		朝鮮語総合1	1							2					
		朝鮮語総合2	1								2				
		朝鮮語海外研修	2					2	2						
		日本語	日本語読解1	①			2								
	日本語読解2		①				2								
	日本語作文1		①	2											
	日本語作文2		①				2								
	上級日本語読解1		①					2							
	上級日本語読解2		①						2						
	上級日本語作文1		①						2						
	上級日本語作文2		①							2					
	身体科学科目	スポーツ科学実習1	1	2											
		スポーツ科学実習2	1				2								
		スポーツ科学	2					2							
運動科学		2				2									
小計		128	24以上	54	52	34	34	10	10	0	0				

注) 総合教育科目の履修要件

- イ 「表現力基礎演習」は留学生については随意選択科目とする。
- ロ 1年次配当の英語についてはプレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて習熟度別にクラスを分ける。
ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ハ 初修外国語(ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語)は複数の言語を卒業要件単位に算入することも可能とする。
ただし、各言語は必ず最初に「入門(基礎)1」および「入門(基礎)2」を履修しなければならない。
- ニ 留学生には「日本文化」の4科目8単位および「日本語」の8科目8単位を必修とする。
なお、留学生は、言語文化科目として母語を履修することは出来ない。
- ホ 留学生には英語のプレイスメントテストを実施しない。

(2) 専門教育科目

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備考										
				1年次		2年次		3年次		4年次												
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期											
専門 教育 科目	専門 基礎 科目	経営学概論A	2	8 以上	2																	
		経営学概論B	2			2																
		簿記A	2		2																	
		簿記B	2			2																
		経済学概論A	2		2																	
		経済学概論B	2			2																
		情報処理概論	2		2																	
	外国 語	ビジネス英語A	2	2																		
		ビジネス英語B	2		2																	
		ビジネス中国語A	2			2																
		ビジネス中国語B	2				2															
	流通・マ ーケ ティ ン グ 科 目	マーケティング論A	2	2																		
		マーケティング論B	2		2																	
		マーケティング戦略論	2			2																
		消費者行動論	2				2															
		マーケティング・リサーチ論	2					2														
		マーケティング・マネジメント論A	2					2														
		マーケティング・マネジメント論B	2						2													
		製品管理論A	2				2															
		製品管理論B	2					2														
		流通論A	2	2																		
		流通論B	2		2																	
		流通システム論A	2				2															
		流通システム論B	2					2														
		流通政策論A	2					2														
		流通政策論B	2						2													
		流通史A	2					2														
	流通史B	2						2														
	情報 科目	プログラミング演習A	2				2															
		プログラミング演習B	2					2														
		経営情報論	2					2														
		情報処理論	2						2													
		情報管理論	2							2												
		eコマース論	2							2												
		ビジネスデータ分析	2							2												
		ビジネスデータ処理	2								2											
		ビジネスコンピューティングA	2	2																		
		ビジネスコンピューティングB	2		2																	
	物流・交 通科 目	ロジスティクス論A	2					2														
		ロジスティクス論B	2						2													
		国際ロジスティクス論A	2						2													
		国際ロジスティクス論B	2							2												
交通経済論		2							2													
陸上交通論A		2								2												
陸上交通論B		2									2											
航空交通論A		2										2										
航空交通論B		2											2									
観光論		2												2								
				選択必修8・選択																		
				76以上																		
				合計																		
				84以上																		

3 教員免許取得に係わる科目

(1) 教科に関する科目

イ. 高等学校教諭一種免許状・商業(経営学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授業科目	単 位 数	最低 修得 単 位 数	週 時 間 数								備 考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
商業の関係科目	マーケティング入門	2	32		2										
	簿記入門	4		4											
	現代経営入門	2			2										
	簿記システムA	4			4										
	経営管理論	2				2									
	経営組織論	2				2									
	経営史	2				2									
	現代企業論	2					2								
	経営倫理論	2					2								
	国際経営論	2					2								
	経営学総論	2					2								
	財務管理論	2					2								
	経営診断論	2						2							
	技術生産管理論	2					2								
	企業戦略論	2							2						
	事業戦略論	2								2					
	経営立地論	2						2							
	マーケティング論	2					2								
	ベンチャービジネス論	2						2							
	イノベーション経営論	2						2							
	ヒューマンリソースマネジメント	2							2						
	非営利組織の経営	2						2							
	会計学総論	2						2							
	工業簿記	2						2							
	会計監査論	2						2							
	国際会計論	2							2						
	原価計算論	2							2						
	税務会計論	2							2						
	財務会計論	2								2					
	情報処理概論	2				2									
	インターネット論	2					2								
	ビジネス情報演習	2						2							
経済学	2					2									
商法	2						2								
会社法	2							2							
職業指導	職業指導	④						2	2						
合 計		78	32	6	8	32	22	4	6	0	0				

注) 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。(本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

ロ. 中学校教諭一種免許状・社会(流通学科／社会・公民コース)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授業科目	単 位	最低 修得 単 位 数	週 時 間 数								備 考	
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
日本史及び外国史	日本史概論	④	24			2	2						
	外国史概論	④		2	2								
	東洋史概論	2						2					
	日本経営史	2				2							
	日本経済史	2					2						
地理学(地誌を含む。)	地理学概論	④				2	2						
	地誌学	④				2	2						
	自然地理学概論	2		2									
	経済地理	2				2							
「法学、政治学」	政治学概論	②				2							
	国際法	2							2				
	民法	2				2							
	商法	2					2						
「社会学、経済学」	社会学概論	②			2								
	経済学概論A	2		2									
	経済学概論B	2			2								
	産業組織論A	2				2							
	産業組織論B	2					2						
	金融論A	2				2							
	金融論B	2					2						
	金融システム論	2				2							
	国際金融論	2					2						
	財政学	2				2							
	地方財政論	2					2						
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	4					2	2					
	倫理学概論	②					2						
合 計		62	24	6	6	22	18	6	4	0	0		

注) 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を24単位とする。(本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要31単位のところ、35単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要28単位のところ、24単位でよいとした。)

ハ. 高等学校教諭一種免許状・公民(流通学科/社会・公民コース)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授業科目	単位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	政治学概論	②	32			2							国際政治を含む。	
	国際法	2						2						
	民法	2			2									
	商法	2				2								
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	社会学概論	②			2									
	経済学概論A	2		2										
	経済学概論B	2			2									
	産業組織論A	2				2								
	産業組織論B	2					2							
	金融論A	2				2								
	金融論B	2					2							
	金融システム論	2				2								
	国際金融論	2					2							国際経済を含む。
	財政学	2				2								
	地方財政論	2					2							
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論		④					2	2				
倫理学概論		②						2						
合 計		36		32	2	4	12	10	4	4	0	0		

注) 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。(本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

二. 高等学校教諭一種免許状・商業(流通学科/商業コース)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授業科目	単 位	最 低 修 得 単 位 数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
商業の関係科目	経営学概論A	2	32	2										
	経営学概論B	2			2									
	簿記A	②		2										
	簿記B	②			2									
	情報処理概論	2		2										
	マーケティング論A	2		2										
	マーケティング論B	2			2									
	マーケティング戦略論	2				2								
	消費者行動論	2					2							
	マーケティング・マネジメント論A	2				2								
	マーケティング・マネジメント論B	2					2							
	製品管理論A	2				2								
	製品管理論B	2					2							
	流通論A	2		2										
	流通論B	2			2									
	流通システム論A	2				2								
	流通システム論B	2					2							
	流通政策論A	2					2							
	流通政策論B	2						2						
	流通史A	2				2								
	流通史B	2					2							
	プログラミング演習A	2					2							
	プログラミング演習B	2						2						
	経営情報論	2					2							
	情報管理論	2						2						
	情報処理論	2					2							
	eコマース論	2						2						
	ロジスティクス論A	2					2							
	ロジスティクス論B	2						2						
	航空交通論A	2					2							
	航空交通論B	2						2						
	会計学A	2					2							
会計学B	2					2								
財務諸表論A	2					2								
財務諸表論B	2						2							
経営管理論	2						2							
職業指導	職業指導	④						2	2					
合 計		76	32	10	8	26	28	2	2	0	0			

注) 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。(本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

(2) 教職に関する科目

授業科目	単 位	週 時 間 数								備 考			
		1年次		2年次		3年次		4年次		高等 学校 商業	中 学 校 社 会	高 等 学 校 公 民	算 卒 業 要 件 単 位
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
教職入門	2	2								◎	◎	◎	
教育哲学	2		2							◎	◎	◎	
教育心理学	2	2								◎	◎	◎	
教育の制度と歴史	2			2						◎	◎	◎	
人権教育	2				2					○	○	○	△
生涯学習論	2			2						○	○	○	△
教育課程論	2					2				◎	◎	◎	
教育方法論	2		2							◎	◎	◎	
教科 教育 法	商業科教育法Ⅰ	2				2				◎			
	商業科教育法Ⅱ	2					2			◎			
	社会科教育法Ⅰ	2			2						◎		流通学科適用科目
	社会科教育法Ⅱ	2			2						◎		流通学科適用科目
	社会科・地歴科教育法	2				2					◎		
	社会科・公民科教育法	2				2					◎	◎	
公民科教育法	2					2					◎		
道德教育の研究	2			2						○	◎	○	
特別活動の研究	2					2				◎	◎	◎	
生徒指導・進路指導論	2			2						◎	◎	◎	
教育相談の理論と方法	2			2						◎	◎	◎	
教育実習Ⅰ	1					2				◎	◎	◎	事前・事後指導
教育実習Ⅱa	4							集中			◎		
教育実習Ⅱb	2							集中		◎		◎	
教職実践演習(中・高)	2								2	◎	◎	◎	
合 計	47	4	4	8	8	8	8	0	2				

注) 1. 備考欄中の◎印は、各免許の必修科目

2. 備考欄中の○印は、各免許の選択科目

3. 備考欄中の△印は、卒業要件単位として、「人権教育」および「生涯学習論」を総合教育科目区分に算入する。

(3)教科又は教職に関する科目

授 業 科 目	単 位	週 時 間 数								備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
道徳教育の研究	2				2					
合 計	2	0	0	0	2	0	0	0	0	

大阪産業大学経済学部修学規程

制 定 昭和40年4月 1日
最近改正 平成22年3月19日

第1章 総 則

第1条 大阪産業大学学則(以下「学則」という。)第27条、第28条および第29条に基づく経済学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

第2条 学生が履修する科目を分けて、総合教育科目および専門教育科目とする。

第3条 授業科目のうち特定のものを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第14条第3項ただし書によるほか履修期間および成績の取り扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。

3 学部または学科が指定する科目について、年度初めに実施するプレイスメントテストを受けなければならない。

第4条 最終学年において、演習の審査に合格しなければならない。

第5条 専攻分野別の履修コースは、次のとおりとする。

2 3年次配当の演習1を登録し、学科配属が決定するまでの期間は、学部所属とする。

第2章 履修申請

第6条 履修申請は、毎学年の初めに、その年度に履修する科目を定めて、教務課経由学長に届出なければならない。

なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

(1) 履修申請期間は、学年の初めに、教務課の掲示板によって告示する。

(2) 同一時限に2科目以上の履修申請をしても受理しない。

(3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は一切受理しない。

また、申請期間経過後は、申請内容の変更を一切認めない。

(4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第1号の期間中であっても履修申請の受付、変更または追加は認めない。

第7条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。

第8条 前2条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第3章 履修制限

第9条 1年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

(1) 48単位とする。編入学生についても48単位とする。

(2) 次の科目を履修制限から除く。

イ 基礎演習1、基礎演習2、演習1および演習2

ロ 本規程別表第1の授業科目表および単位数の5教員免許取得に係わる科目に規定する「教科に関する科目」のうち日本史概論、外国史概論、東洋史概論、地理学概論、自然地理学概論、地誌学、政治学概論、社会学概論、哲学概論および倫理学概論ならびに「教職に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」

第10条 科目の履修および卒業見込証明書の発行の条件は、次のとおりとする。

(1) 演習1を履修するためには、2年次前期修了時点において本規程第11条に定める卒業の要件をみたすために必要な単位を、20単位以上修得していなければならない。

イ 履修する演習1の教員の学科所属により、経済学科および国際経済学科への学科配属を決定する。

ロ 3年次配当科目を履修することができるのは、学科配属を受けた者とする。

(2) 演習2を履修するためには、次のいずれかの条件をみたしていなければならない。

イ 原則として、演習1をあらかじめ修得していること。

ロ 2年次修了時点において本規程第11条に定める卒業の要件をみたすために必要な単位を、64単位以上修得し、かつ、別に定める基準にしたがって、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。

(3) 演習1および演習2を履修するさいの教員は、原則として、同一人であること。

(4) 卒業見込証明書は、次のいずれかの条件をみたしている者にたいして発行する。

イ 3年次修了時点において本規程第11条に定める卒業の要件をみたすために必要な単位を、68単位以上修得し、かつ、原則として、演習1を修得済みの者。ただし、演習2を修得済みの者については、本規程第11条に定める卒業の要件をみたすために必要な単位を、76単位以上修得していること。

ロ 本規程第11条に定める卒業の要件をみたすために必要な単位を、その年度に履修申請した単位を修得することによって充足できる者

ハ 2年次修了時点において、別に定める基準にしたがって、演習1と同時に演習2の履修を認められた者

第4章 卒業要件

第11条 卒業するためには、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

2 学則第27条に定める各学科の卒業要件単位は、本規程別表第1の授業科目表にしたがって、在学中に124単位を修得しなければならない。

(1) 経済学科

イ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野より8単位以上および身体科学科目分野を合わせて、24単位以上とする。

ロ 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、86単位以上とする。

ハ 他学部の専門教育科目の内より製図、演習、実験、実習および卒業研究を除き、30単位まで履修することができるが、そのうち10単位までを、専門教育科目区分の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)

総合教育目 科	教養教育目 科	リテラシ	(留学生に限る。) 8単位	24単位以上	124単位	学士 (経済学)
		人文科学				
		社会科学				
自然科学						
学際領域						
日本文化						
言語文化目 科	英語	} 8単位以上				
	初修外国語					
	日本語					
総合教育目 科	身体科学科目	日本語	(留学生に限る。)			
		身体科学科目				
専門教育科目		必修、選択必修、選択科目の単位を合わせて 86単位以上(自由科目10単位を含む。)				
4年以上在学						

注)(1) 留学生は、日本文化分野の「日本事情1」、「日本事情2」、「日本の社会と文化1」および「日本の社会と文化2」、言語文化科目分野の「日本語読解1」、「日本語読解2」、「日本語作文1」、「日本語作文2」、「上級日本語読解1」、「上級日本語読解2」、「上級日本語作文1」および「上級日本語作文2」を必修とする。

(2) 卒業の要件をみたすために必要な単位を、別に定める基準にしたがって、優秀な成績をもって修得したと認められた者は、3年以上の在学で卒業することができる。

(2) 国際経済学科

イ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野より8単位以上および身体科学科目分野を合わせて、24単位以上とする。

ロ 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、86単位以上とする。

ハ 他学部の専門教育科目の内より製図、演習、実験、実習および卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち10単位までを、専門教育科目区分の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)

総合教育目 科	教養教育目 科	リテラシ	(留学生に限る。) 8単位	24単位以上	124単位	学士 (経済学)
		人文科学				
		社会科学				
自然科学						
学際領域						
日本文化						
言語文化目 科	英語	} 8単位以上				
	初修外国語					
	日本語					
総合教育目 科	身体科学科目	日本語	(留学生に限る。)			
		身体科学科目				
専門教育科目		必修、選択必修、選択科目の単位を合わせて 86単位以上(自由科目10単位を含む。)				
4年以上在学						

注)(1) 留学生は、日本文化分野の「日本事情1」、「日本事情2」、「日本の社会と文化1」および「日本の社会と文化2」、言語文化科目分野の「日本語読解1」、「日本語読解2」、「日本語作文1」、「日本語作文2」、「上級日本語読解1」、「上級日本語読解2」、「上級日本語作文1」および「上級日本語作文2」を必修とする。

(2) 卒業の要件をみたすために必要な単位を、別に定める基準にしたがって、優秀な成績をもって修得したと認められた者は、3年以上の在学で卒業することができる。

3 学則第13条に定める各学科の3年次編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

(1) 経済学科

イ 必修科目は、12単位とする。専門教育科目区分の演習科目分野より、「演習1」および「演習2」を修得すること。ただし、「基礎演習1」および「基礎演習2」は、履修することができない。

ロ 選択必修科目は、38単位とする。

(1) 専門教育科目区分の経済学入門科目分野より、基礎科目、応用科目の区分にかかわらず8単位以上を修得すること。ただし、8単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。

(2) 専門教育科目区分の専門科目1群より12単位を修得すること。ただし、12単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。

(3) 専門教育科目区分の専門科目2群(経済学科)より18単位修得すること。ただし、18単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。

ハ 選択科目は、12単位とする。

(1) 専門教育科目区分の経済学入門科目分野より8単位を超えて修得した単位、専門教育科目区分の専門科目1群より12単位を超えて修得した単位、専門教育科目区分の専門科目2群(経済学科)より18単位を超えて修得した単位および専門教育科目区分の専門科目2群(国際経済学科)より修得した単位と合わせて、12単位を修得すること。

(2) 関連科目および自由科目制度により修得した単位は、4単位を上限とし、選択科目の卒業要件単位に組み入れることができる。

専門教育科目	必修科目		12単位	62単位	学士 (経済学)
	選択必修科目	経済学入門科目	8単位		
		専門科目1群	12単位		
		専門科目2群(経済学科)	18単位		
	選択科目(関連科目および自由科目より4単位を含む。)		12単位		
2年以上在学					

(2) 国際経済学科

イ 必修科目は、12単位とする。専門教育科目区分の演習科目分野より、「演習1」および「演習2」を修得すること。ただし、「基礎演習1」および「基礎演習2」は、履修することができない。

ロ 選択必修科目は、38単位とする。

(1) 専門教育科目区分の経済学入門科目分野より、基礎科目、応用科目の区分にかかわらず8単位以上を修得すること。ただし、8単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。

(2) 専門教育科目区分の専門科目1群より12単位以上を修得すること。ただし、12単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。

(3) 専門教育科目区分の専門科目2群(国際経済学科)より18単位修得すること。ただし、18単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。

ハ 選択科目は、12単位とする。

(1) 専門教育科目区分の経済学入門科目分野より8単位を超えて修得した単位、専門教育科目区分の専門科目1群より12単位を超えて修得した単位、専門教育科目区分の専門科目2群(国際経済学科)より18単位を超えて修得した単位および専門教育科目区分の専門科目2群(経済学科)より修得した単位と合わせて、12単位を修得すること。

(2) 関連科目および自由科目制度により修得した単位は、4単位を上限とし、選択科目の卒業要件単位に組み入れることができる。

専門教育 科目	必修科目		12単位	62単位	学士 (経済学)
	選択必修科目	経済学入門科目	8単位		
		専門科目1群	12単位		
		専門科目2群 (国際経済学科)	18単位		
	選択科目 (関連科目および自由科目より4単位を含む。)		12単位		
2年以上在学					

第5章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

第12条 中学校および高等学校教育教員の免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第1の5(以下別表という。)に掲げる「教科に関する科目」、「教職に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の単位を修得しなければならない。

- (1) 中学校教諭一種社会の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科に関する科目」を22単位、「教職に関する科目」を31単位および「教科又は教職に関する科目」を6単位、合計59単位を修得し、かつ、7日間の「介護等体験」を実習しなければならない。
- (2) 高等学校教諭一種地理歴史の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科に関する科目」を20単位、「教職に関する科目」を25単位および「教科又は教職に関する科目」を14単位、合計59単位を修得しなければならない。
- (3) 高等学校教諭一種公民の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科に関する科目」を20単位、「教職に関する科目」を25単位および「教科又は教職に関する科目」を14単位、合計59単位を修得しなければならない。
- 2 前項各号のいずれの場合においても、「教科に関する科目」または「教職に関する科目」について必要最低単位数を超えて修得した場合には、「教科又は教職に関する科目」の要件単位数に算入することができる。
- 3 別表に掲げる「教科に関する科目」のうち、日本史概論、東洋史概論、外国史概論、地理学概論、自然地理学概論、地誌学、政治学概論、社会学概論、哲学概論、倫理学概論は、卒業要件単位に算入することができない。
- 4 別表に掲げる「教職に関する科目」または「教科又は教職に関する科目」のうち、卒業要件単位として、人権教育、生涯学習論を総合教育科目区分に算入する。

第13条 教育実習および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

- (1) 「教育実習Ⅰ」の履修者は、別表に掲げる「教科に関する科目」、「教職に関する科目」および「教科または教職に関する科目」の2年次配当までの必修科目を、原則としてすべて修得しているものとする。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (2) 「教育実習Ⅱa」または「教育実習Ⅱb」の履修者は、卒業見込みの者であるとともに、「教育実習Ⅰ」を履修した者でなければならない。また、別表に掲げる「教科に関する科目」、「教職に関する科目」および「教科または教職に関する科目」の3年次配当までの必修科目を、原則としてすべて修得しているものとする。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (3) 「教職実践演習(中・高)」の履修者は、「教育実習Ⅱa」または「教育実習Ⅱb」を履修していなければならない。

第6章 試験

第14条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

- 2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、

中間試験として行うことができる。

- 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験のさい、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。
- 試験の成績評価については、以下のとおりとする。

100点～90点	S(秀)	— (合格)
89点～80点	A(優)	
79点～70点	B(良)	
69点～60点	C(可)	
59点以下	D	(不合格)

第15条 正当な理由によって受験できなかった者にたいしては、教授会の議を経て、追試験を行う。

- 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願(様式第9号)を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験であるときは、手数料は徴収しない。
- 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。
- 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。
- 追試験の期日は、教授会において定める。
- 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。
- 追試験の成績は、90点満点とする。

第16条 単位認定に係わる試験(以下「試験」という。)を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項(以下「注意義務」という。)を守らなければならない。

- 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- 受験のさいは、学生証を机上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。
- 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。
- 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。
- 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

第17条 試験にさいして、次の各号の何れかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- 前条の注意義務に抵触する行為
 - 許可されたもの以外を見ること
 - 他人の不正行為を助けること
 - 不正行為を目的とするものを保持すること
 - 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
 - その他不正行為とみなされること
- 不正行為を行った者にたいしては、次の各号にしたがって処分を行う。
 - 前項1号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
 - 前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
 - 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者にたいしては、学則第48条に基づいて懲戒処分とする。

第18条 次の各号に定めるいずれかの事態が生じたときは、第2項の定めるところにしたがって授業を実施する。

- (1) 大阪府下のいずれかの地域に「暴風警報」が発令されたとき。
 - (2) 西日本旅客鉄道「片町線」(学研都市線／京橋～四条畷間)が途絶しているとき。
 - (3) 大阪市営地下鉄「中央線」・近畿日本鉄道「東大阪線」(本町～生駒間)および近畿日本鉄道「奈良線」の2交通機関が同時に途絶しているとき。
- 2 授業の実施要領は、次のとおりとする。
- (1) 午前7時までに第1項各号の事態が解消されたときは、平常通り1時限目から授業を行う。
 - (2) 午前10時までに解消されたときは、3時限目から授業を行う。ただし、午前10時を過ぎても解消されないときは、3時限目から5時限目までの授業を休講とする。
 - (3) 午後3時までに解消されたときは、6時限目から授業を行う。ただし、午後3時を過ぎても解消されないときは、6時限目以降の授業を休講とする。
- 3 第1項各号以外に特別の事態が発生するおそれがあるとき、学長は授業を休講とすることができる。
- 4 第1項各号に掲げた事態以外の理由で登学できなかったときは、教務課に申し出ること。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

区分	科目		単位	卒業最低単位数	週 時 間 数								備 考											
					1年次		2年次		3年次		4年次													
					前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期												
総合教育科目	言語文化科目	初修外国語	中国語入門(基礎)1	1	(8以上) (24以上)	2															(集中)			
			中国語入門(基礎)2	1			2																	
			中国語入門(会話)1	1		2																		
			中国語入門(会話)2	1			2																	
			中国語初級1	1				2																
			中国語初級2	1					2															
			中国語総合1	1							2													
			中国語総合2	1									2											
			中国語海外研修	2						2	2													
			朝鮮語入門(基礎)1	1		2																		
		朝鮮語入門(基礎)2	1			2																		
		朝鮮語入門(会話)1	1	2																				
		朝鮮語入門(会話)2	1			2																		
		朝鮮語初級1	1				2																	
		朝鮮語初級2	1					2																
		朝鮮語総合1	1								2													
		朝鮮語総合2	1									2												
		朝鮮語海外研修	2						2	2														
		日本語	日本語読解1	①		2																		留学生向け科目
			日本語読解2	①			2																	留学生向け科目
	日本語作文1		①	2																		留学生向け科目		
	日本語作文2		①			2																留学生向け科目		
	上級日本語読解1		①				2															留学生向け科目		
	上級日本語読解2		①					2														留学生向け科目		
	上級日本語作文1		①					2														留学生向け科目		
	上級日本語作文2		①						2													留学生向け科目		
	身体科学科目	スポーツ科学実習1	1	2																				
		スポーツ科学実習2	1			2																		
スポーツ科学		2			2																			
運動科学		2				2																		
小 計			128	24以上	52	54	34	34	10	10	0	0												

注) 総合教育科目の履修要件

イ 1年次配当の英語についてはプレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて習熟度別にクラスを分ける。

ただし英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。

ロ 初修外国語(ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語)は複数の言語を卒業要件単位に算入することも可能とする。

ただし各言語は必ず最初に「入門(基礎)1」および「入門(基礎)2」を履修しなければならない。

ハ 留学生には「日本文化」の4科目8単位および「日本語」の8科目8単位を必修とする。

なお、留学生は、言語文化科目として母語を履修することは出来ない。

ニ 留学生には英語のプレイスメントテストを実施しない。

ホ 3年次配当科目を履修することができるのは、学科配属を受けた者とする。

(2) 専門教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	卒業最低単位数	週 時 間 数								備 考						
				1年次		2年次		3年次		4年次								
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期							
専 門 教 育 科 目	演習科目	演習1	④	12	必 修 12 ・ 選 択 必 修 60 ・ 選 択 14 以 上 合 計 86 以 上					2	2			卒業論文指導(集中授業) 4単位分を含む。 全員履修科目 全員履修科目 全員履修科目 全員履修科目				
		演習2	⑧								4	4						
		基礎演習1	2	2以上		2												
		基礎演習2	2			2												
	基礎 科 目	ミクロ経済学入門	2	8以上		2												
		マクロ経済学入門	2			2												
		コンピュータ・ドキュメンテーション	2			2												
		コンピュータ・プレゼンテーション	2			2		2										
		現代日本の経済と労働	2			2												
		経済史	2			2												
		経済学史	2			2												
		経済政策	2			2		2										
		社会政策	2			2		2										
		社会思想史	2			2		2										
		応用 科 目	株式市場と経済			2	8以上	2										
			市場と財政			2		2										
	経済地理		2	2														
	世界経済論		2	2														
	国際経済学		2	2				2										
	証券経済論		2	2				2										
アジア経済論	2		2		2													
環境経済論	2		2		2													
交通経済論	2	2	2															

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備考								
				1年次		2年次		3年次		4年次										
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期									
専 門 教 育 科 目	経済学 科目	ミクロ経済学	2	24 以 上	24 以 上	32 以 上	60 以 上	合 計	86 以 上)			2							
		マクロ経済学	2										2							
		日本経済史	2										2							
		日本経済論	2										2							
		経済統計	2										2							
	福祉・社会 経済学 科目	社会経済学	2										2							
		福祉経済論	2										2							
		生活経済論	2										2							
		ジェンダー論	2										2							
		社会心理学	2										2							
	金融・財政 科目	金融論	2										2							
		金融市場論	2										2							
		財政学	2										2							
		国際金融論	2										2							
		簿記・会計	2										2							
	マルチメディア・ ビジネス 科目	マルチメディア・ビジネス論	2										2							
		インターネット・ビジネス論	2										2							
		デジタルメディア論	2										2							
		ウェブ・デザイン	2										2							
		プログラミング基礎	2										2							
	国際地域 経済学 科目	地域経済論	2										2							
		国際関係論	2										2							
		中国経済論A	2										2							
		中国経済論B	2										2							
		東南アジア経済論	2										2							
	国際 コミュニ ケー ション 科目	メディア経済論	2										2							
		カルチュラル・スタディーズ	2										2							
		社会史	2										2							
		異文化コミュニケーション論	2										2							
	国際 ビジネ ス 科目	グローバル・ビジネス論	2										2							
		ベンチャー企業論	2										2							
		起業家論	2										2							
		貿易論	2										2							
	特別 科目	基盤経済学特殊講義1	2										2							
		基盤経済学特殊講義2	2										2							
		フィールドスタディ	2										2							
		特殊演習	2										2							

区分	科目	単位	卒業最低単位数	週時間数								備考													
				1年次		2年次		3年次		4年次															
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期														
専門教育科目	法 律	憲法	2	0 5 14	（ 必 修 12 ・ 選 択 必 修 60 ・ 選 択 14 以 上 合 計 86 以 上 ）	2															留学生向け科目 留学生向け科目 (集中) (集中)				
		民法	2																						
		商法	2																						
		国際法	2																						
		経済法	2																						
		行政法	2																						
	ビ ジ ネ ス ・ 実 務	デザイン論	2																						
		マーケティング論	2																						
		ビジネス実務	2																						
		貿易実務	2																						
		ビジネス英語1	1																						
		ビジネス英語2	1																						
		ビジネス中国語1	1																						
		ビジネス中国語2	1																						
	特 別 講 座	海外研修1	2																						
		海外研修2	2																						
		キャリア開発基礎	2																						
		キャリア講座1	2																						
		キャリア講座2	2																						
	小計		228				86以上	24	20	56	50	34	40	4	4										
総合教育科目、専門教育科目 合計		356		124以上	76	74	90	84	44	50	4	4													

注) 専門教育科目の履修要件

演習1を履修するためには、2年次前期修了時点において卒業の要件をみたすために必要な単位を、
20単位以上修得していなければならない。

イ 履修する演習1の教員の学科所属により、経済学科および国際経済学科への学科配属を決定する。

ロ 3年次配当科目を履修することができるのは、学科配属を受けた者とする。

2 国際経済学科

(1) 総合教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	卒業 最低 単位 資格 数	週 時 間 数								備 考				
				1年次		2年次		3年次		4年次						
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期					
総 合 教 育 科 目	リテラシ	コンピュータ・リテラシ1	2	24 以 上	2									全員履修科目		
		コンピュータ・リテラシ2	2			2									全員履修科目	
	人文科学	文学	2			2										
		哲学	2			2										
		論理学	2			2										
		心理学	2			2										
		人文科学特殊講義	2			2										
			2			2										
	社会科学	日本国憲法	2			2										
		現代の政治	2			2										
		近現代史	2			2										
		地理学	2			2										
		社会科学特殊講義	2			2										
	自然科学	宇宙科学	2				2									
		環境科学	2				2									
		生命科学	2				2									
		文系のための数学	2				2									
		文系のための統計学	2				2									
		自然科学特殊講義	2				2									
	学際領域	平和学	2				2									
		時事問題	2				2									
		道徳と現代倫理	2				2									
		科学技術史	2				2									
		学際領域特殊講義	2				2									
	日本文化	日本事情1	②				2									留学生向け科目
		日本事情2	②					2								留学生向け科目
日本の社会と文化1		②			2									留学生向け科目		
日本の社会と文化2		②				2								留学生向け科目		
人間教育	生涯学習論	2					2							教職課程科目		
	人権教育	2						2						教職課程科目		

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備考										
				1年次		2年次		3年次		4年次												
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期											
総合 教育 科目	英語	英語(Listening&Speaking)1	1	8 以上	(24	以	上)	2									(集中)			
		英語(Listening&Speaking)2	1								2											
		英語(Listening&Speaking)3	1									2										
		英語(Listening&Speaking)4	1										2									
		TOEIC上級(Listening)1	1										2									
		TOEIC上級(Listening)2	1											2								
		英語(Reading&Writing)1	1							2												
		英語(Reading&Writing)2	1								2											
		英語(Reading&Writing)3	1									2										
		英語(Reading&Writing)4	1										2									
		TOEIC上級(Reading)1	1										2									
		TOEIC上級(Reading)2	1											2								
		英語総合(上級)1	1												2							
		英語総合(上級)2	1													2						
	英語海外研修	2											2	2								
	初修 外国 語	ドイツ語入門(基礎)1	1							2												
		ドイツ語入門(基礎)2	1								2											
		ドイツ語入門(会話)1	1							2												
		ドイツ語入門(会話)2	1								2											
		ドイツ語初級1	1									2										
		ドイツ語初級2	1										2									
		ドイツ語総合1	1											2								
		ドイツ語総合2	1												2							
		ドイツ語海外研修	2										2	2								
		フランス語入門(基礎)1	1							2												
		フランス語入門(基礎)2	1								2											
		フランス語入門(会話)1	1							2												
	フランス語入門(会話)2	1								2												
	フランス語初級1	1									2											
	フランス語初級2	1										2										
	フランス語総合1	1											2									
	フランス語総合2	1												2								
	フランス語海外研修	2										2	2									

区分	科目	単位	卒業資格最低単位数	週時間数								備考													
				1年次		2年次		3年次		4年次															
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期														
総合教育科目	初修外国語	中国語入門(基礎)1	1	(8以上)	(24以上)	2															(集中)				
		中国語入門(基礎)2	1				2																		
		中国語入門(会話)1	1			2																			
		中国語入門(会話)2	1				2																		
		中国語初級1	1					2																	
		中国語初級2	1						2																
		中国語総合1	1							2															
		中国語総合2	1								2														
		中国語海外研修	2					2	2																
		朝鮮語入門(基礎)1	1			2																			
		朝鮮語入門(基礎)2	1				2																		
		朝鮮語入門(会話)1	1			2																			
		朝鮮語入門(会話)2	1				2																		
		朝鮮語初級1	1					2																	
		朝鮮語初級2	1						2																
		朝鮮語総合1	1							2															
		朝鮮語総合2	1								2														
		朝鮮語海外研修	2						2	2															
	日本語	日本語読解1	①			2																		留学生向け科目	
		日本語読解2	①				2																	留学生向け科目	
		日本語作文1	①			2																		留学生向け科目	
		日本語作文2	①				2																	留学生向け科目	
		上級日本語読解1	①					2																留学生向け科目	
		上級日本語読解2	①						2															留学生向け科目	
		上級日本語作文1	①						2															留学生向け科目	
		上級日本語作文2	①							2														留学生向け科目	
	身体科学科目	スポーツ科学実習1	1			2																			
スポーツ科学実習2		1		2																					
スポーツ科学		2			2																				
運動科学		2				2																			
小計		128	24以上	52	54	34	34	10	10	0	0														

注) 総合教育科目の履修要件

- イ 1年次配当の英語についてはプレースメントテストを実施し、その結果に基づいて習熟度別にクラスを分ける。
ただし英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ロ 初修外国語(ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語)は複数の言語を卒業要件単位に算入することも可能とする。
ただし各言語は必ず最初に「入門(基礎)1」および「入門(基礎)2」を履修しなければならない。
- ハ 留学生には「日本文化」の4科目8単位および「日本語」の8科目8単位を必修とする。
なお、留学生は、言語文化科目として母語を履修することは出来ない。
- ニ 留学生には英語のプレースメントテストを実施しない。
- ホ 3年次配当科目を履修することができるのは、学科配属を受けた者とする。

(2) 専門教育科目

(単位数を○でかこんだものは必修科目)

区分	科目	単位	卒業 最低 単位 資格 数	週 時 間 数								備 考					
				1年次		2年次		3年次		4年次							
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期						
専 門 教 育 科 目	演習科目	演習1	④	12	必 修 ・ 選 択 必 修 60 ・ 選 択 14 以 上 合 計 86 以 上					2	2			卒業論文指導(集中授業) 4単位分を含む。 全員履修科目			
		演習2	⑧												4	4	
		基礎演習1	2	2以上		2											
		基礎演習2	2				2										
	基 礎 科 目 経 済 学 入 門 科 目 応 用 科 目	ミクロ経済学入門	2	8 以 上 18 ・ 24 14 以 上 合 計 86 以 上		2											
		マクロ経済学入門	2			2											
		コンピュータ・ドキュメンテーション	2			2											
		コンピュータ・プレゼンテーション	2			2		2									
		現代日本の経済と労働	2			2											
		経済史	2			2											
		経済学史	2			2											
		経済政策	2			2			2								
		社会政策	2			2			2								
		社会思想史	2			2			2								
		株式市場と経済	2			2		2									
		市場と財政	2			2		2									
		経済地理	2			2		2									
		世界経済論	2			2		2									
		国際経済学	2			2			2								
		証券経済論	2			2			2								
アジア経済論	2	2			2												
環境経済論	2	2			2												
交通経済論	2	2			2												

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
専 門 教 育 科 目	国際地域経済 科目	東アジア経済論	2	18 以 上	（ 必 修 12 ・ 選 択 必 修 60 ・ 選 択 14 以 上 合 計 86 以 上 ）					2				
		開発経済論	2								2			
		国際協力論	2							2				
		国際地域経済特殊講義	2								2			
	国際コミュニ ケーション 科目	比較社会論	2							2				
		民族問題	2								2			
		国際人権論	2							2				
		国際コミュニケーション特殊講義	2								2			
	国際ビジネ ス・科 目	コーポレート・ガバナンス論	2								2			
		デジタル・マーケティング論	2							2				
		観光論	2								2			
		国際ビジネス特殊講義	2								2			
	マ ルチ メ デ ィ ア ・ ビ ジ ネ ス 科 目	コンピュータ・グラフィックス	2								2			
		デスクトップ・パブリッシング	2								2			
		ネットワーク論	2							2				
		データベース論	2								2			
		マルチメディア・ビジネス特殊講義	2								2			
	特 別 科 目	経済学特殊講義1	2								2			
		経済学特殊講義2	2								2			
	経 済 学 科 目	企業経済論	2								2			
		エコノメトリクス	2								2			
		産業構造論	2								2			
		近代経済学史	2								2			
		マルクス経済学	2							2				
	経 済 社 ・ 社 会 科 目	社会保障論	2								2			
		福祉ビジネス論	2								2			
		労働経済論	2								2			
		産業社会と家族	2							2				
	金 融 ・ 財 政 科 目	地方財政論	2								2			
		租税論	2								2			
		公共経済論	2							2				
ファイナンス工学		2						2						

3 教員免許取得に係わる科目

(1) 教科に関する科目

イ. 中学校教諭一種免許状・社会(経済学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
日 本 史 および 外 国 史	日本史概論	④	26			2	2							
	外国史概論	④		2	2									
	東洋史概論	2						2						
	経済学史	2		2										
	社会思想史	2			2									
	経済史	2		2										
	日本経済史	2				2								
	近代経済学史	2							2					
	社会史	2				2								
地 理 学 (地誌を含む。)	地理学概論	④				2	2							
	地誌学	④				2	2							
	自然地理学概論	2		2										
	経済地理	2		2										
「法律学、政治学」	政治学概論	②				2								国際政治を含む。
	憲法	2		2										
	国際法	2				2								
「社会学、経済学」	社会学概論	②			2									
	ミクロ経済学入門	2		2										
	マクロ経済学入門	2		2										
	経済政策	2			2									
	財政学	2				2								
	市場と財政	2		2										
	金融論	2				2								
	証券経済論	2			2									
	社会政策	2			2									
	国際経済学	2			2									
	日本経済論	2			2									
	現代日本の経済と労働	2	2											
	世界経済論	2	2											
	地方財政論	2					2							
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	4					2	2						
	倫理学概論	②					2							
合 計		74	26	22	14	14	12	8	4	0	0			

注) 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を26単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要31単位のところ、33単位と定めているため、剰余の2単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要28単位のところ、26単位でよいとした。)

ロ. 高等学校教諭一種免許状・地理歴史(経済学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授業科目	単 位	最低 修得 単 位 数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
日 本 史	日本史概論	④	32			2	2							
	日本経済史	2				2								
	社会史	2				2								
外 国 史	外国史概論	④			2	2								
	東洋史概論	②						2						
	経済学史	2			2									
	社会思想史	2				2								
	経済史	2			2									
	近代経済学史	2							2					
人文地理学 および 自然地理学	地理学概論	④					2	2						
	自然地理学概論	②			2									
	経済地理	2			2									
地 誌	地誌学	④					2	2						
合 計		34		32	10	4	10	6	2	2	0	0		

注) 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

ハ. 高等学校教諭一種免許状・公民(経済学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
「法学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	憲法	2	32	2											
	国際法	2				2									
	政治学概論	②				2								国際政治を含む。	
「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	社会学概論	②				2									
	ミクロ経済学入門	2			2										
	マクロ経済学入門	2			2										
	経済政策	2				2									
	財政学	2					2								
	市場と財政	2			2										
	金融論	2					2								
	証券経済論	2				2									
	社会政策	2					2								
	国際経済学	②					2								
	日本経済論	2						2							
	現代日本の経済と労働	2				2									
	世界経済論	2				2									
地方財政論	2							2							
「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」	哲学概論	④							2	2					
	倫理学概論	②							2						
合 計		40		32	12	10	4	6	6	2	0	0			

注) 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

二. 中学校教諭一種免許状・社会(国際経済学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授業科目	単位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
日本史 および 外国史	日本史概論	④	26			2	2							
	外国史概論	④		2	2									
	東洋史概論	2						2						
	経済史	2		2										
	社会史	2				2								
	経済学史	2		2										
	社会思想史	2			2									
	日本経済史	2				2								
	近代経済学史	2							2					
地 理 学 (地誌を含む。)	地理学概論	④					2	2						
	自然地理学概論	2		2										
	地誌学	④				2	2							
	経済地理	2		2										
「法学、政治学」	政治学概論	②				2								国際政治を含む。
	憲法	2		2										
	民法	2				2								
	商法	2				2								
	国際法	2					2							
「社会学、経済学」	社会学概論	②			2									
	ミクロ経済学入門	2		2										
	マクロ経済学入門	2		2										
	国際経済学	2			2									
	世界経済論	2		2										
	経済政策	2			2									
	市場と財政	2		2										
	金融論	2				2								
	証券経済論	2		2										
	社会政策	2		2										
	地域経済論	2			2									
	比較社会論	2					2							
	現代日本の経済と労働	2	2											
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	4					2	2						
	倫理学概論	②					2							
合 計		76	26	22	14	20	8	8	4	0	0			

注) 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を26単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要31単位のところ、33単位と定めているため、剰余の2単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要28単位のところ、26単位でよいとした。)

ホ. 高等学校教諭一種免許状・地理歴史(国際経済学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授業科目	単位	最低修得単位数	週時間数								備考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
日本史	日本史概論	④	32			2	2							
	社会史	2				2								
	日本経済史	2				2								
外国史	外国史概論	④		2	2									
	東洋史概論	②						2						
	経済史	2		2										
	経済学史	2		2										
	社会思想史	2			2									
	近代経済学史	2							2					
人文地理学および自然地理学	地理学概論	④				2	2							
	自然地理学概論	②		2										
	経済地理	2		2										
地誌	地誌学	④				2	2							
合計				34	32	10	4	10	6	2	2	0	0	

注) 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

へ. 高等学校教諭一種免許状・公民(国際経済学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授業科目	単位	最低 修得 単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
「法学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	政治学概論	②	32			2							国際政治を含む。	
	憲法	2		2										
	民法	2				2								
	商法	2				2								
	国際法	2					2							
「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	社会学概論	②			2									
	ミクロ経済学入門	2		2										
	マクロ経済学入門	2		2										
	国際経済学	②			2									
	世界経済論	2		2										
	経済政策	2			2									
	市場と財政	2		2										
	金融論	2				2								
	証券経済論	2			2									
	社会政策	2			2									
	地域経済論	2			2									
	比較社会論	2				2								
	現代日本の経済と労働	2	2											
「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」	哲学概論	④					2	2						
	倫理学概論	②					2							
合 計		42	32	12	10	10	2	6	2	0	0			

注) 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位
 のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および
 「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

(2) 教職に関する科目

授 業 科 目	単 位	週 時 間 数								備 考			
		1年次		2年次		3年次		4年次		中 学 校 社 会	高 等 学 校 地 歴	高 等 学 校 公 民	卒 業 要 件 単 位 算 入 科 目
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
教職入門	2	2								◎	◎	◎	
教育哲学	2		2							◎	◎	◎	
教育心理学	2	2								◎	◎	◎	
教育の制度と歴史	2			2						◎	◎	◎	
人権教育	2				2					○	○	○	△
生涯学習論	2			2						○	○	○	△
教育課程論	2					2				◎	◎	◎	
教育方法論	2		2							◎	◎	◎	
教 科 教 育 法	社会科教育法	2			2					◎			
	社会科・地歴科教育法	2				2				◎	◎		
	地理歴史科教育法	2					2				◎		
	社会科・公民科教育法	2				2				◎		◎	
	公民科教育法	2					2					◎	
道徳教育の研究	2			2						◎	○	○	
特別活動の研究	2					2				◎	◎	◎	
生徒指導・進路指導論	2			2						◎	◎	◎	
教育相談の理論と方法	2			2						◎	◎	◎	
教育実習Ⅰ	1					2				◎	◎	◎	事前・事後指導
教育実習Ⅱa	4						集中		◎				
教育実習Ⅱb	2						集中			◎	◎		
教職実践演習(中・高)	2							2	◎	◎	◎		
合 計	43	4	4	6	8	6	8	0	2				

注) 1. 備考欄中の◎印は、各免許の必修科目

2. 備考欄中の○印は、各免許の選択科目

3. 備考欄中の△印は、卒業要件単位として、「人権教育」および「生涯学習論」を総合教育科目区分に算入する。

(3)教科又は教職に関する科目

授 業 科 目	単 位	週 時 間 数								備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
道徳教育の研究	2				2					
合 計	2	0	0	0	2	0	0	0	0	

大阪産業大学工学部修学規程

制 定 昭和40年4月 1日
最近改正 平成22年3月19日

第1章 総 則

第1条 大阪産業大学学則(以下「学則」という。)第27条、第28条および第29条に基づく工学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

第2条 学生が履修する科目を分けて、総合教育科目および専門教育科目とする。

第3条 授業科目のうち特定のものを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

- 2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第14条第3項ただし書によるほか履修期間および成績の取り扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。
- 3 学部または学科が指定する科目について、年度初めに実施するプレイスメントテストを受けなければならない。

第4条 最終学年において、卒業研究またはゆめ育むコース特別演習の審査に合格しなければならない。

- 2 卒業研究をさらに半年間継続の必要があると判定された者は、次年度の前期末あるいは学年末に再審査を受けることができる。

第5条 専攻分野別の履修コースは、次のとおりとする。

- 2 各学科にゆめ育むコースを置くほか、機械工学科に機械コース、交通機械工学科に自動車工学コース、交通機械コース、都市創造工学科に土木・環境総合コース、まちづくりコース、電子情報通信工学科に電子情報通信コース、教員免許状取得支援コース、情報システム工学科に情報システムコース、建築・環境デザイン学科にシビックデザインコース、建築・インテリアデザインコース、クラフトデザインコースを置く。
- 3 ゆめ育むコースにおいては、学科配属が決定するまでの期間は、学部所属とする。
なお、1年次修了時の申請に基づき学科配属が決定する。

第2章 履修申請

第6条 履修申請は、毎学年の初めに、その年度に履修する科目を定めて、教務課経由学長に届出なければならない。ただし、プレイスメントテストを実施する科目に関わる科目および学科が指定する科目に限り、後期に履修申請の修正をすることができる。

なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

- (1) 履修申請期間は、学年の初めに、教務課の掲示板によって告示する。
- (2) 同一時限に2科目以上の履修申請をしても受理しない。
- (3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は一切受理しない。

また、申請期間経過後は、申請内容の変更を一切認めない。

- (4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第1号の期間中であっても履修申請の受付、変更または追加は認めない。

第7条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。ただし、都市創造工学科の一部科目については、この限りではない。

第8条 前2条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第3章 履修制限

第9条 1年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

- (1) 50単位とする。なお、編入学生は、54単位とする。
- (2) 本規程別表第1の授業科目表及び単位数の5教員免許取得に係わる科目に規定する「教科に関する科目」のうち職業指導ならびに「教職に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」を履修制限から除く。

なお、電子情報通信工学科および情報システム工学科にあつては、「教科に関する科目」のうち情報と職業を含む。

2 機械工学科の履修コースについては、次のとおりとする。

機械工学科は、機械コースおよびゆめ育むコースを置く。

なお、履修コースの変更は、学則第17条に基づき、申請により所定の試験に合格した場合のみ、ゆめ育むコースから機械コースへの変更を認め、機械コースからゆめ育むコースへの変更は、一切認めない。

3 交通機械工学科の履修コースについては、次のとおりとする。

- (1) 交通機械工学科は自動車工学コース、交通機械コースおよびゆめ育むコースを置く。
- (2) 自動車工学コースおよび交通機械コースについては、入学年度初めの履修申請時にコース選択を行う。以後の履修コース変更は、申請に基づき、自動車工学コースから交通機械コースへの変更に限り認め、その時期は4年次までの毎学年初めの履修申請時までとする。

なお、自動車工学コース、交通機械コースからゆめ育むコースへの変更および交通機械コース、ゆめ育むコースから自動車工学コースへの変更は、一切認めない。

ただし、ゆめ育むコースから交通機械コースへの変更は、学則第17条に基づき、申請により所定の試験に合格した場合のみ認める。

- (3) 自動車工学コースの者に限り、「自動車工学実習1」、「自動車工学実習2」および「自動車工学実習3」を履修することができる。

なお、交通機械コースの者で、履修コース変更前に修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。

- (4) 交通機械コースおよびゆめ育むコースの者に限り、「交通機械詳論」を履修することができる。

4 都市創造工学科の履修コースについては、次のとおりとする。

都市創造工学科は、土木・環境総合コース、まちづくりコースおよびゆめ育むコースを置く。

なお、履修コース変更については、別に定める。

ただし、ゆめ育むコースの履修コースの変更は、学則第17条に基づき、申請により所定の試験に合格した場合のみ、ゆめ育むコースから土木・環境総合コース、まちづくりコースへの変更を認め、土木・環境総合コース、まちづくりコースからゆめ育むコースへの変更は、一切認めない。

5 電子情報通信工学科の履修コースについては、次のとおりとする。

電子情報通信工学科は、電子情報通信コース、教員免許取得支援コースおよびゆめ育むコースを置く。

なお、履修コースの変更は、学則第17条に基づき、申請により所定の試験に合格した場合のみ、ゆめ育むコースから電子情報通信コースへの変更に限り認め、その他の履修コースの変更は、一切認めない。

6 情報システム工学科の履修コースについては、次のとおりとする。

情報システム工学科は、情報システムコースおよびゆめ育むコースを置く。

なお、履修コースの変更は、学則第17条に基づき、申請により所定の試験に合格した場合のみ、ゆめ育むコースから情報システムコースへの変更を認め、情報システムコースからゆめ育むコースへの変更は、一切認めない。

7 建築・環境デザイン学科の履修コースについては、次のとおりとする。

建築・環境デザイン学科は、シビックデザインコース、建築・インテリアデザインコース、クラブデザインコースおよびゆめ育むコースを置く。

なお、履修コース変更については、別に定める。

ただし、ゆめ育むコースの履修コース変更は、学則第17条に基づき、申請により所定の試験に合格した場合のみ、ゆめ育むコースからシビックデザインコースへの変更に限り認める。シビックデザインコース、建築・インテリアデザインコースおよびクラフトデザインコースからゆめ育むコースへの変更は、一切認めない。

第10条 科目の履修および卒業見込証明書の発行の条件は、次のとおりとする。

(1) 卒業研究あるいはゆめ育むコース特別演習4を履修するためには、次の各学科が定めた条件をみたさなければならない。

イ 機械工学科

本規程第11条による卒業のための卒業資格最低単位数124単位のうち、総合教育科目の最低要件24単位以上を含む100単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、履修コースにより、次のとおりとする。

(イ) 機械コースの卒業研究の履修条件は、第3年次までに配当された専門必修科目の未修得単位が、4単位以内であること。

ただし、編入学生の入学区分「イ」の学生は、卒業資格最低単位数62単位のうち32単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、第3年次までに配当された科目の未修得単位が、4単位以内であること。また、編入学生の入学区分「ロ」の学生は、卒業資格最低単位数74単位のうち44単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、第3年次までに配当された科目の未修得単位が、4単位以内であること。

(ロ) ゆめ育むコースのゆめ育むコース特別演習4の履修条件は、3年次までに配当された専門必修科目の未修得がゆめ育むコース特別演習3の1科目であること。なお、ゆめ育むコース特別演習2を履修するためにはゆめ育むコース特別演習1を、ゆめ育むコース特別演習3を履修するためにはゆめ育むコース特別演習2をあらかじめ修得していなければならない。

ロ 交通機械工学科

本規程第11条による卒業のための卒業資格最低単位数124単位のうち、総合教育科目の最低卒業要件単位のうち20単位以上を含む100単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、履修コースにより、次のとおりとする。

(イ) 自動車工学コースおよび交通機械コースの卒業研究の履修条件は、実験、実習および製図の未修得単位が、2科目4単位以内であること。ただし、編入学生の入学区分「イ」の学生は、卒業資格最低単位数62単位のうち32単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、実験、実習および製図の未修得単位が、2科目4単位以内であること。また、編入学生の入学区分「ロ」の学生は、卒業資格最低単位数74単位のうち44単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、実験、実習および製図の未修得単位が、2科目4単位以内であること。

(ロ) ゆめ育むコースのゆめ育むコース特別演習4の履修条件は、3年次までに配当された専門必修科目の未修得がゆめ育むコース特別演習3の1科目であること。なお、ゆめ育むコース特別演習2を履修するためにはゆめ育むコース特別演習1を、ゆめ育むコース特別演習3を履修するためにはゆめ育むコース特別演習2をあらかじめ修得していなければならない。

ハ 都市創造工学科

本規程第11条による卒業のための卒業資格最低単位数124単位のうち、総合教育科目の最低卒業要件単位のうち20単位以上を含む94単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、履修コースにより、次のとおりとする。

(イ) 土木・環境総合コースおよびまちづくりコースの卒業研究の履修条件は、実験、実習および演習の未修得単位が、2単位以内であること。ただし、編入学生は、本大学に入学する前に修得した単位のうち、当該学科が定める基準を満たした単位を卒業要件単位に算入することができる。

(ロ) ゆめ育むコースのゆめ育むコース特別演習4の履修条件は、3年次までに配当された専門必修科目の未修得がゆめ育むコース特別演習3の1科目であること。なお、ゆめ育むコース特別演習2を履修するためにはゆめ育むコース特別演習1を、ゆめ育むコース特別演習3を履修するためにはゆめ育むコース特別演習2をあらかじめ修得していなければならない。

ニ 電子情報通信工学科

本規程第11条による卒業のための卒業資格最低単位数124単位のうち、総合教育科目の最低要件24単位以上を含む110単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、履修コースにより、次のとおりとする。

(イ) 電子情報通信コースおよび教員免許状取得支援コースの卒業研究の履修条件は、第3年次までに配当された専門必修科目の未修得単位が、2単位以内であること。但し、未修得科目としては「電子情報通信工学実験2」または「電子情報通信工学ゼミナール」のいずれか1科目のみを認める。ただし、編入学生は、卒業資格最低単位数62単位のうち40単位以上を修得し、「電子情報通信工学実験2」または「電子情報通信工学ゼミナール」のうち少なくとも1科目を修得していること。なお、「電子情報通信工学ゼミナール」および「卒業研究」を履修するさいの教員は、原則として同一人であること。

(ロ) ゆめ育むコースのゆめ育むコース特別演習4の履修条件は、3年次までに配当された専門必修科目の未修得がゆめ育むコース特別演習3の1科目であること。なお、ゆめ育むコース特別演習2を履修するためにはゆめ育むコース特別演習1を、ゆめ育むコース特別演習3を履修するためにはゆめ育むコース特別演習2をあらかじめ修得していなければならない。

ホ 情報システム工学科

本規程第11条による卒業のための卒業資格最低単位数124単位のうち、総合教育科目の最低要件24単位以上を含む100単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、履修コースにより、次のとおりとする。

(イ) 情報システムコースの卒業研究の履修条件は、第3年次までに配当された専門必修科目の未修得単位が、4単位以内であること。ただし、編入学生の入学区分「イ」の学生は、卒業資格最低単位数62単位のうち32単位以上を修得していること。また、編入学生の入学区分「ロ」の学生は、卒業資格最低単位数74単位のうち44単位以上を修得していること。

(ロ) ゆめ育むコースのゆめ育むコース特別演習4の履修条件は、3年次までに配当された専門必修科目の未修得がゆめ育むコース特別演習3の1科目であること。なお、ゆめ育むコース特別演習2を履修するためにはゆめ育むコース特別演習1を、ゆめ育むコース特別演習3を履修するためにはゆめ育むコース特別演習2をあらかじめ修得していなければならない。

ヘ 建築・環境デザイン学科

本規程第11条による卒業のための卒業資格最低単位数124単位のうち、100単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、履修コースにより、次のとおりとする。

(イ) シビックデザインコース、建築・インテリアデザインコースおよびクラフトデザインコースの卒業研究の履修条件は、第3年次までに配当された専門必修科目の未修得単位が、14単位以内で、かつ、実習の未修得単位が3単位以内であること。ただし、編入学生の入学区分「イ」の学生は、卒業資格最低単位数62単位のうち32単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、第3年次までに配当された科目の未修得単位が、14単位以内で、かつ、実習の未修得単位が3単位以内であること。また、編入学生の入学区分「ロの1」および「ロの2」の学生は、卒業資格最低単位数74単位のうち44単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、第3年次までに配当された科目の未修得単位が、14単位以内で、かつ、実習の未修得単位が3単位以内であること。

(ロ) ゆめ育むコースのゆめ育むコース特別演習4の履修条件は、3年次までに配当された専門必修科目の未修得単位が、18単位以内で、かつ、実習の未修得単位が3単位以内および演習の未修得がゆめ育むコース特別演習3の1科目であること。なお、ゆめ育むコース特別演習2を履修するためにはゆめ育むコース特別演習1を、ゆめ育むコース特別演習3を履修するためにはゆめ育むコース特別演習2をあらかじめ修得していなければならない。

(2) 卒業見込証明書は、4年次において卒業研究あるいはゆめ育むコース特別演習4の履修資格を有する者または既修得者にたいして発行する。

第4章 卒業要件

第11条 卒業するためには、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

2 学則第27条に定める各学科の卒業要件単位は、本規程別表第1の授業科目表にしたがって、在学中に124単位を修得しなければならない。

(1) 機械工学科

イ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より4単位以上を含めて8単位以上および身体科学科目分野を合わせて、24単位以上とする。

なお、留学生は、教養教育科目分野の日本文化より8単位を含めて8単位以上、言語文化科目分野の日本語より8単位を含めて8単位以上および身体科学科目分野を合わせて24単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。

ロ 専門教育科目は、必修および選択を合わせて、92単位以上とする。

なお、他学部および他学科の専門教育科目の内より、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち4単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)。ただし、ゆめ育むコースにおいては、自由科目として16単位まで卒業要件単位に組み入れることができる。

また、ゆめ育むコースにおいては、2年次開始時の学科配属決定の際、既に修得した単位のうち、当該学科の専門教育科目に該当科目がない場合、24単位まで当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これをコース広域科目と称する。)

ハ 総合教育科目および専門教育科目において、それぞれの最低卒業要件単位を超えて修得した単位は、相互に8単位までを、当該科目区分の卒業要件単位に組み入れることができる。

総合教育科目	教養教育科目	表現力基礎演習	要件なし	24単位以上	124単位	学士(工学)
		人文科学	要件なし			
		社会科学	要件なし			
		自然科学	要件なし			
		学際領域	要件なし			
	日本文化(留学生に限る。)	8単位				
言語文化科目	英語	4単位以上	} 8単位以上			
	初修外国語	(留学生に限る。)				
	日本語			8単位		
身体科学科目		要件なし				
専門教育科目		必修および選択科目の単位を合わせて、92単位以上 (自由科目4単位を含む。)				
4年以上在学						

注(1) 留学生は、教養教育科目分野の日本文化および言語文化科目分野の日本語を必修とする。

(2) ゆめ育むコースにおいては、自由科目を16単位まで卒業要件単位に組み入れることができる。

(3) ゆめ育むコースにおいては、選択科目にコース広域科目0~24単位を含む。

(2) 交通機械工学科

イ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より4単位以上を含めて8単位以上および身体科学科目分野を合わせて、24単位以上とする。

なお、留学生は、教養教育科目分野の日本文化より8単位を含めて8単位以上、言語文化科目分野の日本語より8単位を含めて8単位以上および身体科学科目分野を合わせて24単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。

ロ 専門教育科目は、必修および選択を合わせて、92単位以上とする。

なお、他学部および他学科の専門教育科目の内より、製図、演習、実験、実習、外国書講読、セミナー、卒業研究を除き、20単位まで履修することができ、そのうち4単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)。ただし、ゆめ育むコースにおいては、自由科目として16単位まで卒業要件単位に組み入れることができる。

また、ゆめ育むコースにおいては、2年次開始時の学科配属決定の際、既に修得した単位のうち、当該学科の専門教育科目に該当科目がない場合、24単位まで当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これをコース広域科目と称する。)

ハ 総合教育科目および専門教育科目において、それぞれの最低卒業要件単位を超えて修得した単位は、相互に8単位までを、当該科目区分の卒業要件単位に組み入れることができる。

総合教育科目	教養教育科目	表現力基礎演習	要件なし	24単位以上	124単位	学士(工学)
		人文科学	要件なし			
		社会科学	要件なし			
		自然科学	要件なし			
		学際領域	要件なし			
		日本文化	(留学生に限る。) 8単位			
	言語文化科目	英語	4単位以上			
初修外国語						
日本語		(留学生に限る。) 8単位				
身体科学科目		要件なし				
専門教育科目	必修および選択科目の単位を合わせて、92単位以上 (自由科目4単位を含む。)					
4年以上在学						

- 注)(1) 留学生は、教養教育科目分野の日本文化および言語文化科目分野の日本語を必修とする。
(2) ゆめ育むコースにおいては、自由科目を16単位まで卒業要件単位に組み入れることができる。
(3) ゆめ育むコースにおいては、選択科目にコース広域科目0~24単位を含む。

(3) 都市創造工学科

イ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より4単位以上を含めて8単位以上および身体科学科目分野を合わせて、24単位以上とする。

なお、留学生は、教養教育科目分野の日本文化より8単位を含めて8単位以上、言語文化科目分野の日本語より8単位を含めて8単位以上および身体科学科目分野を合わせて24単位以上とし、英語の要件単位をなしとする。

ロ 専門教育科目は、必修、指定選択必修および選択必修を合わせて、92単位以上とする。

なお、他学部および他学科の専門教育科目の内より、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち4単位までを当該学科の専門教育科目の選択必修科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)。ただし、ゆめ育むコースにおいては、自由科目として16単位まで卒業要件単位に組み入れることができる。

また、ゆめ育むコースにおいては、2年次開始時の学科配属決定の際、既に修得した単位のうち、当該学科の専門教育科目に該当科目がない場合、24単位まで当該学科の専門教育科目の選択必修科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これをコース広域科目と称する。)

ハ 総合教育科目および専門教育科目において、それぞれの最低卒業要件単位を超えて修得した単位は、相互に8単位までを、当該科目区分の卒業要件単位に組み入れることができる。

総合教育科目	教養教育科目	表現力基礎演習	要件なし	24単位以上	124単位	学士(工学)
		人文科学	要件なし			
		社会科学	要件なし			
		自然科学	要件なし			
		学際領域	要件なし			
		日本文化	(留学生に限る。) 8単位			
	言語文化科目	英語	4単位以上			
初修外国語						
日本語		(留学生に限る。) 8単位				
身体科学科目		要件なし				
専門教育科目	必修、指定選択必修および選択必修科目の単位を合わせて、92単位以上 (自由科目4単位を含む。)					
4年以上在学						

- 注)(1) 留学生は、教養教育科目分野の日本文化および言語文化科目分野の日本語を必修とする。
(2) ゆめ育むコースにおいては、自由科目を16単位まで卒業要件単位に組み入れることができる。
(3) ゆめ育むコースにおいては、選択必修科目にコース広域科目0~24単位を含む。

(4) 電子情報通信工学科

イ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より4単位以上を含めて8単位以上

および身体科学科目分野を合わせて、24単位以上とする。

なお、留学生は、教養教育科目分野の日本文化より8単位を含めて8単位以上、言語文化科目分野の日本語より8単位を含めて8単位以上および身体科学科目分野を合わせて24単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。

ロ 専門教育科目は、必修、選択を合わせて、92単位以上とする。

なお、他学部および他学科の専門教育科目の内より、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち4単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)。ただし、ゆめ育むコースにおいては、自由科目として16単位まで卒業要件単位に組み入れることができる。

また、ゆめ育むコースにおいては、2年次開始時の学科配属決定の際、既に修得した単位のうち、当該学科の専門教育科目に該当科目がない場合、24単位まで当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これをコース広域科目と称する。)

ハ 総合教育科目および専門教育科目において、それぞれの最低卒業要件単位を超えて修得した単位は、相互に8単位までを、当該科目区分の卒業要件単位に組み入れることができる。

総合教育科目	教養教育科目	表現力基礎演習	要件なし	24単位以上	124単位	学士(工学)
		人文学	要件なし			
		社会科学	要件なし			
		自然科学	要件なし			
		学際領域	要件なし			
		日本文化(留学生に限る。)	8単位			
	言語文化科目	英語	4単位以上			
初修外国語						
日本語(留学生に限る。)		8単位				
	身体科学科目		要件なし			
専門教育科目	必修および選択科目の単位を合わせて、92単位以上(自由科目4単位を含む。)					
4年以上在学						

注)(1) 留学生は、教養教育科目分野の日本文化および言語文化科目分野の日本語を必修とする。

(2) ゆめ育むコースにおいては、自由科目を16単位まで卒業要件単位に組み入れることができる。

(3) ゆめ育むコースにおいては、選択科目にコース広域科目0~24単位を含む。

(5) 情報システム工学科

イ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より4単位以上を含めて8単位以上および身体科学科目分野を合わせて、24単位以上とする。

なお、留学生は、教養教育科目分野の日本文化より8単位を含めて8単位以上、言語文化科目分野の日本語より8単位を含めて8単位以上および身体科学科目分野を合わせて24単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。

ロ 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、92単位以上とする。

なお、他学部および他学科の専門教育科目の内より、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち4単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)。ただし、ゆめ育むコースにおいては、自由科目として16単位まで卒業要件単位に組み入れることができる。

また、ゆめ育むコースにおいては、2年次開始時の学科配属決定の際、既に修得した単位のうち、当該学科の専門教育科目に該当科目がない場合、24単位まで当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これをコース広域科目と称する。)

ハ 総合教育科目および専門教育科目において、それぞれの最低卒業要件単位を超えて修得した単位は、相互に8単位までを、当該科目区分の卒業要件単位に組み入れることができる。

総合教育科目	教養教育科目	表現力基礎演習	要件なし	24単位以上	124単位	学士(工学)
		人文科学	要件なし			
		社会科学	要件なし			
		自然科学	要件なし			
		学際領域	要件なし			
		日本文化	(留学生に限る。) 8単位			
言語文化科目	英語	4単位以上	} 8単位以上			
	初修外国語					
	日本語	(留学生に限る。) 8単位				
身体科学科目		要件なし				
専門教育科目	必修、選択必修および選択科目の単位を合わせて、92単位以上 (自由科目4単位を含む。)					
4年以上在学						

- 注)(1) 留学生は、教養教育科目分野の日本文化および言語文化科目分野の日本語を必修とする。
(2) ゆめ育むコースにおいては、自由科目を16単位まで卒業要件単位に組み入れることができる。
(3) ゆめ育むコースにおいては、選択科目にコース広域科目0~24単位を含む。

(6) 建築・環境デザイン学科

イ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より4単位以上を含めて8単位以上および身体科学科目分野を合わせて、24単位以上とする。

なお、留学生は、教養教育科目分野の日本文化より8単位を含めて8単位以上、言語文化科目分野の日本語より8単位を含めて8単位以上および身体科学科目分野を合わせて24単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。

ロ 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、92単位以上とする。

なお、他学部および他学科の専門教育科目の内より、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち8単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)。ただし、ゆめ育むコースにおいては、自由科目として20単位まで卒業要件単位に組み入れることができる。

また、ゆめ育むコースにおいては、2年次開始時の学科配属決定の際、既に修得した単位のうち、当該学科の専門教育科目に該当科目がない場合、24単位まで当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これをコース広域科目と称する。)

ハ 総合教育科目および専門教育科目において、それぞれの最低卒業要件単位を超えて修得した単位は、相互に8単位までを、当該科目区分の卒業要件単位に組み入れることができる。

総合教育科目	教養教育科目	表現力基礎演習	要件なし	24単位以上	124単位	学士(工学)
		人文科学	要件なし			
		社会科学	要件なし			
		自然科学	要件なし			
		学際領域	要件なし			
		日本文化	(留学生に限る。) 8単位			
言語文化科目	英語	4単位以上	} 8単位以上			
	初修外国語					
	日本語	(留学生に限る。) 8単位				
身体科学科目		要件なし				
専門教育科目	必修、選択必修および選択科目の単位を合わせて、92単位以上 (自由科目8単位を含む。)					
4年以上在学						

- 注)(1) 留学生は、教養教育科目分野の日本文化および言語文化科目分野の日本語を必修とする。
(2) ゆめ育むコースにおいては、自由科目を20単位まで卒業要件単位に組み入れることができる。
(3) ゆめ育むコースにおいては、選択科目にコース広域科目0~24単位を含む。

3 学則第13条に定める各学科の3年次編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

(1) 機械工学科

イ 入学資格が、学則第13条第2項第1、2、4および5号に該当する者もしくは本学において同等以上の学力があると認められた者

- (1) 「工業力学1」(「工業力学基礎1」)、「工業力学2」(「工業力学基礎2」)、「材料力学1」(「材料力学基礎1」)、「材料力学2」(「材料力学基礎2」)、「ゼミナール2」および「卒業研究」を必修科目とし、その他の専門教育科目は、選択科目として取り扱う。
- (2) 機械工学基礎科目の「機械工学への道」、「創造設計3」、「創造設計4」および「創造設計5」については履修することができない。
- (3) 専門基礎科目分野の科目を修得しても卒業要件単位に算入することができない。また、「基礎数学および演習」については、履修することができない。
- (4) 全員履修科目の「表現力基礎演習」については、履修することができない。
なお、プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- (5) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

専 門 教 育 科 目	必 修 科 目	14単位	} 48単位	62単位	学 士 (工 学)
	機 械 工 学 基 礎 科 目				
	専 門 応 用 科 目 (自由科目4単位を含む。)				
2 年 以 上 在 学					

ロ 入学資格が、学則第13条第2項第3号に該当する者もしくは本学において同等以上の学力があると認められた者

- (1) 「工業力学1」(「工業力学基礎1」)、「工業力学2」(「工業力学基礎2」)、「材料力学1」(「材料力学基礎1」)、「材料力学2」(「材料力学基礎2」)、「ゼミナール2」および「卒業研究」を必修科目とし、その他の専門教育科目は、選択科目として取り扱う。
- (2) 機械工学基礎科目の「機械工学への道」、「創造設計3」、「創造設計4」および「創造設計5」については履修することができない。
- (3) 機械工学基礎科目分野および専門基礎科目分野を合わせて、8単位を超えて修得した単位は専門応用分野の卒業要件単位に算入することができる。
- (4) 専門基礎科目の「基礎数学および演習」については、履修することができない。また、全員履修科目の「表現力基礎演習」についても、履修することができない。
なお、プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- (5) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

総 合 教 育 科 目		12単位	} 8単位以上	} 48単位	74単位	学 士 (工 学)
専 門 教 育 科 目	必 修 科 目	14単位				
	機 械 工 学 基 礎 科 目					
	専 門 基 礎 科 目					
	専 門 応 用 科 目 (自由科目4単位を含む。)					
2 年 以 上 在 学						

(2) 交通機械工学科

イ 入学資格が、学則第13条第2項第1、2、4および5号に該当し、かつ、出身学科が交通機械工学科または機械工学科に相当する者もしくは本学において同等以上の学力があると認められた者

- (1) 自動車工学コースの必修科目は、「セミナー」および「卒業研究」ならびに本規程別表第1の授業科目表および単位数4の2備考欄中に定める二級自動車整備士科目とし、その他の科目は、選択科目として取り扱う。
なお、全員履修科目の「表現力基礎演習」については、履修することができない。
- (2) 交通機械コースの必修科目は、「機械動力学」、「機械設計学1」、「工業力学演習」、「外国書講読」、「交通機械実験・実習2」、「交通機械詳論」、「セミナー」および「卒業研究」とし、その他の科目は、

選択科目として取り扱う。

なお、全員履修科目の「表現力基礎演習」については、履修することができない。

- (3) 「基礎数学および演習」については、プレイスメントテストの点数が基準に満たない者は、履修しなければならない。また、専門基礎科目分野の「解析学1」および「代数学1」を履修しなければならない。ただし、「基礎数学および演習」と同時に「解析学1」および「代数学1」を履修することができる。

なお、「基礎数学および演習」の修得した単位は、卒業要件単位に算入することができない。

- (4) 「基礎物理学」については、プレイスメントテストの点数が基準に満たない者は、履修しなければならない。また、専門基礎科目分野の「物理学1」を履修しなければならない。ただし、「基礎物理学」と同時に「物理学1」を履修することができる。なお、「基礎物理学」の修得した単位は、卒業要件単位に算入することができない。

- (5) 英語および化学については、プレイスメントテストを実施しない。

- (6) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

総合教育 科 目	言語文化科目	英 語	} 2単位	62単位	学士 (工学)
		日 本 語			
専 門 教 育 科 目	自動車工学コース				
	必修科目		56単位		
	選択科目	(自由科目4単位を含む。)	4単位		
	交通機械コース				
	必修科目		17単位		
	選択科目	(自由科目4単位を含む。)	43単位		
2 年 以 上 在 学					

ロ 入学資格が、学則第13条第2項第1、2、4および5号に該当し、かつ、出身学科が交通機械工学科または機械工学科以外の者もしくは本学において同等以上の学力があると認められた者

- (1) 自動車工学コースの必修科目は、「工業力学演習」、「材料力学演習」、「流体工学演習」、「熱工学演習」、「セミナー」および「卒業研究」ならびに本規程別表第1の授業科目表および単位数4の2備考欄中に定める二級自動車整備士科目とし、その他の科目は、選択科目として取り扱う。

なお、全員履修科目の「表現力基礎演習」については、履修することができない。

- (2) 交通機械コースの必修科目は、「工業力学1」、「工業力学演習」、「材料力学1」、「材料力学演習」、「機械動力学」、「材料工学1」、「機械設計学1」、「機械製図」、「流体工学1」、「流体工学演習」、「熱工学1」、「熱工学演習」、「電気工学1」、「外国書講読」、「交通機械実験・実習1」、「交通機械実験・実習2」、「交通機械詳論」、「セミナー」および「卒業研究」とし、その他の科目は、選択科目として取り扱う。

なお、全員履修科目の「表現力基礎演習」については、履修することができない。

- (3) 「基礎数学および演習」については、プレイスメントテストの点数が基準に満たない者は、履修しなければならない。また、専門基礎科目分野の「解析学1」および「代数学1」を履修しなければならない。ただし、「基礎数学および演習」と同時に「解析学1」および「代数学1」を履修することができる。

なお、「基礎数学および演習」の修得した単位は、卒業要件単位に算入することができない。

- (4) 「基礎物理学」については、プレイスメントテストの点数が基準に満たない者は、履修しなければならない。また、専門基礎科目分野の「物理学1」を履修しなければならない。ただし、「基礎物理学」と同時に「物理学1」を履修することができる。なお、「基礎物理学」の修得した単位は、卒業要件単位に算入することができない。

- (5) 英語および化学については、プレイスメントテストを実施しない。

- (6) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

総合教育 科目	言語文化科目	英語 日本語 (留学生に限る。)	2単位	74単位	学士 (工学)
専門教育 科目	自動車工学コース				
	必修科目		60単位		
	選択科目	(自由科目4単位を含む。)	12単位		
	交通機械コース				
	必修科目		36単位		
	選択科目	(自由科目4単位を含む。)	36単位		
2年以上在学					

(3) 都市創造工学科

イ 卒業の要件は、前項第3号の定めにしたがうものとする。

ロ 本大学に入学する前に修得した単位のうち、当該学科が定める基準を満たした単位を、卒業要件単位の充当する。

(4) 電子情報通信工学科

高等教育課程を修了し、かつ、当該学科が定める学力基準を満たしていると認められた者

(1) 1年次配当のすべての専門教育科目については、必修科目を含め、修得した単位を卒業要件単位の算入することができない。

(2) 2年次配当の必修科目「電子情報通信工学実験1」については、選択科目として取り扱う。

(3) 専門基礎科目の「基礎数学および演習」については、履修することができない。また、全員履修科目の「表現力基礎演習」についても、履修することができない。

なお、プレイスメントテストは、すべて実施しない。

(4) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

専門教育 科目	必修科目	8単位	62単位	学士 (工学)
	選択科目 (自由科目4単位を含む。)	54単位		
2年以上在学				

(5) 情報システム工学科

イ 入学資格が、学則第13条第2項第1、2、4および5号に該当する者もしくは本学において同等以上の学力があると認められた者

(1) 必修科目のうち、「デジタルコンテンツ演習」および「ネットワークアプリケーション演習」は選択科目として取り扱う。

(2) 選択必修科目は、すべて選択科目として取り扱う。

(3) 全員履修科目の「表現力基礎演習」については、履修することができない。

なお、プレイスメントテストは、すべて実施しない。

(4) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

専門教育 科目	必修科目	14単位	62単位	学士 (工学)
	選択科目 (自由科目4単位を含む。)	48単位		
2年以上在学				

ロ 入学資格が、学則第13条第2項第3号に該当する者もしくは本学において同等以上の学力があると認められた者

- (1) 必修科目のうち、「デジタルコンテンツ演習」および「ネットワークアプリケーション演習」は選択科目として取り扱う。
- (2) 選択必修科目は6単位とし、6単位を超えて修得した単位は、選択科目として取り扱う。
- (3) 全員履修科目の「表現力基礎演習」については、履修することができない。
なお、プレースメントテストは、すべて実施しない。
- (4) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

総合教育科目	教養教育科目		4単位	74単位	学士（工学）
	言語文化科目	英語	2単位		
専門教育科目	必修科目		14単位		
	選択必修科目		6単位		
	選択科目	(自由科目4単位を含む。)	48単位		
2年以上在学					

(6) 建築・環境デザイン学科

イ 建築・環境デザイン学科に相当する高等教育課程を修了した者もしくは本学において同等以上の学力があると認められた者

- (1) 必修科目のうち、「図形科学」、「計算機プログラミング」、「CAD及びコンピュータグラフィックス論Ⅰ」および「環境デザイン基礎実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は選択科目として取り扱う。また、シビックデザインコースにおいては、「インテリア計画論」、「造形計画論」、「インテリアデザイン論」、「クラフトデザイン論」、建築・インテリアデザインコースにおいては、「環境計画論」、「造形計画論」、「環境デザイン論」、「クラフトデザイン論」、クラフトデザインコースにおいては、「環境計画論」、「建築計画論」、「環境デザイン論」、「建築デザイン論」も選択科目として取り扱う。
- (2) 選択必修科目のうち、「つりあいの力学」、「環境の物理学」、「物理学実験」、「色の化学」、「化学実験」、「形と数理Ⅰ・Ⅱ」および「環境調査と数理Ⅰ・Ⅱ」は選択科目として取り扱う。
- (3) シビックデザインおよび建築・インテリアデザインコースの履修者は、選択必修科目として、環境・建築工学関連科目より、16単位を修得すること。
- (4) 全員履修科目の「表現力基礎演習」については、履修することができない。なお、プレースメントテストは、すべて実施しない。
- (5) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

専門教育科目	シビックデザイン／建築・インテリアデザインコース			62単位	学士（工学）
	必修科目		22単位		
	選択必修科目		16単位		
	選択科目	(自由科目4単位を含む。)	24単位		
	クラフトデザインコース				
	必修科目		22単位		
選択科目	(自由科目4単位を含む。)	40単位			
2年以上在学					

ロの1 工学系の高等教育課程を修了した者もしくは本学において同等以上の学力があると認められた者

- (1) 必修科目のうち、「図形科学」、「計算機プログラミング」、「CAD及びコンピュータグラフィックス論Ⅰ」および「環境デザイン基礎実習Ⅰ・Ⅱ」は選択科目として取り扱う。また、シビックデザインコースにおいては、「インテリア計画論」、「造形計画論」、「インテリアデザイン論」、「クラフトデザイン論」、建築・インテリアデザインコースにおいては、「環境計画論」、「造形計画論」、「環境デザイン論」、「クラフトデザイン論」、クラフトデザインコースにおいては、「環境計画論」、「建築計画論」、「環境デザイン論」、「建築デザイン論」も選択科目として取り扱う。
- (2) 選択必修科目のうち、「つりあいの力学」、「環境の物理学」、「物理学実験」、「色の化学」、「化学実

- 験」、「形と数理Ⅰ・Ⅱ」および「環境調査と数理Ⅰ・Ⅱ」は選択科目として取り扱う。
- (3) シビックデザインおよび建築・インテリアデザインコースの履修者は、選択必修科目として、環境・建築工学関連科目より、16単位を修得すること。
- (4) 全員履修科目の「表現力基礎演習」については、履修することができない。
なお、プレースメントテストは、すべて実施しない。
- (5) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

専門教育科目	シビックデザイン／建築・インテリアデザインコース		74単位	学士 (工学)
	必修科目	24単位		
	選択必修科目	16単位		
	選択科目(自由科目4単位を含む。)	34単位		
	クラフトデザインコース			
	必修科目	24単位		
	選択科目(自由科目4単位を含む。)	50単位		
2年以上在学				

注)工学系には、デザイン・美術・工芸系、家政学系、生活科学系および造園学系を含む(ただし、イに含まれるものは除く。)

ロの2 工学系以外の高等教育課程を修了した者もしくは本学において同等以上の学力があると認められた者

- (1) 必修科目のうち、「計算機プログラミング」および「CAD及びコンピュータグラフィックス論Ⅰ」は選択科目として取り扱う。また、シビックデザインコースにおいては、「インテリア計画論」、「造形計画論」、「インテリアデザイン論」、「クラフトデザイン論」、建築・インテリアデザインコースにおいては、「環境計画論」、「造形計画論」、「環境デザイン論」、「クラフトデザイン論」、クラフトデザインコースにおいては、「環境計画論」、「建築計画論」、「環境デザイン論」、「建築デザイン論」も選択科目として取り扱う。
- (2) 選択必修科目のうち、「つりあいの力学」、「環境の物理学」、「物理学実験」、「色の化学」、「化学実験」、「形と数理Ⅰ・Ⅱ」および「環境調査と数理Ⅰ・Ⅱ」は選択科目として取り扱う。
- (3) シビックデザインおよび建築・インテリアデザインコースの履修者は、選択必修科目として、環境・建築工学関連科目より、16単位を修得すること。
- (4) 全員履修科目の「表現力基礎演習」については、履修することができない。
なお、プレースメントテストは、すべて実施しない。
- (5) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

専門教育科目	シビックデザイン／建築・インテリアデザインコース		74単位	学士 (工学)
	必修科目	28単位		
	選択必修科目	16単位		
	選択科目(自由科目4単位を含む。)	30単位		
	クラフトデザインコース			
	必修科目	28単位		
	選択科目(自由科目4単位を含む。)	46単位		
2年以上在学				

第5章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

第12条 中学校および高等学校教育教員の免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第1の5(以下別表という。)に掲げる「教科に関する科目」、「教職に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の単位を修得しなければならない。

- (1) 高等学校教諭一種工業の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科に関する科目」を20単位、「教職に関する科目」25単位および「教科又は教職に関する科目」を14単位、合計59単位を修得しなければならない。ただし、情報システム工学科にあっては、この限りでない。
- (2) 電子情報通信工学科および情報システム工学科にあって中学校教諭一種数学の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科に関する科目」を20単位、「教職に関する科目」33単位および「教科又は教職に関する科目」を6単位、合計59単位を修得し、かつ、7日間の「介護等体験」を実習しなければならない。
- (3) 電子情報通信工学科および情報システム工学科にあって高等学校教諭一種数学の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科に関する科目」を20単位、「教職に関する科目」25単位および「教科又は教職に関する科目」を14単位、合計59単位を修得しなければならない。
- (4) 電子情報通信工学科および情報システム工学科にあって高等学校教諭一種情報の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科に関する科目」を20単位、「教職に関する科目」25単位および「教科又は教職に関する科目」を14単位、合計59単位を修得しなければならない。
- 2 前項各号のいずれの場合においても、「教科に関する科目」または「教職に関する科目」について必要最低単位数を超えて修得した場合には、「教科又は教職に関する科目」の要件単位数に算入することができる。
- 3 別表に掲げる「教科に関する科目」のうち、職業指導および情報と職業は、卒業要件単位に算入することができない。
- 4 別表に掲げる「教科に関する科目」または「教職に関する科目」のうち、電子情報通信工学科教員免許状取得支援コースにあっては、卒業要件単位として、情報と職業、数学科教育法Ⅰ、数学科教育法Ⅱ、数学科教育法Ⅲ、数学科教育法Ⅳ、工業科教育法Ⅰ、工業科教育法Ⅱ、情報科教育法Ⅰ、情報科教育法Ⅱを専門基礎科目分野の共通科目に算入する。

第13条 教育実習および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

- (1) 「教育実習Ⅰ」の履修者は、別表に掲げる「教科に関する科目」、「教職に関する科目」および「教科または教職に関する科目」の2年次配当までの必修科目を、原則としてすべて修得しているものとする。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (2) 「教育実習Ⅱa」または「教育実習Ⅱb」の履修者は、卒業見込みの者であるとともに、「教育実習Ⅰ」を履修した者でなければならない。また、別表に掲げる「教科に関する科目」、「教職に関する科目」および「教科または教職に関する科目」の3年次配当までの必修科目を、原則としてすべて修得しているものとする。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (3) 「教職実践演習(中・高)」の履修者は、「教育実習Ⅱa」または「教育実習Ⅱb」を履修していなければならない。

第6章 試験

第14条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

- 2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。
- 3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験のさい、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。
- 4 試験の成績評価については、以下のとおりとする。

100点～90点	S(秀)	} (合格)
89点～80点	A(優)	
79点～70点	B(良)	
69点～60点	C(可)	
59点以下	D	(不合格)

第15条 正当な理由によって受験できなかった者にたいしては、教授会の議を経て、追試験を行う。

- 2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願(様式第9号)を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験であるときは、手数料は徴収しない。
- 3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。
- 4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。
- 5 追試験の期日は、教授会において定める。
- 6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。
- 7 追試験の成績は、90点満点とする。

第16条 単位認定に係わる試験(以下「試験」という。)を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項(以下「注意義務」という。)を守らなければならない。

- (1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- (2) 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- (3) 受験のさいは、学生証を机の上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。
- (4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。
- (5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。
- (6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

第17条 試験にさいして、次の各号の何れかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
 - (2) 許可されたもの以外を見ること
 - (3) 他人の不正行為を助けること
 - (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
 - (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
 - (6) その他不正行為とみなされること
- 2 不正行為を行った者にたいしては、次の各号にしたがって処分を行う。
- (1) 前項1号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
 - (2) 前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
 - (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者にたいしては、学則第48条に基づいて懲戒処分とする。

第7章 雑 則

第18条 次の各号に定めるいずれかの事態が生じたときは、第2項の定めるところにしたがって授業を実施する。

- (1) 大阪府下のいずれかの地域に「暴風警報」が発令されたとき。
 - (2) 西日本旅客鉄道「片町線」(学研都市線／京橋～四条畷間)が途絶しているとき。
 - (3) 大阪市営地下鉄「中央線」・近畿日本鉄道「東大阪線」(本町～生駒間)および近畿日本鉄道「奈良線」の2交通機関が同時に途絶しているとき。
- 2 授業の実施要領は、次のとおりとする。
- (1) 午前7時までに第1項各号の事態が解消されたときは、平常通り1時限目から授業を行う。
 - (2) 午前10時までに解消されたときは、3時限目から授業を行う。ただし、午前10時を過ぎても解消されないときは、3時限目から5時限目までの授業を休講とする。
 - (3) 午後3時までに解消されたときは、6時限目から授業を行う。ただし、午後3時を過ぎても解消されないときは、6時限目以降の授業を休講とする。

- 3 第1項各号以外に特別の事態が発生するおそれがあるとき、学長は授業を休講とすることができる。
- 4 第1項各号に掲げた事態以外の理由で登学できなかったときは、教務課に申し出ること。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

注) 総合教育科目の履修要件

- イ 「表現力基礎演習」は、留学生については随意選択科目とする。
- ロ 1年次配当の英語については、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて、習熟度別にクラスを分ける。
ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ハ 英語は「4単位以上」必修であるが、この規定は留学生には適用しない。
- ニ 初修外国語(ドイツ語、フランス語、中国語)は複数の言語を卒業要件単位に算入することも可能とする。
ただし、各言語は、必ず「入門1」から履修しなければならない。
- ホ 留学生は、日本文化の4科目8単位および日本語の8科目8単位を必修とする。
なお、留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。
- ヘ 留学生には英語のプレイスメントテストを実施しない。

注) 専門教育科目の履修要件

イ 補習科目の取扱い

「工業力学1」、「工業力学2」、「材料力学1」および「材料力学2」を修得できなかった者は、それぞれに対応する補習科目を必ず修得しなければならない。修得した単位は、それぞれに対応する必修科目として、卒業要件単位に算入することができる。

ただし、補習科目を修得および履修した者は、それぞれに対応する「工業力学1」、「工業力学2」、「材料力学1」および「材料力学2」を履修することができない。

なお、「工業力学1」、「工業力学2」、「材料力学1」および「材料力学2」を修得および未履修の者は、それぞれに対応する補習科目を履修することができない。

ロ 基礎科目の取り扱い

「基礎数学および演習」については、プレイスメントテストの点数が基準に満たない者は、履修しなければならない。

また、入学初年度の前期に限り、専門基礎科目分野の対応する科目「解析学1」および「代数学1」を履修することができない。

ただし、プレイスメントテストの点数が基準を満たした者 および専門基礎科目分野の科目「解析学1」、「解析学2」、「代数学1」および「代数学2」のいずれかを修得した者は、「基礎数学および演習」を履修することができない。

注) 総合教育科目の履修要件

- イ 「表現力基礎演習」は、留学生については随意選択科目とする。
- ロ 1年次配当の英語については、プレイメントテストを実施し、その結果に基づいて、習熟度別にクラスを分ける。
ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ハ 英語は「4単位以上」必修であるが、この規定は留学生には適用しない。
- ニ 初修外国語(ドイツ語、フランス語、中国語)は複数の言語を卒業要件単位に算入することも可能とする。
ただし、各言語は、必ず「入門1」から履修しなければならない。
- ホ 留学生は、日本文化の4科目8単位および日本語の8科目8単位を必修とする。
なお、留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。
- ヘ 留学生には英語のプレイメントテストを実施しない。

区分	科目	単位	履修コース			卒業資格 最低単位数	週時間数								備考	
			自動車工学	交通機械	ゆめ育む		1年次		2年次		3年次		4年次			
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門教育科目	専門応用科目	自動車構造論1	2	○			2									二級自動車整備士科目
		自動車構造論2	2	○				2								二級自動車整備士科目
		自動車性能論	2	○							2					二級自動車整備士科目
		自動車強度論	2	○							2					二級自動車整備士科目
		自動車技術論	2	○							2					二級自動車整備士科目
		自動車整備工学	2	○								2				二級自動車整備士科目
		交通原動機学1	2	○						2						二級自動車整備士科目
		交通原動機学2	2								2					
		自動二輪工学	2					2								
		軌道輸送工学	2					2								
		システム制御工学	2							2						
		交通システム工学	2								2					
		交通環境工学	2									2				
		交通機械空気力学	2									2				
		トライボロジー	2				必修					2				奇数年度開講
		エネルギー工学	2				78					2				偶数年度開講
		燃焼工学	2				56					2				奇数年度開講
		メカトロニクス	2				49					2				偶数年度開講
		自動車運動力学	2				・						2			奇数年度開講
		自動車人間工学	2				・						2			偶数年度開講
		安全工学	2				選択						2			奇数年度開講
		振動工学	2				14						2			偶数年度開講
		計測・センサー工学	2				36						2			
		福祉機械	2				43						2			奇数年度開講
	特殊輸送機械	2				・						2			偶数年度開講	
	構造力学	2				合計						2			奇数年度開講	
	車体設計論	2				92						2			偶数年度開講	
	接合加工工学	2				92					2				奇数年度開講	
	機能材料	2				以上					2				偶数年度開講	
	海洋機械工学	2				・							2			
	航空工学	2				・							2			
	交通機械デザイン論	2				・							2			
自動車工学実習1	4	○	—	—	合									二級自動車整備士科目		
自動車工学実習2	4	○	—	—	計					12				二級自動車整備士科目		
自動車工学実習3	2	○	—	—	計							8		二級自動車整備士科目		
交通機械実験・実習2	2	○	○	—	92						6			二級自動車整備士科目		
交通機械詳論	2	—	○	○	以上						2					
セミナー・卒業研究	セミナー	2	○	○	—							2				
	卒業研究	4	○	○	—								8	8		
ゆめ育むコース 特別演習	共通科目	ゆめふくらむテーマ科目1	2	—	—	○		2								
		ゆめふくらむテーマ科目2	2	—	—	○			2							
		ゆめふくらむテーマ科目3	2	—	—	○				2						
		ゆめふくらむテーマ科目4	2	—	—	○					2					
	特別演習	ゆめ育むコース特別演習1	4	—	—	○		4	4							
		ゆめ育むコース特別演習2	4	—	—	○			4	4						
		ゆめ育むコース特別演習3	4	—	—	○				4	4					
		ゆめ育むコース特別演習4	4	—	—	○							4	4		
小計		193				92以上	38	44	44	26	40	48	18	12		
総合教育科目、専門教育科目合計		297				124以上	82	82	72	54	48	56	18	12		

注) 専門教育科目の履修要件

イ 交通機械工学科においては、履修コースにより、自動車工学コース・交通機械コースおよびゆめ育むコースに分けるものとし、次による当該履修コースの卒業要件単位を満たさなければならない。ただし、自動車工学コースにあつては、別に定められた、国土交通省の定める二級自動車整備士の受験資格に必要な科目をすべて修得しなければならない。

(1) 自動車工学コース(当該履修コースの学年定員を135名とする。)

必修科目78単位および選択科目14単位以上、合計92単位以上とする。

(2) 交通機械コース

必修科目56単位および選択科目36単位以上、合計92単位以上とする。

(3) ゆめ育むコース

必修科目49単位および選択科目43単位以上、合計92単位以上とする。

ロ 履修コースの変更等については次による。

(1) 自動車工学コースから交通機械コースへの変更は申請により認めるものとし、変更時期は4年次までの毎学年初めの履修申請時とする。

(2) 自動車工学コースからゆめ育むコースへの変更は、一切認められない。

(3) 交通機械コースから自動車工学コースまたはゆめ育むコースへの変更は、一切認められない。

(4) ゆめ育むコースから自動車工学コースへの変更は、一切認められない。

(5) ゆめ育むコースから交通機械コースへの変更は、学則第17条に基づき申請により所定の試験に合格した場合にのみ認める。

ハ 自動車工学コースの者に限り、「自動車工学実習1」、「自動車工学実習2」および「自動車工学実習3」を履修することができる。なお、交通機械コースの者で、履修コース変更前に修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位数に算入することができる。

ニ 交通機械コースおよびゆめ育むコースの者に限り、「交通機械詳論」を履修することができる。

ホ ゆめ育むコースの者に限り、「ゆめ育むコース特設科目」を履修することができる。

ヘ 自動車工学コースの卒業者に限り、国土交通省の定める二級自動車整備士養成施設での課程を修了したのものとして、『修了証明書』を発行する。

なお、交通機械コースおよびゆめ育むコースの卒業者には、上記の『修了証明書』を一切発行しない。

ト 備考欄の表示について

(1) 備考欄中の二級自動車整備士科目は、自動車工学コースにおける国土交通省の定める二級自動車整備士の受験資格科目

(2) 備考欄中の偶数年度開講および奇数年度開講は、開講される年度を示し、原則として、隔年で開講される科目

チ 基礎科目の取り扱い

(1) 「基礎数学および演習」については、プレースメントテストの点数が基準に満たない者は、履修しなければならない。また、入学初年度の前期に限り、専門基礎科目分野の対応する科目「解析学1」および「代数学1」を履修することができない。ただし、プレースメントテストの点数が基準を満たした者および専門基礎科目分野の科目「解析学1」、「解析学2」および「代数学1」、「代数学2」のいずれかを修得した者は、「基礎数学および演習」を履修することができない。

(2) 「基礎物理学」については、プレースメントテストの点数が基準に満たない者は、履修しなければならない。

また、入学初年度の前期に限り、専門基礎科目分野の対応する科目「物理学1」を履修することができない。ただし、プレースメントテストの点数が基準を満たした者および専門基礎科目分野の科目「物理学1」および「物理学2」のいずれかを修得した者は、「基礎物理学」を履修することができない。ただし、ゆめ育むコースについては、「物理学1」および「物理学2」を履修する場合に限り、プレースメントテストの点数が基準に満たない場合は「基礎物理学」を履修しなければならない。

区分	科目	単位	卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備 考					
				1年次		2年次		3年次		4年次							
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期						
総合 教育 科目	英語	英語(Listening & Speaking)1	(1)	4 以上	2										○		
		英語(Listening & Speaking)2	(1)			2										○	
		英語(Listening & Speaking)3	(1)				2									○	
		英語(Listening & Speaking)4	(1)					2								○	
		TOEIC上級(Listening)1	(1)				2									○	
		TOEIC上級(Listening)2	(1)					2								○	
		英語(Reading & Writing)1	(1)			2										○	
		英語(Reading & Writing)2	(1)				2									○	
		英語(Reading & Writing)3	(1)					2								○	
		英語(Reading & Writing)4	(1)						2							○	
		TOEIC上級(Reading)1	(1)				2									○	
		TOEIC上級(Reading)2	(1)					2								○	
		英語総合(上級)1	1						2							△	
		英語総合(上級)2	1							2						△	
		英語海外研修	(2)					2	2								○(集中)
		言語 文化 科目	初 修 外 国 語		ドイツ語入門1	(1)	8 以上	2									
	ドイツ語入門2			(1)		2											○
	ドイツ語初級1			(1)				2									○
	ドイツ語初級2			(1)					2								○
	ドイツ語総合1			1						2							△
	ドイツ語総合2			1							2						△
	ドイツ語海外研修			2					2	2							△(集中)
	フランス語入門1			(1)		2											○
	フランス語入門2		(1)			2										○	
	フランス語初級1		(1)					2								○	
	フランス語初級2		(1)						2							○	
	フランス語総合1		1							2						△	
	フランス語総合2		1								2					△	
	フランス語海外研修		2					2	2							△(集中)	
	日 本 語		中国語入門1	(1)		2											○
			中国語入門2	(1)				2									○
		中国語初級1	(1)				2								○		
		中国語初級2	(1)					2							○		
		中国語総合1	1						2						△		
		中国語総合2	1							2					△		
		中国語海外研修	2				2	2							△(集中)		
		日本語読解1	①		2											留学生向け科目	
		日本語読解2	①			2										留学生向け科目	
		日本語作文1	①		2											留学生向け科目	
		日本語作文2	①			2										留学生向け科目	
		上級日本語読解1	①				2									留学生向け科目	
	上級日本語読解2	①					2								留学生向け科目		
	上級日本語作文1	①					2								留学生向け科目		
	上級日本語作文2	①						2							留学生向け科目		
	身 体 科 学 科 目	スポーツ科学実習1	(1)		2											○	
		スポーツ科学実習2	(1)			2										○	
スポーツ科学		2				2									△		
運動科学		2					2								△		
小 計		104	24以上	44	38	28	28	8	8	0	0						

注) 総合教育科目の履修要件

都市創造工学科の総合教育科目は、必修科目(留学生向け科目のみ)および指定選択必修科目に分かれていて、卒業要件単位は、指定選択必修科目24単位(留学生は、必修科目16単位および指定選択必修科目8単位)以上とし、修得は次による。

イ 総合教育科目の履修については、備考欄中の印に基づき、次のとおりとする。

(1) ○印は、指定選択必修科目として、卒業要件単位に算入される科目

(2) △印は、卒業要件単位に算入されない科目(ゆめ育むコースは除く)

ロ 「表現力基礎演習」は、留学生については随意選択科目とする。

ハ 1年次配当の英語については、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて、習熟度別にクラスを分ける。

ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。

ニ 英語は「4単位以上」必修であるが、この規定は留学生には適用しない。

ホ 初修外国語(ドイツ語、フランス語、中国語)は複数の言語を卒業要件単位に算入することも可能とする。

ただし、各言語は、必ず「入門1」から履修しなければならない。

ヘ 留学生は、日本文化の4科目8単位および日本語の8科目8単位を必修とする。

なお、留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。

ト 留学生には英語のプレイスメントテストを実施しない。

(2) 専門教育科目

(各履修コースの○印は必修科目・□印は指定選択必修科目、－はコースによって履修できない科目)

区分	科目	単位	履修コース			卒業資格最低単位数			週 時 間 数								備考					
			土木・環境 総合	まちづくり	ゆめ育む	土木・環境 総合	まちづくり	ゆめ育む	1年次		2年次		3年次		4年次							
									前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
専門教育科目	工学基礎科目	基礎数学および演習	3	□	□		土木・環境総合コース 17以上	7以上	まちづくり 育む コース	○必修 ○必修 ○必修	6	(6)							※◎			
		解析・代数学1および演習	3	□	□						6	(6)									※◎	
		解析・代数学2および演習	3	○								6	(6)								※◎△	
		解析・代数学3および演習	2	□									4								※	
		工学基礎数学1	2	□							2				2						※	
		工学基礎数学2	2	□							以上					2					※	
		基礎物理学および演習	2	□							4										※◎	
		物理学	2	□							以上				4	(4)					※◎	
		物理学実験	2	□											4	(4)					※▲	
		基礎化学および演習	2	□											4	(4)					※◎	
		一般化学	2	□											2	(2)					◎	
		化学実験	2	□											4	(4)						
		コンピュータ基礎	2	○	○	□									2							
		コンピュータ応用1(CAD)	2	○	○	□											2					
	コンピュータ応用2(CAD)	2	□	□	□								2									
	専門導入科目	都市創造入門セミナー	1	○	○	□	11以上	11以上	□指定選択必修	□指定選択必修	2								※▲			
		学習リテラシー1	1	□	□	－					2									※▲		
		学習リテラシー2	1	□	□	－						2								▲		
		フィールドワーク1	1	□	□	－						3								※▲		
		フィールドワーク2	1	□	□	－						3								▲		
		測量学1	2	○	○	○						2								※		
		測量学2	2	□	□	□							2									
		測量学実習	2	○	○	○								2	2							
		地球科学	2	□	□	□					2									※▲		
	環境生態	2	□	□	□	以上				2						※▲						
	基礎科目	建設材料1	2	○		□	22以上	合計92以上	合計92以上	合計92以上			2						※			
		建設材料2	2	□		□									2							
		つりあいの力学	2	□		□									2						※	
		構造力学1	2	○		□										2					※	
		構造力学2	2	□													2					
		土の力学	2	□		□									2						※	
		土質力学1	2	○		□										2					※	
		土質力学2	2	□													2					
流れの力学		2	□		□										2					※		
水理学1		2	○		□											2				※		
水理学2		2	□														2					
土木計画学		2	○	□	□												2			※		
交通システム工学		2	○	□	□											2				※		
環境工学1		2	○	□	□											2				※		
環境工学2	2	□	□	□							2											

区分	科目	単位	履修コース			卒業資格最低単位数			週 時 間 数				備考							
			土木・環境 総合	まちづくり	ゆめ育む	土木・環境 総合	まちづくり	ゆめ育む	1年次		2年次			3年次		4年次				
									前期	後期	前期	後期		前期	後期	前期	後期			
専門教育科目	共通科目	工学英語	2	○	○	□	14 以上	（土 木・ 環 境 総 合 コ ー ス	（ま ち づ く り コ ー ス	（ゆ め 育 む コ ー ス				2	(2)					
		工学倫理	2	○	○	□							2							
		地域創造学	2	○	○	□							2							
		資源リサイクル	2	□	□	□										2				
		情報社会基盤学	2	□	□	□										2				
		都市計画	2	□	□	□								2						
		都市創造景観	2	□	□	□									2					
		建設マネージメント	2	□		□										2				
		防災工学	2	□	□	□										2				
	実験実習	建設材料実験	1	○		□	4 以上	○ 必 修 45 ・	○ 必 修 28 ・	○ 必 修 28 ・				3	(3)					
		土質実験	1	○		□									3	(3)				
		水理実験	1	○		□									(3)	3				
		衛生実験	1	○		□									(3)	3				
	演習科目	鉄筋コンクリート演習	2	□		□	6 以上	□ 指 定 選 択 必 修 47 以 上	□ 指 定 選 択 必 修 32 以 上	□ 指 定 選 択 必 修 32 以 上				2					奇数年開講 偶数年開講 奇数年開講 偶数年開講 奇数年開講 偶数年開講 奇数年開講 偶数年開講 奇数年開講 偶数年開講	
		構造力学演習	2	□		□									2	(2)				
		土質力学演習	2	□		□									2	(2)				
		水理学演習	2	□		□									2	(2)				
		交通工学演習	2	□		□										(2)	2			
		コンピュータ設計演習(設計製図含む)	3	□		□											6			
	土木・環境	鉄筋コンクリート	2	□		□	合 計 92 以 上	合 計 92 以 上	合 計 92 以 上				2							
		舗装工学	2	□		□									2					
		橋梁工学	2	□		□									2					
		骨組構造力学	2	□		□									2					
		地盤工学	2	□		□									2					
		河川工学	2	□	□	□									2					
		海岸工学	2	□	□	□									2					
		地域計画	2	□	□	□								2						
		道路交通工学	2	□	□	□									2					
		環境システム	2	□	□	□									2					
		建設施工学	2	□		□									2					
	地震工学	2	□		□						2									
	まちづくり	まちづくり論1	2		□		合 計 92 以 上	合 計 92 以 上	合 計 92 以 上			2	(2)							
まちづくり論2		2	-	□	-								(2)	2						
まちづくり論3		2	-	□	-									2	(2)					
まちづくり演習1		2	-	○	-								2							
まちづくり演習2		2	-	○	-									2						
まちづくり演習3		2	-	○	-									2						
まちづくり演習4		2	-	○	-									2						

区分	科目	単位	履修コース			卒業資格最低単位数			週時間数								備考	
			土木・環境 総合	まちづくり	ゆめ育む	土木・環境 総合	まちづくり	ゆめ育む	1年次		2年次		3年次		4年次			
									前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門教育科目	資格・スキル支援	特別講義1	2	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	(((2			資格支援科目
		特別講義2	2	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						2						
		特別講義3	2										2					
		建築学概論	2										2					
		建設法規1	2									2	(2)					
		建設法規2	2										2					
		特別講義A	2										2	(2)				
		特別講義B	2										(2)	2				
		キャリアデザイン	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								2				
	創造科目	都市創造デザイン1	1	<input type="checkbox"/>		-	○	○	○			2						資格支援科目
		都市創造デザイン2	1	<input type="checkbox"/>		-	○	○	○			2						
		都市創造デザイン3	1	<input type="checkbox"/>		-	45	28	28				2					
		都市創造デザイン4	1	<input type="checkbox"/>		-	○	○	○					2				
	卒業研究	卒業研究	6	<input type="checkbox"/>	-	-	指定	指定	指定							10	10	資格支援科目
		卒業演習	4	-	<input type="checkbox"/>	-	選択	選択	選択							4	4	
	ゆめ育むコース 特別科目	共通科目	ゆめふくらむテーマ科目1	2	-	-	○	47	32	32	2							資格支援科目
			ゆめふくらむテーマ科目2	2	-	-	○	以上	以上	以上		2						
			ゆめふくらむテーマ科目3	2	-	-	○					2						
			ゆめふくらむテーマ科目4	2	-	-	○						2					
		特別演習	ゆめ育むコース特別演習1	4	-	-	○	合計	合計	合計	4	4						
ゆめ育むコース特別演習2			4	-	-	○	92	92	92			4	4					
ゆめ育むコース特別演習3			4	-	-	○	以上	以上	以上				4	4				
ゆめ育むコース特別演習4			4	-	-	○)))						4	4		
小計		206				92以上			49	23	34	42	50	50	18	18		
総合教育科目、専門教育科目 合計		310				124以上			93	61	62	70	58	58	18	18		

1. 専門教育科目の卒業要件単位

土木・環境総合コース

必修45単位、指定選択必修47単位以上を含む合計92単位以上

- (1)工学基礎数学1・工学基礎数学2から2単位以上
- (2)基礎物理学および演習、物理学、物理学実験から4単位以上
- (3)工学基礎科目から必修科目と(1)、(2)を含む17単位以上
- (4)専門導入科目の必修科目と地球科学、環境生態から2単位以上を含む11単位以上
- (5)基礎科目から必修科目を含む22単位以上
- (6)共通科目から必修科目を含む14単位以上
- (7)演習科目から4単位以上
- (8)土木・環境科目から6単位以上

まちづくりコース

必修28単位、指定選択必修32単位以上を含む合計92単位以上

- (1)工学基礎科目から必修科目を含む7単位以上
- (2)専門導入科目から必修科目を含む11単位以上

ゆめ育むコース

必修28単位、指定選択必修32単位以上を含む合計92単位以上

2. 履修制限

土木・環境総合コース、まちづくりコースは以下の履修制限を設ける

- ・プレイスメントテストは英語、数学、物理、化学を行いクラス分けを実施する
- ・物理学実験は1年次全員履修とする
- ・1年次配当の専門教育科目のコンピュータ基礎および専門導入科目は全員履修とする

ゆめ育むコースは以下の履修制限を設ける

- ・プレイスメントテストは英語、数学、物理、化学を行いクラス分けを実施する

3. 備考欄の表記について

(1)※印は、前期に修得できなかった者が、後期に履修申請の変更により、履修できる科目

(2)◎印は、プレイスメントテストの結果、下記のように取り扱う科目

- (イ) 「基礎数学および演習」については、プレイスメントテストの点数が基準に満たない者は、履修しなければならない。
また、入学初年度の前期に限り、工学基礎科目分野の対応する科目「解析・代数学1および演習」を履修することができない。
ただし、プレイスメントテストの点数が基準を満たした者および工学基礎科目分野の科目「解析・代数学1および演習」、
「解析・代数学2および演習」および「解析・代数学3および演習」のいずれかを修得した者は、「基礎数学および演習」
を履修することができない。
- (ロ) 「基礎物理学および演習」については、プレイスメントテストの点数が基準に満たない者は、履修しなければならない。
また、入学初年度の前期に限り、工学基礎科目分野の対応する科目「物理学」を履修することができない。
ただし、プレイスメントテストの点数が基準を満たした者および工学基礎科目分野の科目「物理学」を修得した者は、
「基礎物理学および演習」を履修することができない。
- (ハ) 「基礎化学および演習」については、プレイスメントテストの点数が基準に満たない者は、履修しなければならない。
また、入学初年度の前期に限り、工学基礎科目分野の対応する科目「一般化学」を履修することができない。
ただし、プレイスメントテストの点数が基準を満たした者および工学基礎科目分野の科目「一般化学」を修得した者は、
「基礎化学および演習」を履修することができない。

(3)▲印は、1年次全員履修科目(ゆめ育むコースを除く)

(4)△印は、卒業研究の履修資格に係わる演習の対象科目から除く。

4. 資格について

国土交通省が定める測量士補の任用資格に係る科目および建築士の受験資格に必要な科目は、別に定める。

注) 総合教育科目の履修要件

- イ 「表現力基礎演習」は、留学生については随意選択科目とする。
- ロ 1年次配当の英語については、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて、習熟度別にクラスを分ける。
ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ハ 英語は「4単位以上」必修であるが、この規定は留学生には適用しない。
- ニ 初修外国語(ドイツ語、フランス語、中国語)は複数の言語を卒業要件単位に算入することも可能とする。
ただし、各言語は、必ず「入門1」から履修しなければならない。
- ホ 留学生は、日本文化の4科目8単位および日本語の8科目8単位を必修とする。
なお、留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。
- ヘ 留学生には英語のプレイスメントテストを実施しない。

(2) 専門教育科目

(各履修コースの○印は必修科目・一印は原則としてコースによって修得できない科目)

区分	科目	単位	履修コース			卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備 考			
			電子情報通信	教員免許状取得支援	ゆめ育む		1年次		2年次		3年次		4年次					
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
専門教育科目	専門基礎科目	基礎数学および演習	4				6										◎	
		解析学1	2				2	(2)									全員履修科目 ◎	
		代数学1	2				2	(2)									全員履修科目 ◎	
		数学演習1	1				2	(2)									全員履修科目 ◎	
		解析学2	2					2	(2)								全員履修科目 ◎	
		代数学2	2					2	(2)								全員履修科目 ◎	
		数学演習2	1					2	(2)								全員履修科目 ◎	
		解析学3	2							2							◎	
		代数学3	2							2							◎	
		確率と統計	2							2								
		応用数学	2								2							
		物理学1	2					2									全員履修科目	
		物理学演習	1					2									全員履修科目	
		物理学2	2						2								全員履修科目	
		化学1	3					4									全員履修科目	
		化学2	2						2								全員履修科目	
		電子物性基礎論	2							2								
		基礎電磁気学および演習	3						4								全員履修科目	
		電磁気学1	2							2							全員履修科目	
		電磁気学演習1	1				50	必修	必修		2						全員履修科目	
		電磁気学2	2				以上	13	24		2						全員履修科目	
		電磁気学演習2	1							2							全員履修科目	
		回路理論1	2							2							全員履修科目	
		回路理論演習1	1							2							全員履修科目	
		回路理論2	2							2							全員履修科目	
		回路理論演習2	1					79	68		2						全員履修科目	
		過渡現象論	2					以上	以上			2						
		アナログ電子回路1	2								2						全員履修科目	
		アナログ電子回路2	2									2					全員履修科目	
		デジタル電子回路1	2									2					全員履修科目	
		デジタル電子回路2	2										2					
		デジタル信号処理	2					92	92				2					
画像情報処理	2					以上	以上				2							
電子計測	2				49	以上	以上		2						全員履修科目			
計測工学	2				以上					2								
制御工学1	2										2							
制御工学2	2											2						
コンピュータリテラシ	2							2							全員履修科目			
基礎プログラミング1	2								2						全員履修科目			
基礎プログラミング2	2									2					全員履修科目			
CAD/CG	2									2					全員履修科目			
電波・通信事業法規	2										2							
産業財産権	2											2						

区分	科目	単位	履修コース			卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備考						
			電子情報通信	教員免許状取得 支援	ゆめ育む		1年次		2年次		3年次		4年次								
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
専門教育科目	電子情報科目	熱・統計力学	2			電子情報通信コース・教員免許状取得支援コース 電子情報科目または情報通信科目のいずれかから 18以上 合計 92以上 合計 92以上)				2											
		半導体基礎	2								2										
		電子材料工学	2									2									
		量子力学	2										2								
		半導体工学	2											2							
		集積回路工学	2												2						
		電子デバイス工学	2													2					
		波動と振動	2								2										
		基礎光学	2									2									
		波動光学	2										2								
		光量子エレクトロニクス	2												2						
		電磁波工学	2											2							
		センサ工学	2											2							
		システムと制御	2												2						
	情報通信科目	アルゴリズムとデータ構造	2								2										
		コンピュータアーキテクチャ	2										2								
		オペレーティングシステム	2											2							
		応用プログラミング	2											2							
		アナログ通信工学	2										2								
		デジタル通信工学	2							13	24			2							
		応用通信工学	2												2						
		通信ネットワーク	2												2						
		情報ネットワーク	2													2					
		グラフ理論	2							79	68				2						
	最適化手法	2													2						
	情報理論	2												2							
	符号理論	2													2						
	情報セキュリティ	2														2					
	専門総合科目	電子情報通信創造演習	1	○	○							2									
		電子情報通信基礎演習	2	○	○							4									
		電子情報通信工学実験1	2	○	○									6							
		電子情報通信工学実験2	2	○	○										6						
		電子情報通信工学ゼミナール	2	○	○		—									4					
	卒業研究	卒業研究	4	○	○		—										8	8			
	ゆめ育むコース特設科目	共通科目	ゆめふくらむテーマ科目1	2	—		—	○				2									
			ゆめふくらむテーマ科目2	2	—		—	○					2								
			ゆめふくらむテーマ科目3	2	—		—	○						2							
ゆめふくらむテーマ科目4			2	—	—	○							2								
特別演習		ゆめ育むコース特別演習1	4	—	—	○				4	4										
		ゆめ育むコース特別演習2	4	—	—	○						4	4								
		ゆめ育むコース特別演習3	4	—	—	○							4	4							
		ゆめ育むコース特別演習4	4	—	—	○									4	4					
小計		176	92以上						30	26	30	38	48	32	12	12					
総合教育科目、専門教育科目 合計		280	124以上						74	64	58	66	56	40	12	12					

全員履修科目
全員履修科目

注) 専門教育科目の履修要件

- イ 電子情報通信コースと教員免許状取得支援コースの卒業要件単位は、必修科目13単位および選択科目79単位以上、合計92単位以上とする。ゆめ育むコースの卒業要件単位は、必修科目24単位および選択科目68単位以上、合計92単位以上とする。
- ロ 電子情報通信コースと教員免許状取得支援コースについては、専門基礎科目分野(共通科目)より、50単位以上を修得すること。ゆめ育むコースについては、専門基礎科目分野(共通科目)より、49単位以上を修得すること。
- ハ 教員免許状取得支援コースについては、別に定める教職関連科目に係わる授業科目のうち、「数学科教育法Ⅰ」、「数学科教育法Ⅱ」、「数学科教育法Ⅲ」、「数学科教育法Ⅳ」、「工業科教育法Ⅰ」、「工業科教育法Ⅱ」、「情報科教育法Ⅰ」、「情報科教育法Ⅱ」、「情報と職業」の9科目について、履修し修得した単位を、専門基礎科目分野(共通科目)の卒業要件単位に組み入れることができる。
- ニ 電子情報通信コースと教員免許状取得支援コースについては、専門応用科目分野(電子情報科目と情報通信科目)より、電子情報科目または情報通信科目のいずれかから18単位以上を修得すること。
- ホ 各分野において定められた最低要件単位数を超えて修得した単位は、選択科目として卒業要件単位に算入することができる。
- ヘ 備考欄中の表記について
 - 備考欄中に全員履修科目と指定された科目については、習熟度によりクラスを分ける科目。(実験科目は除く)
 - 備考欄中の◎印は、プレイメントテストの結果に基づき、習熟度によりクラスを分ける科目。
 - 入学初年度前期に「基礎数学および演習」を履修しなければならない者は、後期に「解析学1」、「代数学1」および「数学演習1」を履修するものとし、「解析学2」、「代数学2」および「数学演習2」は2年次前期に履修することとする。
 - ただし、「解析学3」、「代数学3」は履修することができない。
 - なお、入学初年度前期に「解析学1」、「代数学1」および「数学演習1」を履修する者は「基礎数学および演習」を履修することができない。

注) 総合教育科目の履修要件

- イ 「表現力基礎演習」は、留学生については随意選択科目とする。
- ロ 1年次配当の英語については、プレースメントテストを実施し、その結果に基づいて、習熟度別にクラスを分ける。
ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ハ 英語は「4単位以上」必修であるが、この規定は留学生には適用しない。
- ニ 初修外国語(ドイツ語、フランス語、中国語)は複数の言語を卒業要件単位に算入することも可能とする。
ただし、各言語は、必ず「入門1」から履修しなければならない。
- ホ 留学生は、日本文化の4科目8単位および日本語の8科目8単位を必修とする。
なお、留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。
- ヘ 留学生には英語のプレースメントテストを実施しない。

(2) 専門教育科目

(各履修コースの○印は必修科目・－印は原則としてコースによって修得できない科目)

区分	科目	単位	履修コース		最低卒業単位数	週時間数								備考		
			情報システム	ゆめ育む		1年次		2年次		3年次		4年次				
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
専門教育科目	代数学1	2			情報システムコース ゆめ育むコース 必修 16	2									全員履修科目	
	代数学2	2					2									
	解析学1	2					2									全員履修科目
	解析学2	2						2								
	数学演習1	1					2									全員履修科目
	数学演習2	1						2								
	幾何学1	2							2							
	幾何学2	2								2						
	物理学1	2					16	2								全員履修科目
	物理学2	2							2							
	物理学実験	2					選択必修	4								全員履修科目
	化学1	2						2								
	化学2	2							2							
	化学実験	2					10		4							
	情報社会と倫理	2				・	2									
	情報基礎数学	2				選択	2									
	電子計算機	2					2									
	プログラミング1	2				66	2									
	プログラミング2	2				以上		2								
	デジタルコンテンツ演習	1	○	○		以上	2									
ネットワークアプリケーション演習	1	○	○		合計		2									
プログラミング演習1	2	○	○		92			4								
プログラミング演習2	2	○	○		92				4							
プログラミング演習3	2				以上				4							
情報システム工学実験および演習1	2	○			以上			4						(実験科目)		
情報システム工学実験および演習2	2	○			以上				4					(実験科目)		

区分	科目	単位	履修コース		卒業資格 最低単位数	週時間数								備考					
			情報システム	ゆめ育む		1年次		2年次		3年次		4年次							
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
専門 教育 科目	オートマトン理論	2			(情報システムコース 必修 16 ・ 選択必修 10 ・ 選択 66 以上 合計 92 以上)			2											
	アルゴリズムとデータ構造	2					2												
	応用記号論理	2						2											
	計算機アーキテクチャ	2							2										
	オペレーティングシステム	2								2									
	論理設計	2						2											
	ハードウェア設計	2										2							
	プログラム言語論	2								2									
	ソフトウェア設計	2							2										
	ヒューマンインタフェース	2								2									
	情報機器	2						2											
	データベース工学	2								2									
	図形科学	2								2									
	複素数とベクトル	2						2											
	統計学	2								2									
	確率論	2								2									
	フーリエ解析	2								2									
	過渡現象	2										2							
	コンピュータグラフィックス	2										2							
	コンピュータシミュレーション	2											2						
	計測と信号処理	2										2							
画像工学1	2									2									
画像工学2	2						92				2								
サイバースペース工学	2								2										
人工知能	2									2									
情報理論	2								2										
情報通信システム	2									2									

区分	科目	単位	履修コース		卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備考					
			情報システム	ゆめ育む		1年次		2年次		3年次		4年次							
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
専門教育科目	情報ネットワーク1	2			(情報システムコース ゆめ育むコース 必修 必修 16 30 ・ 選択必修 10 10 ・ 選択 選択 66 52 以上 以上 合計 合計 92 92 以上 以上)		2												
	情報ネットワーク2	2								2									
	OA/FAシステム	2									2								
	動的システム	2									2								
	制御工学	2										2							
	計画工学	2							2										
	論理回路	2						2											
	数値解析	2							2										
	物質情報学	2											2						
	生体情報工学	2											2						
	感性工学	2									2								
	電子物性	2											2						
	マルチメディア工学	2											2						
	ものづくりと知的所有権	2											2						
	情報産業とセキュリティ	2											2						
	ライセンス支援1	2									2								
	ライセンス支援2	2										2							
	インターンシップ	2												2					
	キャリア・プランニング	2											2						
	ネットワーク構築演習	4												4	4				
	情報システムゼミナール	2	○	—											2				
	卒業研究	卒業研究	4	○		—										8	8		
	ゆめ育むコース 特別設科目	共通科目	ゆめふくらむテーマ科目1	2		—	○				2								
ゆめふくらむテーマ科目2			2	—	○				2										
ゆめふくらむテーマ科目3			2	—	○					2									
ゆめふくらむテーマ科目4			2	—	○						2								
特別演習		ゆめ育むコース特別演習1	4	—	○				4	4									
		ゆめ育むコース特別演習2	4	—	○					4	4								
		ゆめ育むコース特別演習3	4	—	○							4	4						
		ゆめ育むコース特別演習4	4	—	○									4	4				
小 計		174			92以上			34	34	32	38	32	30	12	12				
総合教育科目、専門教育科目 合 計		278			124以上			78	72	60	66	40	38	12	12				

注) 専門教育科目の履修要件

イ 基礎科目分野より10単位以上を修得すること。

ロ 規定単位を超えて修得した選択必修科目は、その超過分を選択科目の単位として、卒業要件単位に算入する。

注) 総合教育科目の履修要件

- イ 「表現力基礎演習」は、留学生については随意選択科目とする。
- ロ 1年次配当の英語については、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて、習熟度別にクラスを分ける。
ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ハ 英語は「4単位以上」必修であるが、この規定は留学生には適用しない。
- ニ 初修外国語(ドイツ語、フランス語、中国語)は複数の言語を卒業要件単位に算入することも可能とする。
ただし、各言語は、必ず「入門1」から履修しなければならない。
- ホ 留学生は、日本文化の4科目8単位および日本語の8科目8単位を必修とする。
なお、留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。
- ヘ 留学生には英語のプレイスメントテストを実施しない。

(2) 専門教育科目

(各履修コースの○印は必修科目・一印は原則としてコースによって修得できない科目)

区分	科目	単位	履修コース				卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備 考		
			シ ビ ン ク デ ザ イ ン	建 築 ・ イ ン テ リ ア デ ザ イ ン	ク ラ フ ト デ ザ イ ン	ゆ め 育 む		1年次		2年次		3年次		4年次				
								前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
専 門 教 育 科 目	デザイン・計画基礎科目	美学・美術理論	2					2										
		建築論	2								2							
		インテリア空間論	2										2					
		造形・デザイン論	2						2									
		色彩学	2				○				2							
		造形心理学	2								2							
		人間環境工学	2											2				
		景観工学	2										2					
		デザイン史	2				○				2							
		美術史 I	2					必修	必修	必修	必修		2					
		美術史 II	2					40	40	40	54			2				
		建築史 I	2					・	・	・	・		2					
		建築史 II	2					選択必修	選択必修	選択必修	・		2					
		インテリアデザイン史	2											2				
	計画関連科目	都市計画	2					20	20	4				2				
		環境計画論	2	○	○	○	○	以上	以上	以上			2					造園学を含む。
		建築計画論	2	○	○	○	○	・	・	・			2					
		インテリア計画論	2	○	○	○		選択	選択	選択	選択			2				
		造形計画論	2	○	○	○		32	32	48	38			2				
		住居計画論	2					以上	以上	以上	以上			2				
デザイン関連科目	環境デザイン論	2	○	○	○	○						2						
	建築デザイン論	2	○	○	○	○	合計	合計	合計	合計	2							
	インテリアデザイン論	2	○	○	○		92	92	92	92		2						
	クラフトデザイン論	2	○	○	○		以上	以上	以上	以上		2						

区分	科目	単位	履修コース				卒業資格 最低単位数	週 時 間 数								備考						
			シ ビ ツ ク デ ザ イ ン	建 築 ・ イ ン テ リ ア デ ザ イ ン	ク ラ フ ト デ ザ イ ン	ゆ め 育 む		1年次		2年次		3年次		4年次								
								前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期							
専 門 教 育 科 目	実 習 ・ 演 習	シビックデザイン及び計画実習Ⅰ	3	○	—	—	○	(シ ビ ツ ク デ ザ イ ン コ ー ス 必 修 40 ・ 選 択 必 修 20 以 上 ・ 選 択 科 目 32 以 上 合 計 92 以 上)	(建 築 ・ イ ン テ リ ア デ ザ イ ン コ ー ス 必 修 40 ・ 選 択 必 修 20 以 上 ・ 選 択 科 目 32 以 上 合 計 92 以 上)	(ク ラ フ ト デ ザ イ ン コ ー ス 必 修 40 ・ 選 択 必 修 4 以 上 ・ 選 択 科 目 48 以 上 合 計 92 以 上)	(ゆ め 育 む コ ー ス 必 修 54 ・ 選 択 必 修 38 以 上 合 計 92 以 上)					9						
		シビックデザイン及び計画実習Ⅱ	3	○	—	—	○										9					
		建築・インテリアデザイン 及び計画実習Ⅰ	3	—	○	—	—										9					
		建築・インテリアデザイン 及び計画実習Ⅱ	3	—	○	—	—										9					
		クラフトデザイン及び 計画実習Ⅰ	3	—	—	○	—										9					
		クラフトデザイン及び 計画実習Ⅱ	3	—	—	○	—										9					
		環境デザイン及び計画実習	3	○	○	○	○												9			
		CAD及びコンピュータ 造形実習Ⅰ	1	○	○	○	○							3								
		CAD及びコンピュータ 造形実習Ⅱ	1									40	40	40	54		3					
	環境デザイン実験及び演習	1												3		材料実験を含む。						
	卒業研究	4	○	○	○	—								8	8							
	ゆ め 育 む コ ー ス 特 設 科 目	共 通 科 目	ゆめふくらむテーマ科目1	2	—	—	—	○	20	20	4		2									
			ゆめふくらむテーマ科目2	2	—	—	—	○	以上	以上	以上		2									
			ゆめふくらむテーマ科目3	2	—	—	—	○	・ 選 択	・ 選 択	・ 選 択		2									
			ゆめふくらむテーマ科目4	2	—	—	—	○	32	32	48	38		2								
特 別 演 習		ゆめ育むコース特別演習1	4	—	—	—	○	以上	以上	以上	以上	4	4									
		ゆめ育むコース特別演習2	4	—	—	—	○	合 計	合 計	合 計	合 計		4	4								
		ゆめ育むコース特別演習3	4	—	—	—	○	92	92	92	92			4	4							
		ゆめ育むコース特別演習4	4	—	—	—	○	以 上)	以 上)	以 上)	以 上)				4	4						
小 計		156	92以上								27	31	38	26	43	43	24	12				
総合教育科目、専門教育科目 合 計		260	124以上								71	69	66	54	51	51	24	12				

注) 専門教育科目の履修要件

イ シビックデザインコースおよび建築・インテリアデザインコースの卒業要件単位数は、必修科目40単位、

選択必修科目20単位以上および選択科目32単位以上、合計92単位以上とする。

クラフトデザインコースの卒業要件単位数は、必修科目40単位、選択必修科目4単位以上および選択科目48単位以上、合計92単位以上とする。

ゆめ育むコースの卒業要件単位数は、必修科目54単位および選択科目38単位以上、合計92単位以上とする。

ロ 各分野において定められた最低要件単位数を超えて修得した単位は、選択科目として卒業要件単位に算入することができる。

7 教員免許取得に係わる科目

(1) 教科に関する科目

イ. 高等学校教諭一種免許状・工業(機械工学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
工業の関係科目	機械工学への道	2	32	2										
	創造設計1	2			4									
	創造設計2	2				4								
	創造設計3	2					4							
	創造設計4	2						4						
	創造設計5	2							4					
	機械工学実験	2				4	(4)							
	工業力学1	2		2										
	工業力学2	2			2									
	材料力学1	2				2								
	材料力学2	2					2							
	コンピュータ演習1	2				2								△
	コンピュータ演習2	2					2							△
	応用数学1	2					2							
	応用数学2	2						2						
	流体力学1	2					2							
	流体力学2	2						2						
	熱工学1	2					2							
	熱工学2	2						2						
	機械運動学	2				2								
	機械要素設計	2						2						
	機械工作法1	2					2							
	機械材料	2		2										
	新素材工学	2					2							
	振動工学	2						2						
	機械力学	2							2					
	図形処理工学	2				2								
	人間工学概論	2						2						
電気・電子工学	2					2								
ソフトウェア工学	2						2							
生産システム工学	2						2							
職業指導	職業指導	④					2	2						
合 計		66	32	6	12	22	16	14	8	0	0			

注) 1. 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

2. 備考欄中の△印は、「情報機器の操作」指定科目

ロ. 高等学校教諭一種免許状・工業(交通機械工学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授業科目	単位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
工業の関係科目	工業数学	2	32			2									
	応用数学	2						2							
	工業力学1	2		2											
	工業力学2	2			2										
	工業力学演習	1			2										
	材料力学1	2			2										
	材料力学2	2				2									
	機械動力学	2				2									
	機械製作法	2			2										
	図形科学	2			2										
	機構学	2			2										
	機械製図	2					4								
	機械設計学1	2					2								
	機械設計学2	2						2							
	材料工学1	2			2										
	材料工学2	2				2									
	流体工学1	2					2								
	流体工学2	2						2							
	熱工学1	2					2								
	熱工学2	2						2							
	電気工学1	2					2								
	電気工学2	2						2							
	電子工学	2							2						
	コンピュータ概論	2				2									△
	プログラミング演習	1					2								
	外国書講読	2							2						
	材料力学演習	1				2									
	熱工学演習	1					2								
	流体工学演習	1					2								
	交通機械基礎実習	2				6									
	交通機械実験・実習1	2						6							
	自動二輪工学	2					2								
	軌道輸送工学	2					2								
	システム制御工学	2						2							
交通システム工学	2						2								
交通環境工学	2							2							
交通機械空気力学	2							2							
燃焼工学	2						2								
安全工学	2								2						
振動工学	2								2						
交通機械実験・実習2	2						6								
セミナー	2								2						
職業指導	職業指導	④					2	2							
合 計		83	32	16	16	24	16	18	12	0	0				

注) 1. 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

2. 備考欄中の△印は、「情報機器の操作」指定科目

ハ. 高等学校教諭一種免許状・工業(都市創造工学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授業科目	単位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考	
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
	工学基礎数学1	2				2							
	工学基礎数学2	2						2					
	コンピュータ基礎	2			2								△
	コンピュータ応用1(CAD)	2			2								
	都市創造入門セミナー	1		2									
	測量学1	2		2									
	測量学2	2			2								
	測量学実習	2				2	2						
	地球科学	2		2									
	環境生態	2			2								
	建設材料1	2				2							
	建設材料2	2					2						
	建設材料実験	1						3	(3)				
	鉄筋コンクリート	2						2					
	鉄筋コンクリート演習	2						2					
	舗装工学	2						2					
	つりあいの力学	2				2							
	構造力学1	2					2						
	構造力学2	2						2					
	構造力学演習	2					2	(2)					
	橋梁工学	2							2				
	骨組構造力学	2							2				
	土の力学	2				2							
	土質力学1	2					2						
	土質力学2	2	32					2					
	土質力学演習	2					2	(2)					
	土質実験	1						3	(3)				
	地盤工学	2							2				
	流れの力学	2				2							
	水理学1	2					2						
	水理学2	2						2					
	水理学演習	2					2	(2)					
	水理実験	1						(3)	3				
	河川工学	2						2					
	海岸工学	2							2				
	土木計画学	2						2					
	交通システム工学	2						2					
	都市計画	2					2						
	道路交通工学	2						2					
	環境工学1	2					2						
	環境工学2	2						2					
	衛生実験	1						(3)	3				
	環境システム	2						2					
	資源リサイクル	2							2				
	建設施工学	2						2					
	建設マネジメント	2							2				
	防災工学	2							2				
	地震工学	2							2				
職業指導	職業指導	④						2	2				
合計		95	32	6	6	16	24	30	24	0	0		

注)1. 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

2. 備考欄中の△印は、「情報機器の操作」指定科目

二. 中学校教諭一種免許状・数学(電子情報通信工学科/数学コース)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授業科目	単位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考	
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
代数学	代数学1	②	24	2									
	数学演習1	①		2									
	代数学2	②			2								
	代数学3	2				2							
幾何学	応用数学	②					2						
	幾何学1	②				2							
	幾何学2	②					2						
	グラフ理論	2						2					
解析学	解析学1	②			2								
	解析学2	②				2							
	数学演習2	①				2							
	解析学3	2					2						
	過渡現象論	2						2					
「確率論、統計学」	確率と統計	②					2						
	情報理論	2						2					
コンピュータ	基礎プログラミング1	②				2							
	基礎プログラミング2	②					2						
	デジタル電子回路1	2						2					
	デジタル電子回路2	2							2				
合 計		36		24	6	8	10	6	8	0	0	0	

- 注) 1. 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を24単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要31単位のところ、35単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要28単位のところ、24単位でよいとした。)
2. 上表の「幾何学1」「幾何学2」は情報システム工学科の開設科目です。履修希望者は自由科目履修制度を利用する必要があります。自由科目履修制度についてはハンドブックを参照して下さい。

ホ. 高等学校教諭一種免許状・数学(電子情報通信工学科/数学コース)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
代数学	代数学1	②	32	2										
	数学演習1	①		2										
	代数学2	②			2									
	代数学3	2				2								
幾何学	応用数学	②					2							
	幾何学1	②				2								
	幾何学2	②					2							
	グラフ理論	2						2						
解析学	解析学1	②			2									
	解析学2	②				2								
	数学演習2	①				2								
	解析学3	2					2							
	過渡現象論	2						2						
「確率論、統計学」	確率と統計	②					2							
	情報理論	2						2						
コンピュータ	基礎プログラミング1	②				2								
	基礎プログラミング2	②				2								
	デジタル電子回路1	2					2							
	デジタル電子回路2	2						2						
合 計		36	32	6	8	10	6	8	0	0	0			

- 注) 1. 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)
2. 上表の「幾何学1」「幾何学2」は情報システム工学科の開設科目です。履修希望者は自由科目履修制度を利用する必要があります。自由科目履修制度についてはハンドブックを参照して下さい。

へ. 高等学校教諭一種免許状・情報(電子情報通信工学科/情報コース)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
情報社会及び情報倫理	コンピュータリテラシ	②	32	2									△	
	産業財産権	②					2							
コンピュータ及び情報処理(実習を含む。)	電子情報通信工学実験2	2					6							
	オペレーティングシステム	②					2							
	センサ工学	2					2							
情報システム(実習を含む。)	システムと制御	2						2						
	アルゴリズムとデータ構造	②			2									
	コンピュータアーキテクチャ	②				2								
	応用プログラミング	②					2							
	最適化手法	2						2						
情報通信ネットワーク(実習を含む。)	符号理論	2						2						
	情報セキュリティ	②						2						
	通信ネットワーク	②					2							
	情報ネットワーク	②						2						
	アナログ通信工学	2				2								
	デジタル通信工学	2					2							
	応用通信工学	2						2						
マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	CAD/CG	②				2								
	デジタル信号処理	2					2							
	画像情報処理	2						2						
情報と職業	情報と職業	④						2	2					
合 計		44		32	2	0	2	6	22	16	0	0		

注) 1. 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

2. 備考欄中の△印は、「情報機器の操作」指定科目

ト. 高等学校教諭一種免許状・工業(電子情報通信工学科/工業コース)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
工業の関係科目	電子物性基礎論	2	32			2								
	電磁気学1	2				2								
	電磁気学演習1	1				2								
	電磁気学2	2					2							
	電磁気学演習2	1					2							
	電子計測	2					2							
	回路理論1	2					2							
	回路理論演習1	1					2							
	回路理論2	2						2						
	回路理論演習2	1						2						
	アナログ電子回路1	2						2						
	アナログ電子回路2	2							2					
	制御工学1	2							2					
	制御工学2	2								2				
	熱・統計力学	2						2						
	半導体基礎	2							2					
	電子材料工学	2								2				
	量子力学	2								2				
	半導体工学	2									2			
	集積回路工学	2									2			
	電子デバイス工学	2										2		
	波動と振動	2						2						
	基礎光学	2							2					
	波動光学	2								2				
	光量子エレクトロニクス	2									2			
	電磁波工学	2									2			
計測工学	2								2					
電子情報通信工学実験1	2									6				
電子情報通信工学ゼミナール	2										4			
職業指導	職業指導	④						2	2					
合 計		58	32	0	0	14	22	16	16	0	0			

注) 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

チ. 中学校教諭一種免許状・数学(情報システム工学科/数学コース)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考	
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
代数学	代数学1	②	24	2									
	代数学2	②			2								
	数学演習1	①		2									
	情報基礎数学	2		2									
	アルゴリズムとデータ構造	2			2								
幾何学	幾何学1	②				2							
	幾何学2	②					2						
解析学	解析学1	②		2									
	解析学2	②			2								
	数学演習2	①			2								
	フーリエ解析	2					2						
	複素数とベクトル	2		2									
「確率論、統計学」	統計学	②					2						
	確率論	②				2							
コンピュータ	電子計算機	②		2									
	数値解析	②				2							
	人工知能	2						2					
	応用記号論理	2				2							
	オートマトン理論	2				2							
	コンピュータシミュレーション	2							2				
	過渡現象	2							2				
合 計		40		24	12	8	10	6	4	2	0	0	

注) 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を24単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要31単位のところ、35単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要28単位のところ、24単位でよいとした。)

リ. 高等学校教諭一種免許状・数学(情報システム工学科/数学コース)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考	
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
代数学	代数学1	②	32	2									
	代数学2	②			2								
	数学演習1	①		2									
	情報基礎数学	2		2									
	アルゴリズムとデータ構造	2			2								
幾何学	幾何学1	②				2							
	幾何学2	②					2						
解析学	解析学1	②			2								
	解析学2	②				2							
	数学演習2	①				2							
	フーリエ解析	2					2						
	複素数とベクトル	2			2								
「確率論、統計学」	統計学	②					2						
	確率論	②				2							
コンピュータ	電子計算機	②			2								
	数値解析	②				2							
	人工知能	2						2					
	応用記号論理	2				2							
	オートマトン理論	2				2							
	コンピュータシミュレーション	2							2				
	過渡現象	2							2				
合 計		40		32	12	8	10	6	4	2	0	0	

注) 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

ス. 高等学校教諭一種免許状・情報(情報システム工学科/情報コース)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考			
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
情報社会及び情報倫理	情報社会と倫理	②	32	2											
	ものづくりと知的所有権	②					2								
	計画工学	2			2										
	サイバースペース工学	2				2									
コンピュータ及び情報処理(実習を含む。)	プログラミング1	②		2											
	プログラミング2	②			2										
	プログラミング演習1	②				4									
	プログラミング演習2	②				4									
	オペレーティングシステム	②				2									
	感性工学	2					2								
情報システム(実習を含む。)	ネットワークアプリケーション演習	①			2										△
	データベース工学	②				2									
	論理設計	2			2										
	ハードウェア設計	2						2							
	プログラム言語論	2				2									
	ソフトウェア設計	2				2									
情報通信ネットワーク(実習を含む。)	デジタルコンテンツ演習	①		2											△
	情報ネットワーク1	②			2										
	情報ネットワーク2	2					2								
	情報理論	2				2									
	計測と信号処理	2					2								
	情報通信システム	2					2								
マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	図形科学	②				2									
	コンピュータグラフィックス	②					2								
	画像工学1	2					2								
	画像工学2	2						2							
情報と職業	情報と職業	④					2	2							
合 計		54		32	6	8	10	16	14	6	0	0			

注) 1. 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

2. 備考欄中の△印は、「情報機器の操作」指定科目

ル. 高等学校教諭一種免許状・工業(建築・環境デザイン学科)

(単位数を○でかこんだものは教職必修科目)

教育職員免許法施行規則に定める専門教育科目区分	授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考		
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
工業の関係科目	インテリア空間論	2	32						2					
	造形・デザイン論	2		2										
	造形心理学	2			2									
	デザイン史	2			2									
	建築史Ⅰ	2			2									
	建築史Ⅱ	2			2									
	都市計画	2				2								
	環境計画論	2			2									
	建築計画論	2			2									
	インテリア計画論	2				2								
	造形計画論	2				2								
	住居計画論	2			2									
	環境デザイン論	2			2									
	建築デザイン論	2		2										
	インテリアデザイン論	2			2									
	クラフトデザイン論	2			2									
	建築構法	2			2									
	構造工学Ⅰ	2				2								
	構造工学Ⅱ	2					2							
	図形科学	2		2										
	計算機プログラミング	2		2										△
	CADおよびコンピュータグラフィックス論Ⅰ	2			2									
	環境デザイン基礎実習Ⅰ	1		3										
	環境デザイン基礎実習Ⅱ	1			3									
	環境デザイン基礎実習Ⅲ	1				3								
	環境デザイン基礎実習Ⅳ	1					3							
	シビックデザイン及び計画実習Ⅰ	3						9						
	シビックデザイン及び計画実習Ⅱ	3							9					
	建築・インテリアデザイン及び計画実習Ⅰ	3						9						
	建築・インテリアデザイン及び計画実習Ⅱ	3							9					
クラフトデザイン及び計画実習Ⅰ	3					9								
クラフトデザイン及び計画実習Ⅱ	3						9							
環境デザイン及び計画実習	3							9						
CAD及びコンピュータ造形実習Ⅰ	1			3										
職業指導	職業指導	④				2	2							
合 計		74	32	9	15	22	11	29	31	9	0			

注) 1. 本学においては、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の合計最低修得単位数を32単位とする。
 (本学においては、教育職員免許法施行規則に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数について所要23単位のところ、27単位と定めているため、剰余の4単位を「教科又は教職に関する科目」に算入し、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は所要36単位のところ、32単位でよいとした。)

2. 備考欄中の△印は、「情報機器の操作」指定科目

(2) 教職に関する科目

授 業 科 目	単 位	週 時 間 数								備 考				
		1年次		2年次		3年次		4年次		高 等 学 校 工 業	中 学 校 数 学	高 等 学 校 数 学	高 等 学 校 情 報	
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期					
教職入門	2	2								◎	◎	◎	◎	
教育哲学	2		2							◎	◎	◎	◎	
教育心理学	2	2								◎	◎	◎	◎	
教育の制度と歴史	2			2						◎	◎	◎	◎	
人権教育	2				2					○	○	○	○	
生涯学習論	2			2						○	○	○	○	
教育課程論	2					2				◎	◎	◎	◎	
教育方法論	2		2							◎	◎	◎	◎	
教 科 教 育 法	工業科教育法Ⅰ	2				2				◎				
	工業科教育法Ⅱ	2					2			◎				
	数学科教育法Ⅰ	2			2						◎	◎		
	数学科教育法Ⅱ	2				2					◎	◎		
	数学科教育法Ⅲ	2					2				◎			
	数学科教育法Ⅳ	2						2			◎			
	情報科教育法Ⅰ	2					2						◎	
	情報科教育法Ⅱ	2							2					◎
道徳教育の研究	2				2					○	◎	○	○	
特別活動の研究	2						2			◎	◎	◎	◎	
生徒指導・進路指導論	2			2						◎	◎	◎	◎	
教育相談の理論と方法	2				2					◎	◎	◎	◎	
教育実習Ⅰ	1						2			◎	◎	◎	◎	事前・事後指導
教育実習Ⅱa	4							集中		◎				
教育実習Ⅱb	2							集中	◎		◎	◎		
教職実践演習(中・高)	2								2	◎	◎	◎	◎	
合 計	49	4	4	8	8	8	10	0	2					

- 注) 1. 備考欄中の◎印は、各免許の必修科目
 2. 備考欄中の○印は、各免許の選択科目

(3)教科又は教職に関する科目

授 業 科 目	単 位	週 時 間 数								備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
道徳教育の研究	2				2					
合 計	2	0	0	0	2	0	0	0	0	

8 資格取得に係わる科目

イ. 二級自動車整備士(交通機械工学科 自動車工学コース)

二級自動車整備士の受験資格を得ようとする者は、国土交通省の定めるところにより、次の科目をすべて修得しなければならない。

授 業 科 目	単 位	最低修得単位数	週 時 間 数								備 考	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
工業数学	2	50			2							○
工業力学1	2		2									○
材料力学1	2			2								○
機械動力学	2				2							○
機械製作法	2		2									○
機械製図	2				4							○
材料工学1	2		2									○
流体工学1	2				2							○
熱工学1	2				2							○
電気工学1	2				2							○
交通機械基礎実習	2		6									○
交通機械実験・実習1	2					6						○
自動車構造論1	2		2									○
自動車構造論2	2			2								○
交通原動機学1	2					2						○
自動車性能論	2							2				○
自動車強度論	2							2				○
自動車技術論	2							2				○
自動車整備工学	2								2			○
自動車工学実習1	4				12							○※
自動車工学実習2	4					12						○※
自動車工学実習3	2								8			○※
交通機械実験・実習2	2							6				○
合 計	50	50	14	16	26	8	12	10	0	0		

注) 1. 履修方法について

- (1) 自動車工学コースの者に限り、二級自動車整備士の受験資格を取得することができるものとし、国土交通省の定める二級自動車整備士の受験資格に必要な科目をすべて修得し、当該コースの卒業要件単位を満たさなければならない。(交通機械コースの者は、受験資格を有さない。)

なお、自動車工学コースを履修できる学年定員を135名とする。
 - (2) 国土交通省の定める二級自動車整備士の受験資格に必要な科目のうち、講義科目は半期14回(定期試験を含む。)以上、実験、実習および製図科目は13回(定期試験を実施しない。)以上の授業を行うものとし、毎回出欠の確認を行う。

なお、講義科目は半期12回(定期試験を含む。)以上、実験、実習および製図科目は11回(定期試験を実施しない。)以上を出席しなければ、単位を修得することができない。
 - (3) 自動車工学コースの者が受講する、国土交通省の定める二級自動車整備士の受験資格に必要な科目を欠席したときは、その理由の如何にかかわらず、所定の欠席届を遅滞なく提出しなければならない。

なお、1回の講義での遅刻および早退を15分以内とし、その合計が30分を超えたときは、欠席として取り扱う。また、各科目の講義において、遅刻および早退を生じた回数が3回をもって、当該講義を1回欠席したものとして取り扱い、所定の欠席届を遅滞なく提出しなければならない。
 - (4) 欠席に伴い、当該科目の受講回数が不足した者のうち、所定の欠席届を提出した者に限り、欠席理由等の精査結果により、補講の受講が認められる。ただし、実験、実習および製図科目は、補講を実施しない。
2. 自動車工学コースの卒業者に限り、国土交通省の定める二級自動車整備士養成施設での課程を修了した者として、『修了証明書』を発行する。

なお、交通機械コースの卒業者には、『修了証明書』を一切発行しない。
 3. 備考欄中の○印は、自動車工学コースの卒業要件単位に算入される科目
 4. 備考欄中の※印は、交通機械コースの者が履修できない科目

大阪産業大学学費納入規程

制 定 昭和47年12月23日
最近改正 平成22年 3月19日

(趣 旨)

第1条 大阪産業大学学則(以下「学則」という。)第37条に基づく学費納入方法に関しては、別に定めるものを除き、この規程に定めるところによる。

(学費の内訳および金額)

第2条 学費とは、入学金、授業料、教育環境充実費、科目等履修料および研究料をいう。

2 前項の金額は、学則別表第3および別表第4に定めるところとする。

(授業料、教育環境充実費の納入期限)

第3条 授業料、教育環境充実費は、毎年、前期と後期に分け、それぞれ年額の2分の1を納入する。ただし、1年分をその年の最初の納入期限までに一括して納入することができる。

2 授業料、教育環境充実費の納入期限は、次のとおりとする。ただし、納入最終日が銀行の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納入期限とする。

前期 4月20日

後期 10月15日

3 学則第23条第2項により除籍の取消を受けたときは、指示した日を納入期限とする。

(入学金等の納入期限)

第4条 学則第18条により入学の許可を得ようとする者は、入学金および前期の授業料、教育環境充実費を所定の入学手続期間内に納入しなければならない。

(学費の納入方法)

第5条 授業料、教育環境充実費および入学金の納入は、本大学所定の振込依頼書による銀行振込とする。

2 科目等履修料および研究料の納入は、経理課窓口において行うものとする。

(授業料、教育環境充実費の延納および納入期限)

第6条 やむを得ない理由により、第3条第2項の納入期限までに授業料、教育環境充実費の納入ができないときは、授業料(等)延納願(様式第10号)を前期4月20日、後期10月15日までに教務課に提出し、学長の許可を受けて延納することができる。ただし、提出最終日が休日にあたる場合は、教務課窓口の翌取扱日を提出期限とする。

2 延納の納入期限は、次のとおりとする。ただし、納入最終日が銀行の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納入期限とする。

前期 6月20日

後期 12月15日

(授業料、教育環境充実費納入および除籍の猶予)

第7条 授業料、教育環境充実費の納入について、前第6条および学則第23条第2項の適用を受けた者のうち、特別な理由により期限日までに納入ができない者が、授業料(等)納入および除籍猶予願(様式第11号)を前期6月20日、後期12月15日までに教務課に提出したときは、学長は精査のうえ、授業料(等)納入および除籍について猶予することができる。ただし、提出最終日が休業日にあたる場合は、その翌窓口取扱日を提出期限とする。

なお、願い出にあたっては、手数料を別途徴収する。

2 授業料、教育環境充実費納入および除籍猶予の期限は、次のとおりとする。ただし、期限日が銀行の休業日にあたる場合は、その翌営業日を期限とする。

前期 7月15日

後期 1月10日

(補足)

第8条 この規程の補足事項については、必要な都度学内に掲示する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

大阪産業大学科目等履修生規程

制 定 昭和62年7月 1日
最近改正 平成22年3月19日

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪産業大学学則第41条の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 科目等履修生を志願できる者は、高等学校を卒業した者またはそれと同等以上の学力を有すると認められた者とする。ただし、教員免許状その他の法令に定める資格を取得することを目的とする者は、そのために必要な基礎資格を有することとする。

(科目等履修科目)

第3条 科目等履修科目は講義科目(実習を伴う講義科目を含む。)とし、語学関連科目、保健体育関連科目、実験、実験実習および製図等定員を定めている科目の科目等履修は原則として認めない。ただし、前項の定員を定めている科目であっても、教員免許状その他の法令に定める資格を取得するための必修科目である場合は、科目等履修を許可することができる。

2 科目等履修生が科目等履修できる授業科目は、1年間を通じて10科目20単位以内とする。

3 「教育実習」科目の履修資格は、本大学修学規程に定めるところによる。その科目等履修は、原則として夜間部履修時間帯に開講する科目のみとする。また、「教育実習」科目を志願する者は、出願のさいに実習校の内諾書および科目等履修許可されたのちには教育実習費を別に必要とする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生を志願する者は、本大学所定の科目等履修願(様式第8号)に最終出身学校の卒業証明書、成績証明書(教員免許状取得を目的とする者は教職用単位修得証明書も添付すること。)、健康診断書、履歴書および勤務先所属長の承諾書(就職している者のみ)ならびに本大学学則別表第3で定める科目等履修生検定料(科目等履修継続者は免除する。)を添えて指定の期間内に願出しなければならない。

(科目等履修許可および選考)

第5条 科目等履修生を志願する者があるときは、本大学学生の修学に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 科目等履修志願者に関する選考は、当該授業科目担当者の意見を聞き、科目等履修の申し出のあった学部において行う。

(科目等履修期間)

第6条 科目等履修の期間は、当該年度の学期始めから当該学期またはその年度の終わりまでとする。ただし、後期から始まり次年度前期まで続く科目の場合は、その期間とする。

(試験および単位の認定)

第7条 科目等履修生は、聴講した授業科目について試験を受けることができる。

2 科目等履修生として試験に合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(証明書)

第8条 科目等履修を許可され、所定の手続きを完了した者に対して科目等履修生資格証明書を交付する。

2 科目等履修生として修得した単位については、本人の請求により、単位修得証明書または成績証明書を交付する。

3 科目等履修生に対しては、本人の願い出により、科目等履修証明書を交付する。

(科目等履修料)

第9条 科目等履修を許可された者は、本大学の指定する期日までに科目等履修料を納入しなければならない。

2 科目等履修料は、本大学学則別表第3に定めるところによる。

3 科目等履修料を納期までに納入しない者には、科目等履修許可の取消を行う。

(特別の経費)

第10条 科目等履修に特別の経費を要する場合は、これを科目等履修生から徴収することができる。

2 前項の経費については、その都度定める。

(既納の科目等履修料等)

第11条 すでに納入されている科目等履修生検定料、科目等履修料および特別の経費は、これを返還しない。

(規程の準用)

第12条 科目等履修生に対しては、この規程のほか、本大学学則および正規の学生に関する規程を準用する。

(運 営)

第13条 この規程の運営に関する必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則(平成4年3月5日)

(施行期日)

1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

(改正に伴う措置)

2 この規程施行の日をもって、昭和62年7月1日制定された大阪産業大学聴講生規程の題名を大阪産業大学科目等履修生規程に改正する。

附 則(平成22年3月19日)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

大阪産業大学研究生規程

制 定 昭和62年9月16日
最近改正 平成22年3月19日

(趣 旨)

第1条 大阪産業大学学則第42条による研究生の取り扱いについては、この規程に定める。

(出願資格)

第2条 本大学研究生に研究生として出願できる者は、つぎの各号に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者または卒業見込の者
- (2) 前号と同等以上の学力を有すると認められた者

(出願手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、研究生入学願(様式第4号)に本人の最終学校の卒業証明書(または卒業見込証明書)、成績証明書、履歴書、健康診断書および別に定める検定料を添え、当該学部長を経て、学長に願い出なければならない。

(研究生期間)

第4条 研究生の期間は、6ヵ月または1ヵ年とする。ただし、特別の事情があるときは、本人の願い出により、教授会の議を経て期間の延長を許可することがある。研究生期間の延長を受けようとする者は、研究生期間継続願(様式第5号)を期間終了1ヵ月前までに、当該学部長を経て、学長に提出しなければならない。

(研究生入学許可)

第5条 第3条の願い出を受理した場合は、当該学部の教育および研究に支障のない範囲内において、教授会の選考に基づき、学長が入学を許可する。

(研究料)

第6条 研究生の研究料は、大阪産業大学学則第36条に定めるところによる。

(既納の研究料等)

第7条 既納の研究料およびその他の費用は、いかなる理由があっても返還しない。

(研究報告)

第8条 研究生は、研究生期間終了日までに研究報告書(様式第6号)を、当該学部長を経て、学長に提出しなければならない。

(証明書の発行)

第9条 研究生在学期間の証明書については、申し出により学長が発行する。

(規程の準用)

第10条 研究生に対しては、この規程に定めるほか学則およびその他の規程を準用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

大阪産業大学および大阪産業大学短期大学部再入学規程

制 定 昭和62年12月2日

最近改正 平成22年3月19日

(準 拠)

第1条 大阪産業大学学則第14条および大阪産業大学短期大学部学則第11条による再入学については、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 再入学を出願できる者は、再入学後、成業の見込みがある者でなければならない。

2 再入学の出願は、退学または除籍になって3年以内とする。ただし、特別な理由がある者については、この限りでない。

(再入学願)

第3条 再入学を希望する者は、再入学試験要項に定める書類を、所定の期日までに教務課または短期大学部事務室を経由し、学長に願い出なければならない。

2 検定料および再入学金については、別に定める。

(再入学時期)

第4条 再入学の時期は、毎年1回、学年の始めとする。

(選 考)

第5条 再入学の選考は、大阪産業大学学部通則の第4条の第1項および第6項、大阪産業大学短期大学部通則の第4条の第1項および第5項を適用する。

2 大阪産業大学および大阪産業大学短期大学部学部通則第3条の出願者について、大阪産業大学教授会規程ならびに大阪産業大学短期大学部教授会規程に定める当該教授会は、再入学の可否について審査する。

(再入学の手続)

第6条 前条において再入学を認められた者は、所定の期日までに、学費納入規程に定める学費を納入し、手続きを完了しなければならない。

(再入学者の適用学則等)

第7条 再入学を許可された者には、許可学年次学生に適用している学則およびその他諸規程を適用する。

(事務の所管)

第8条 この規程に関する事務は、教務課が所管する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月7日)

(施行期日)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

大阪産業大学学位規程

制 定 平成 4年3月 5日

最近改正 平成22年3月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪産業大学学則第31条第2項に基づき、本大学において、授与する学位に関する事項を定めるものとする。

(学士の学位授与)

第2条 本大学の学則に基づき、所定の課程を修めた者に対し、学士の学位を授与する。

2 本大学において授与する学士の種類は、次の通りとする。

人間環境学部	文化コミュニケーション学科	学士(人間環境学)
	生活環境学科	学士(人間環境学)
	スポーツ健康学科	学士(体育学)
経営学部	経営学科	学士(経営学)
	流通学科	学士(経営学)
経済学部	経済学科	学士(経済学)
	国際経済学科	学士(経済学)
工学部	機械工学科	学士(工学)
	交通機械工学科	学士(工学)
	都市創造工学科	学士(工学)
	電子情報通信工学科	学士(工学)
	情報システム工学科	学士(工学)
	建築・環境デザイン学科	学士(工学)

3 学位授与の時期は、次の通りとする。

人間環境学部	毎年3月または9月
経営学部	毎年3月または9月
経済学部	毎年3月または9月
工学部	毎年3月または9月

(学士簿)

第3条 学長は、学士の学位を授与したとき、学士簿に登録する。

(学位記様式)

第4条 卒業証書・学位記の様式は、別記様式1の通りとする。

(事務の所管)

第5条 この規程に関する事務は、教務課が所管する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。ただし、学則第31条に定める学士の学位授与については、平成3年度に卒業した者から適用することができる。

附 則（平成22年3月19日）

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

第 号

卒 業 証 書
学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、
学士（〇〇〇学）の学位を授与する

年 月 日

大阪産業大学〇〇学部長 氏 名

学部長印

大阪産業大学学長 氏 名

学長印